

SAICM 国内実施計画の進捗状況について
(地方公共団体編 : 47 都道府県、政令指定都市)

令和2年3月

S A I C M 関係省庁連絡会議

SAICM 国内実施計画の進捗状況について (地方公共団体編：47 都道府県、政令指定都市)

【目 次】

目次

I	はじめに.....	1
II	SAICM 国内実施計画の点検の進め方について	2
III	取組の概要.....	3
IV	各地方公共団体における取組状況.....	10
(1)	北海道.....	11
(2)	青森県.....	12
(3)	岩手県.....	14
(4)	宮城県.....	16
(5)	秋田県.....	17
(6)	山形県.....	19
(7)	福島県.....	20
(8)	茨城県.....	21
(9)	栃木県.....	23
(10)	群馬県.....	24
(11)	埼玉県.....	26
(12)	千葉県.....	29
(13)	東京都.....	30
(14)	神奈川県.....	32
(15)	新潟県.....	34
(16)	富山県.....	35
(17)	石川県.....	36
(18)	福井県.....	37
(19)	山梨県.....	39
(20)	長野県.....	40
(21)	岐阜県.....	42

(22)	静岡県	44
(23)	愛知県	46
(24)	三重県	48
(25)	滋賀県	50
(26)	京都府	53
(27)	大阪府	54
(28)	兵庫県	57
(29)	奈良県	62
(30)	和歌山県	65
(31)	鳥取県	67
(32)	島根県	69
(33)	岡山県	70
(34)	広島県	72
(35)	山口県	74
(36)	徳島県	76
(37)	香川県	78
(38)	愛媛県	79
(39)	高知県	81
(40)	福岡県	82
(41)	佐賀県	84
(42)	長崎県	86
(43)	熊本県	87
(44)	大分県	88
(45)	宮崎県	89
(46)	鹿児島県	90
(47)	沖縄県	91
(48)	札幌市	92
(49)	仙台市	93
(50)	さいたま市	94
(51)	千葉市	95
(52)	横浜市	96
(53)	川崎市	100
(54)	相模原市	102
(55)	新潟市	103
(56)	静岡市	104
(57)	浜松市	105

(58)	名古屋市	106
(59)	京都市	107
(60)	大阪市	108
(61)	堺市	109
(62)	神戸市	110
(63)	岡山市	111
(64)	広島市	112
(65)	北九州市	114
(66)	福岡市	115
(67)	熊本市	116

I はじめに

S A I C M国内実施計画は、W S S D2020 年目標の達成に向けた今後の戦略を示すものとして、平成 24 年 9 月に S A I C M 関係省庁連絡会議において取りまとめられたものである。この国内実施計画の実施状況については「2015 年に開催予定の I C C M 4 に先立って、関係省庁連絡会議において実施状況を点検し、結果を公表する」と定められており、平成 26 ~27 年にかけて進捗状況の点検が行われた。

W S S D2020 年目標の目標年を迎える、本報告書では、S A I C M国内実施計画に関わる主体として、地方公共団体における各種取組の点検結果を取りまとめたものである。

S A I C M国内実施計画では、地方公共団体は地域の状況に応じた法・条例の着実な施行等に加え、事業者による化学物質管理の一層の推進、地域でのリスクコミュニケーションの推進等において重要な役割を果たすことが期待されている。一方、地方公共団体での化学物質管理に関する活動は、国の法令で規定された取組や、各地方公共団体による独自性の高い取組など多岐におよび、S A I C M国内実施計画を推進するに当たり、それらの現状を網羅的に把握する必要が求められている。

それらを踏まえ、本報告書は、これまで地方公共団体が実施してきた多様な化学物質管理に関わる取組について、各都道府県、並びに各政令指定都市の化学物質管理担当部署へヒアリング調査やメール等によるアンケート調査を実施し、得られた回答結果に基づき作成されたものである。

点検の結果、各地方公共団体における S A I C M に関する取組状況については、概ね進捗をしていることを確認した。今後、地方公共団体に求められる取組内容や進め方については、I C C M 5 で策定が予定されている 2020 年以降の化学物質管理に関する新たな国際枠組みの内容、国が策定する S A I C M国内実施計画に替わる国内計画の内容、本点検における指摘等を踏まえつつ検討を行うこととする。

II SAICM 国内実施計画の点検の進め方について

SAICM国内実施計画の「第3章 具体的な施策の展開」においては、地方公共団体に期待される役割として「地域の状況に応じた法・条例の着実な施行等に加え、中小事業者も含めた事業者による化学物質管理の一層の促進、地域でのリスクコミュニケーションの推進等において重要な役割を果たすこと」が挙げられている。

そこで、47都道府県、並びに地方自治法第252条にて指定されている政令指定都市20市の計67の地方公共団体を対象として、環境白書等に記載されている取組を中心に取組状況について確認することとした。その結果、全ての地方公共団体より回答が得られた。



III 取組の概要

1. 地方公共団体における取組の分類

S A I C M国内実施計画では、化学物質の排出、化学物質を含む製品のリサイクル又は廃棄段階、化学物質に係る事故時・災害時の対応等に関する施策については、地方公共団体と連携しつつ講じることが規定されている。それらの活動の中には、既にわが国の法令等で規定されたものも含まれており、それらに関する地方公共団体の取組は十分に実施されていることが確認された。(法令等に基づく活動は国の点検結果に記載。)

一方、国の法令をより広く周知するための地域セミナー等の開催や、より厳しい規制を推進するための条例整備等、地方公共団体による独自性の高い取組も確認された。

本項では得られた調査結果を下表の 2.1~2.9 の項目に沿って地方公共団体による独自性の高い取組を中心に整理した。

以下の項目と、地方公共団体によるアンケート票項目の対応は、IVに示す通りである。なお、「地方公共団体における取組の概要」と「各地方公共団体における取組状況」は完全に 1 対 1 対応ではなく、地方公共団体からの聞き取り内容を踏まえ、適宜読み替えて整理を行った。

地方公共団体の取組項目	
2. 地方公共団体における取組の概要	
科学的なリスク評価の推進	
2.1 化学物質に関するモニタリングの取組	
2.2 研究開発活動	
ライフサイクル全体のリスクの削減	
2.3 化学物質の適正管理に関する取組	
2.4 化学物質管理における廃棄・資源循環に関する取組	
未解明の問題への対応	
2.5 地方公共団体における研究機関における取組	
2.6 未解明の問題に関する周知・支援の取組	
安全・安心の一層の推進	
2.7 情報公開・リスクコミュニケーションに関する取組	
2.8 化学物質管理における普及啓発・人材育成に関する取組	
2.9 化学物質管理における防災安全に関する取組	

2. 地方公共団体における取組の概要

科学的なリスク評価の推進

2.1 化学物質に関するモニタリングの取組

- ・国の法令等に基づくモニタリングを基本としつつ、都道府県ごとの条例（いわゆる上乗せ条例）等において、法令よりも厳しい排出基準の設定や規制物質の追加、敷地境界での基準の追加、水質保全目標の設定等がされている。
- ・工場の特性に応じて法で定められた規制よりも厳しい内容の覚書を交換し、大気汚染物質の排出抑制を行っている事例もある。
- ・また、P R T R 情報を活用し、排出量の多い事業場周辺でモニタリング調査や実態調査が実施されている。
- ・内分泌かく乱物質やアスベスト、農薬、重金属、その他未規制物質等、自主的にモニタリングが実施されている事例があるほか、ダイオキシン類が検出された場合や他の物質が基準値を超過した場合に原因究明や浚渫事業が実施されている事例もある。
- ・各種気象データから大気汚染を予測してそれらの情報を各関係機関に提供するシステムや、工場や自動車等から排出される大気汚染物質排出量と大気汚染のモニタリング状況との関連を解析し、市民に情報提供を行う総合的な情報共有・提供システムが整備されている事例もある。
- ・海洋等に存在するマイクロプラスチックに付着したダイオキシン類の調査を行っている事例もある。
- ・県立学校を対象とした教室内のホルムアルデヒドの簡易測定を実施している事例もある。また、相談者にホルムアルデヒドの検出試験紙の提供、必要に応じて検知管を用いた室内濃度測定を実施している事例もある。

2.2 研究開発活動

- ・地方公共団体における研究機関において、P O P s 等の環境汚染実態の把握等がなされている。
- ・PM 2. 5 等の越境汚染に関して、近隣の自治体や韓国等と共同で分布特性調査を実施している事例もある。
- ・緊急時を想定した迅速な分析法の開発や災害廃棄物対策に関する研究等、事故・災害時のリスク低減に関する研究も実施されている。
- ・小型除草ロボットの改良や水稻有機栽培システムの確立による農薬使用量の低減に関する研究を実施している事例もある。

- ・海岸や河川に存在するマイクロプラスチックに付着したダイオキシン類の分析法の開発を実施している事例がある。
- ・合成樹脂や容器包装に含まれる化学物質のリスク評価を実施するための試験法の開発を行っている事例もある。

ライフサイクル全体のリスクの削減

2.3 化学物質の適正管理に関する取組

- ・事業所における化学物質の適正管理を更に推進するため、地方公共団体ごとに条例や化学物質適正管理指針（名称は様々で、化学物質適正管理指針以外にも化学物質環境管理指針、化学物質の環境にやさしい取扱指針、適正管理手続書等がある）が策定されている。条例で定める特定物質のうち、使用等を行っている物質の種類や使用期間等を事業者に定期的に報告させる事例もある。
- ・P R T R制度について、条例により届出要件の拡大や取扱量の報告、対象物質の追加等が義務付けられている事例がある。また、化管法届出事業者に対して、管理計画や管理目標の作成、目標の達成状況の報告の求めを求めており、事業所から排出される化学物質について安全性影響度の評価及び低減措置に係る取組を支援している事例もある。
- ・農薬について、農薬使用量の実態調査や環境影響・排出抑制技術に関する調査研究、講習会や広報活動の実施、化学肥料・農薬を低減した地域や営農活動に支援が実施されている。また、農薬の飛散等からの生活保全を目的として研修会を実施し農薬の適正な使用の啓発がなされている。農薬を使わない等環境にやさしい農業への取組を認定し表示する制度もある。
- ・ゴルフ場での農薬使用について、ゴルフ場農薬適正使用指導要領等を定め、ゴルフ場での農薬の適正使用や水質検査、使用状況の報告等を義務付けている事例もある。
- ・水銀等による環境汚染を防止するために、水銀使用製品の適正な分別回収体制の整備等を進めている事例もある。
- ・アスベストへの対策として、条例によって、吹付け材の使用状況等の実地調査や建築物・工作物の解体工事を対象としたアスベスト飛散に関する規制を行っている事例もある。
- ・シックハウス症候群の対策として、建築材料や換気設備等の技術的な指導や県民の化学物質に関する健康相談の対応を行っている事例もある。また、相談センターの設置によるシックハウス対策の周知・講座、シックハウス症候群に関する普及啓発、化学物質測定機関の紹介等がなされている。

- ・家庭用品について、試買試験を実施し化学物質含有量の調査を実施している事例がある。また、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する情報や製品を安心・安全に使用するための啓発チラシの作成等を実施している事例もある。

2.4 化学物質管理における廃棄・資源循環に関する取組

- ・P C B 特措法等に基づき、各都道府県において P C B 廃棄物の処理計画・処理指針の策定、事業者に対する立入検査や指導、メディアを活用した広報、P C B 廃棄物処理基金への拠出等が実施されている。
- ・ダイオキシン類の発生抑制のため、事業場への指導、廃棄物発生量削減や焼却量削減、小規模施設の集約化等の取組が実施されている。
- ・建物解体時におけるアスベスト対策の推進、廃棄物処理技術の開発等がなされている。

未解明の問題への対応

2.5 地方公共団体における研究機関における取組

- ・地方公共団体における研究機関において、ネオニコチノイド系殺虫剤、PM 2.5 の生成機構解明の研究、衛生動物の分布の把握、微量化学物質の分析技術の開発、多成分同時分析法の開発、重金属の河川中での形態分析、環境中に存在する医薬品等の分析法の開発・モニタリング実施（実施予定含む）・リスク評価等が実施されている事例がある。

2.6 未解明の問題に関する周知・支援の取組

- ・内分泌かく乱物質について、環境ホルモン問題研究会や内分泌かく乱物質等情報交換検討会を立ち上げ、新たな科学的知見等の情報収集や対応方策の検討、残留農薬試験等の実施がなされている。
- ・パンフレットによる化学物質過敏症に関する普及啓発、化学物質測定機関の紹介等がなされている。また、イベント開催時の講演等、化学物質過敏症の患者会の支援を行っている事例もある。

安全・安心の一層の推進

2.7 情報公開・リスクコミュニケーションに関する取組

- ・環境コミュニケーションの促進に係る取組として、工場の見学会、事業者の取組活動の紹介、事業者へのアンケートやセミナー開催、チラシの配布、周辺住民が意見交換をすることによりお互いの理解を深める意見交換会の開催、企業担当者を対象とした研修会の開催等が実施されている。
- ・リスクコミュニケーションの実施を希望する事業者に対して、企画立案、コーディネート、化学物質アドバイザーの派遣等の開催支援等も実施されているほか、体験型の演習を取り入れたリスクコミュニケーション研修会、参考事例集やガイドブックの作成・配布、環境対話集会のモデル事業の実施等もなされている。
- ・事業者が作成した環境報告書を地方公共団体のホームページに掲載する取組（環境報告書バンク）がなされている。
- ・条例に基づき事業者から報告された化学物質管理目標等を取りまとめて公表している事例もある。
- ・化学物質に関する情報を市民や事業者に提供するため、化学物質対策セミナーやVOC対策セミナー、出前講座が開催されている。
- ・P R T R届出情報の統計データ、環境中の化学物質のモニタリング調査結果、P R T Rデータを読み解くための県民ガイドブック、工場・事業場からの排出量、化学物質の毒性情報等が、ホームページや冊子にて公開されている。
- ・大気汚染について、常時監視システムにより測定局のデータを自動収集・集計等の処理を行い、リアルタイムの汚染状況をホームページで発信している事例もある。PM2.5の注意喚起時は、テレビやラジオ、ホームページや防災メール等の複数のメディアを活用して情報発信を行っている事例もある。
- ・府内関係各部局・機関をオンラインで結び、情報の収集・共有化を行うと共に、インターネットを利用して県民に情報提供を行う環境情報総合システムを構築している事例がある。本システムを通じて、大気、水質、廃棄物等の情報が提供されている。
- ・県が市町村などの相談窓口に寄せられた公害苦情を把握し、統計を取っている事例もある。
- ・事業者にとって使いやすい「環境リスク評価手法」を開発し、ガイドブックとして取りまとめ、ホームページで公開している事例もある。

2.8 化学物質管理における普及啓発・人材育成に関する取組

- 事業者を対象に、自主的な管理改善の促進に向けた普及・啓発として普及啓発や教育のためのセミナーが開催されている。また、RoHSやREACHといった海外法規制への対応を始め、様々な環境分野の取組に対応できるよう、企業の環境技術者育成支援の取組がなされている。環境マネジメントシステムの導入を目指す事業者に対し、専門家派遣事業を実施している事例もある。
- 市民を対象に、環境問題への理解と関心を深めてもらうため、化学物質対策等の環境問題とそれに対する県の取組・施策などを説明する出前講座、環境コミュニケーション研修会等が開催されている。また、環境教育・学習アドバイザーの紹介やパネルの貸し出し等も行われている。
- 高校を対象に、リスクコミュニケーションに係る講演、グループワーク等の実施や小学生を対象とした環境実験教室を実施するための講師派遣等の取組がある。また、要請に応じて、化学物質に関する基本的な知識についての講義を行う取組も実施されている。また、学校におけるエコスクール事業の一環として、酸性雨や大気汚染の調査結果について学習する取組が進められている事例もある。

2.9 化学物質管理における防災安全に関する取組

- 地方公共団体独自の化学物質管理指針において、事故時の対応や報告の仕方等が定められている。事故・災害対応訓練の定期的な実施を求める事例もある。
- 大規模な震災の発生に備えて事業者の参考となる対策を取りまとめた「震災対策マニュアル」を作成し事業者に周知する取組がなされている。また、災害時における化学物質のリスクを低減するために、非常時に速やかな対応が可能となる体制の構築や非常時の対応マニュアルの作成支援、一定規模以上の事業者に大規模災害に備えた環境リスク低減対策の届出等の取組を行っている事例がある。
- 地域の特性に即した災害時の環境リスク評価を実施し、事業者が導入・強化すべき新たな災害対策が取りまとめられている事例がある。
- 過去の水質事故を踏まえ、水質事故を防ぐために条例を改正し、水道水への影響が大きい化学物質の管理の適正化が推進されている。また、水質事故発生時に備えて、汚染の拡大防止に向けて速やかに対応が取れるよう、関係機関との連携やオイルマットの設置などの準備が進められている。
- 化学物質による環境汚染と災害事故の防止を図るために、適切な化学物質管理に必要な化学物質の物性や毒性等の情報がパソコン通信で提供されている。また、災害時における化学物質の漏出防止や対応体制の整備について事業者への働きかけがなされている。
- 工場・事業場における火災や事故などを想定した行政・事業者によるマニュアル等の整備・見直しや関係機関との連携・調整について取り組まれているほか、災害により発生す

る廃棄物を適正かつ迅速に処理するための災害廃棄物処理計画が策定されている。

- ・災害時の環境汚染の状況把握のために、地域の分析機関等と災害時における化学物質等の調査に関する協定を締結している事例もある。

IV 各地方公共団体における取組状況

本章では、各項目における都道府県及び政令指定都市が独自に実施する取組の状況を示す。

なお、Ⅲ章の取組概要と地方公共団体の回答項目の対応関係は下記のとおり。

2. 地方公共団体における取組の概要		各地方公共団体における取組状況
科学的なリスク評価の推進	2.1 化学物質に関するモニタリングの取組	①環境モニタリング
	2.3 研究開発活動	⑤研究開発
ライフサイクル全体のリスクの削減	2.3 化学物質の適正管理に関する取組	②廃棄・資源循環
	2.4 化学物質管理における廃棄・資源循環に関する取組	③化学物質の適正管理 ⑧家庭用品
未解明の問題への対応	2.5 地方公共団体における研究機関における取組	⑨化学物質過敏症等
	2.6 未解明の問題に関する周知・支援の取組	⑩環境に残留する医薬品等
安全・安心の一層の推進	2.7 情報公開・リスクコミュニケーションに関する取組	④情報公開
	2.8 化学物質管理における普及啓発・人材育成に関する取組	⑥教育・普及啓発
	2.9 化学物質管理における防災安全に関する取組	⑦防災・安全

※「地方公共団体における取組の概要」と「各地方公共団体における取組状況」は完全に1対1対応ではなく、地方公共団体からの聞き取り内容を踏まえ、適宜読み替えて整理を行った。

—1. 北海道—

北海道における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

※国の各種法令に基づく取組については国の取組状況の中でもまとめることになるため、一部の取組については記載していないか、または「—」としている。以下の都道府県も全て同様。

図表 1 北海道における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	・化学物質（ダイオキシン類）の環境基準達成率 ダイオキシン類の大気、水質、土壌の濃度は、調査開始当初から平成30年度までの間、19年連続で環境基準を達成。
	水質	――
	土壌	――
	その他	――
② 廃棄・資源循環	――	――
③ 化学物質の適正管理	化学物質等による環境汚染の未然防止	ダイオキシン類についての継続的な調査・監視や事業者に対する指導、PRTR制度の適切な運用などにより、化学物質等による環境汚染の未然防止を図る。
④ 情報公開	――	――
⑤ 研究開発	――	――
⑥ 教育・普及啓発	――	――
⑦ 防災・安全	――	――
⑧ 家庭用品	――	――
⑨ 化学物質過敏症等	――	――
⑩ 環境に残留する医薬品等	――	――

出典：平成28年3月 北海道環境基本計画〔第2次計画〕改訂版に基づく施策

—2. 青森県—

青森県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。また、これらの取組に関連する図表をあわせて末尾に示す。

図表 2 青森県における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	<ul style="list-style-type: none">・八戸地域における重金属類 県では、重金属類の大気中濃度を詳細に把握することを目的として、大気を常時採取するローポリウムエアサンプラー法による調査を平成18年7月から平成28年12月まで実施した。平成29年1月以降は、八戸市が継続して実施している。・酸性雨実態調査 県では、酸性雨の実態を把握するために、昭和58年から調査を実施している。・県内の大気汚染の状況を把握するため、大気汚染常時監視測定局において常時監視を行った結果、大気環境基準（光化学オキシダントを除く。）については、98～100%の達成率となっている。
	水質	――
	土壤	――
	その他	<p>ダイオキシン類</p> <ul style="list-style-type: none">・県内の大気、水質及び土壤のダイオキシン類による汚染状況を測定した結果、ダイオキシン類の環境基準は近年100%の達成率を維持。
② 廃棄・資源循環	――	――
③ 化学物質の適正管理	――	<ul style="list-style-type: none">・ばい煙発生施設設置事業場に立入検査を行い、排出基準適合状況を確認したほか、水質汚濁防止法及び県公害防止条例に基づく規制対象事業場に立入検査を行い、排水基準適合状況を確認し、基準に適合しない事業場に対して指導を実施。・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設に立入検査を行い、排出基準適合状況を確認するとともに、一部の施設において排出ガス、ばいじん及び焼却灰中のダイオキシン類濃度を測定し、基準に適合しない施設に対し、指導を実施。
④ 情報公開	――	<ul style="list-style-type: none">・環境白書（青森県）、環境保全ページ（HP）。
⑤ 研究開発	――	――
⑥ 教育・普及啓発	――	――
⑦ 防災・安全	――	――
⑧ 家庭用品	――	――
⑨ 化学物質過敏症等	――	――
⑩ 環境に残留する医薬品等	――	――

出典：環境白書 令和元年版（青森県）

【関連図表】

図表 3 八戸地域における大気中重金属類調査結果（平成 30 年度）

(単位:ng/m³)

測定対象物質	八戸小学校局	根岸小学校局	指針値
ニッケル化合物	2.6	3.3	25以下

図表 4 酸性雨実態調査結果

(上段:pH年平均値、下段:サンプルの最小値～最大値)

調査地域	調査地点	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
青森市	県環境保健センター	5.1 (4.3～6.1)	5.1 (4.7～5.6)	4.8 (4.3～5.4)	4.8 (4.6～5.1)	4.8 (4.5～5.4)
鰯ヶ沢町	鰯ヶ沢道路河川事業所	5.1 (4.3～6.1)	5.2 (4.8～5.9)	4.8 (4.4～5.3)	4.9 (4.6～5.2)	4.9 (4.7～5.6)

図表 5 大気関係のモニタリング指標の状況

指標名(単位)		指標の説明と選定理由				
大気環境基準達成率<光化学オキシダントを除く。> (%)		大気環境の保全状況を示す指標として、大気環境基準達成率（光化学オキシダントを除く）を選定。				
実績値の推移						
項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
青森県	98	100	100	100	100	98

図表 6 ダイオキシン類のモニタリング指標の状況

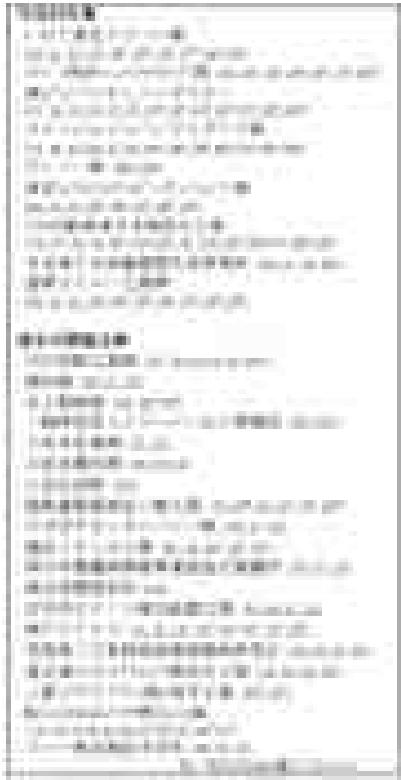
指標名(単位)		指標の説明と選定理由				
ダイオキシン類の環境基準達成率 (%)		環境中（大気、公共用水域水質、公共用水域底質、地下水、土壤）のダイオキシン類汚染状況を示す指標として、ダイオキシン類の環境基準達成率を選定。				
実績値の推移						
項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
青森県	100	100	100	100	100	100

出典：環境白書 令和元年版（青森県）

—3. 岩手県—

岩手県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。また、これらの取組に関連する図表をあわせて示す。

図表 7 岩手県における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	――
	水質	――
	土壤	――
	その他	――
② 廃棄・資源循環	――	――
③ 化学物質の適正管理	――	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度から新たに、事業者が作成した環境報告書を県のホームページに掲載する「いわて環境報告書バンク」の取組を実施。 ・事業者主催による「地域とはじめる環境報告会」について、引き続き県等が開催を支援。 ・環境中及び発生源のダイオキシン類の常時監視を実施。 
④ 情報公開	――	<ul style="list-style-type: none"> ・環境コミュニケーションに関する取組 <p>平成 16 年からの取組である企業と共に、工場等の見学や工場・事業場における様々な環境に配慮した活動等取組を紹介し、工場・事業場とその周辺住民が意見交換することによりお互いの理解を深める「地域とはじめる環境報告会」を開催するほか、企業担当者を対象とする研修会を開催している。</p>

図表 8 「地域とはじめる環境報告会」（岩手県）の実施状況

大項目	小項目	取組概要																														
		<p>また、事業者が作成した「環境報告書」を県のホームページに掲載する取組「いわて環境報告書バンク」を平成23年度より実施している。</p> <p>図表9 「環境コミュニケーションに係る研修」(岩手県)の実施状況</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>講義</td> <td>環境問題の基礎知識</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>講義</td> <td>環境に配慮した地域活性化の取り組み</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>実習</td> <td>環境問題の基礎知識</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>講義</td> <td>環境問題の基礎知識 環境に配慮した地域活性化の取り組み 環境問題の基礎知識</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>講義</td> <td>環境問題の基礎知識 環境に配慮した地域活性化の取り組み 環境問題の基礎知識</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>講義</td> <td>環境問題の基礎知識 環境に配慮した地域活性化の取り組み 環境問題の基礎知識</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>講義</td> <td>環境問題の基礎知識 環境に配慮した地域活性化の取り組み 環境問題の基礎知識</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>講義</td> <td>環境問題の基礎知識 環境に配慮した地域活性化の取り組み 環境問題の基礎知識</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>講義</td> <td>環境問題の基礎知識 環境に配慮した地域活性化の取り組み 環境問題の基礎知識</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>講義</td> <td>環境問題の基礎知識 環境に配慮した地域活性化の取り組み 環境問題の基礎知識</td> </tr> </table>	①	講義	環境問題の基礎知識	②	講義	環境に配慮した地域活性化の取り組み	③	実習	環境問題の基礎知識	④	講義	環境問題の基礎知識 環境に配慮した地域活性化の取り組み 環境問題の基礎知識	⑤	講義	環境問題の基礎知識 環境に配慮した地域活性化の取り組み 環境問題の基礎知識	⑥	講義	環境問題の基礎知識 環境に配慮した地域活性化の取り組み 環境問題の基礎知識	⑦	講義	環境問題の基礎知識 環境に配慮した地域活性化の取り組み 環境問題の基礎知識	⑧	講義	環境問題の基礎知識 環境に配慮した地域活性化の取り組み 環境問題の基礎知識	⑨	講義	環境問題の基礎知識 環境に配慮した地域活性化の取り組み 環境問題の基礎知識	⑩	講義	環境問題の基礎知識 環境に配慮した地域活性化の取り組み 環境問題の基礎知識
①	講義	環境問題の基礎知識																														
②	講義	環境に配慮した地域活性化の取り組み																														
③	実習	環境問題の基礎知識																														
④	講義	環境問題の基礎知識 環境に配慮した地域活性化の取り組み 環境問題の基礎知識																														
⑤	講義	環境問題の基礎知識 環境に配慮した地域活性化の取り組み 環境問題の基礎知識																														
⑥	講義	環境問題の基礎知識 環境に配慮した地域活性化の取り組み 環境問題の基礎知識																														
⑦	講義	環境問題の基礎知識 環境に配慮した地域活性化の取り組み 環境問題の基礎知識																														
⑧	講義	環境問題の基礎知識 環境に配慮した地域活性化の取り組み 環境問題の基礎知識																														
⑨	講義	環境問題の基礎知識 環境に配慮した地域活性化の取り組み 環境問題の基礎知識																														
⑩	講義	環境問題の基礎知識 環境に配慮した地域活性化の取り組み 環境問題の基礎知識																														
⑤ 研究開発	—	—																														
⑥ 教育・普及啓発	—	—																														
⑦ 防災・安全	—	—																														
⑧ 家庭用品	—	—																														
⑨ 化学物質過敏症等	—	—																														
⑩ 環境に残留する医薬品等	—	—																														

出典：H30年度岩手県環境報告書（岩手県、2019.1）

—4. 宮城県—

宮城県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 10 宮城県における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	_____
	水質	_____
	土壤	_____
	その他	_____
② 廃棄・資源循環	_____	_____
③ 化学物質の適正管理	_____	_____
④ 情報公開	_____	・「事業者主導型リスクコミュニケーション事業*」として、リスクコミュニケーションの実施を希望する事業者に対し企画立案の助言、コーディネート、化学物質アドバイザー等の派遣等の開催支援を実施。 * 取組事例（宮城県環境生活部環境対策課ホームページ） URL: https://www.pref.miyagi.jp/site/prtr/fukyusokushin.html
⑤ 研究開発	_____	_____
⑥ 教育・普及啓発	_____	・事業者の自主的な管理改善の促進に向けた普及・啓発として、宮城県化学物質適正管理指針の普及啓発の実施及び「事業者のためのリスクコミュニケーションセミナー」を開催。 ・毒物劇物営業者等に対し、適正使用を促すための講習会を実施。
⑦ 防災・安全	_____	_____
⑧ 家庭用品	_____	_____
⑨ 化学物質過敏症等	_____	・宮城県のホームページで情報を掲載している。 ・患者会の支援（イベント開催時の講演等）
⑩ 環境に残留する医薬品等	_____	_____

—5. 秋田県—

秋田県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 11 秋田県における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	<ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト対策 <ul style="list-style-type: none"> (1)一般大気中のアスベスト濃度調査 県内の大気中のアスベスト濃度を把握するため、住居地域等の大気中のアスベスト濃度測定を実施している。平成 29 年度では、1 リットル中 0.11 本～0.79 本の範囲となっていた。 (2)飛散防止対策 大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業実施届のあったアスベスト除去作業現場に対して立入検査を行っている。平成 29 年度では、飛散性の高い吹付アスベストの除去工事 16 か所について作業周辺の飛散状況調査を行ったところ、いずれも 1 リットル中 0.056 本未満～2.1 本の範囲となっていた。 ・酸性雨調査 県の酸性雨の状況を把握するため、県内 3 地点における降水中の pH 等のモニタリング調査を行い、経時変化を監視している。
	水質	<ul style="list-style-type: none"> ・排水基準の上乗せ等条例 秋田県公害防止条例により、水質汚濁防止法より厳しい排水基準を定めている。また、同条例により、水質汚濁防止法対象外の施設に係る排出水について、排水基準を定めている。
	土壤	――
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴルフ場排水農薬調査 ゴルフ場周辺地域住民の健康の保護と環境保全を図るため、環境省が定めた「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」に基づき、平成 2 年 8 月に「秋田県ゴルフ場の農薬による水質汚濁防止対策実施要綱」を定め、ゴルフ場事業者による農薬の適正な使用及び適切な水質管理を推進している。平成 29 年度にゴルフ場事業者から報告があった排出水の自主測定結果では、排出してはならないと定めた指針値を超過したゴルフ場はなかった。
② 廃棄・資源循環	ダイオキシン	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類 ダイオキシン法に基づき、廃棄物焼却施設を設置する工場・事業場の立入検査を実施し、施設の設置・使用の状況、排出ガスの処理状況等を確認するとともに、事業者による自主測定結果を確認し、施設の管理や排出基準の遵守等を実施している。また、事業者による自主検査結果の確認のほかに、排ガス中のダイオキシン類濃度を測定する行政検査を実施している。
	PCB	<ul style="list-style-type: none"> ・PCB 廃棄物の掘り起こし調査 すべての PCB 廃棄物が処理期限までに確実に処理されるよう、未届の PCB 廃棄物（トランス、コンデンサー、安定器）に関する掘り起こし調査を実施している。

大項目	小項目	取組概要
③ 化学物質の適正管理	――	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法等に基づく検査等 大気汚染防止法及び秋田県公害防止条例に基づく規制対象施設設置事業場に立入検査を行い、排出基準適合状況を確認する（行政検査を含む）ほか、水質汚濁防止法及び秋田県公害防止条例に基づく規制対象事業場に立入検査を行い、排水基準適合状況を確認し（行政検査を含む）、基準に適合しない事業場に対して指導を実施している。
	協定	<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止協定 地域住民の健康を保護するとともに、地域の良好な環境を保全するため、県は、市及び一部の事業者と公害防止協定を締結している。当該協定では、大気汚染防止法や水質汚濁防止法より厳しい排出・排水基準を協定値として定めている。
④ 情報公開	――	――
⑤ 研究開発	――	――
⑥ 教育・普及啓発	――	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発 県民や事業者に各種化学物質に関する情報をわかりやすく提供し、化学物質に対する不安の解消に努めており、「あきた県庁出前講座」などにより県民への学習の機会となる情報を提供している。「あきた県庁出前講座」とは県職員が県民の要望に応じて講師として出向き、県事業の情報を提供して理解を図るとともに、県民の学びの機会とする制度であり 194 あるメニューの中で 11 の環境関連メニューが提供されている。
⑦ 防災・安全	水質汚濁事故	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁事故 水質汚濁事故発生時には、雄物川・子吉川・米代川水系 水質汚濁対策連絡協議会と連系し、現地確認やオイルマットの設置など、汚染の拡大防止に向けて速やかに対応を実施している。平成 29 年度に県内で発生した水質汚濁事故は 101 件であった。発生した水質汚濁事故の多くは住民や事業者の方々の日常の点検や注意によって未然に防ぐことができることから、県広報などで注意を呼びかけている。
⑧ 家庭用品	――	――
⑨ 化学物質過敏症等	――	――
⑩ 環境に残留する医薬品等	――	――

—6. 山形県—

山形県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 12 山形県における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	・酸性雨調査 酸性雨の実態を長期的に把握し、酸性雨による被害を未然に防止するため に定点における調査を昭和 63 年から行っている。
	水質	_____
	土壤	_____
	その他	_____
② 廃棄・資源循環	_____	・PCB 廃棄物の処理 PCB 廃棄物の処理については、平成 18 年 3 月に「山形県ポリ塩化ビフェニル 廃棄物処理計画」を策定し、PCB 廃棄物の確実・適正な処理が行われるよう、 保管事業者等に対する指導を行っている 当計画は、国の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（平成 28 年 7 月 26 日改訂版）」を踏まえ、平成 31 年 3 月に改訂した（計画の処理期限：令和 9 年 3 月 31 日）。
③ 化学物質の適正管理	_____	・地下水・土壤汚染の防止 「山形県生活環境の保全等に関する条例」において、地下水・土壤汚染を未 然に防止するため有機塩素系化合物等の有害物質使用特定事業場の設置者等 に対し、下記の義務を定めている。 ・水質の汚濁に係る特定施設からの汚水等の地下浸透禁止 ・地下水・土壤の自主測定の実施及び測定結果の保管 ・自主測定で地下水・土壤汚染が確認された際の県への報告 ・土壤汚染が確認された場合の措置
④ 情報公開	_____	_____
⑤ 研究開発	_____	_____
⑥ 教育・普及啓発	_____	_____
⑦ 防災・安全	_____	_____
⑧ 家庭用品	_____	_____
⑨ 化学物質過敏症等	_____	_____
⑩ 環境に残留する医薬品等	_____	_____

—7. 福島県—

福島県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 13 福島県における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（いわゆる上乗せ条例）により、大気汚染防止法より厳しい排出基準を定めている。 ・福島県生活環境の保全等に関する条例により、大気汚染防止法対象以外の施設や汚染物質についても規制対象とし、排出基準を定めている。
	水質	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（いわゆる上乗せ条例）により、水質汚濁防止法より厳しい排水基準を定めている。 ・福島県生活環境の保全等に関する条例により、水質汚濁防止法対象以外の施設や汚染物質についても規制対象とし、排水基準を定めている。
	土壤	――
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴルフ場排水農薬調査
② 廃棄・資源循環	PCB 廃棄物の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・PCB 廃棄物の届出、処理期間内の確実な処理について、新聞・テレビ・ラジオ等を用いて周知を行っている。
	PCB 廃棄物の処理促進政策	<ul style="list-style-type: none"> ・PCB の含有が不明な電気機器等の分析費用に対する補助を行っている。
③ 化学物質の適正管理	化学物質の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県化学物質適正管理指針を作成し、PRTR 法対象物質以外の化学物質も含め、適正管理を定めている。
④ 情報公開	化学物質のリスクコミュニケーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクコミュニケーションの推進のため、アンケート、セミナー開催等を実施しており、内容をホームページにて公表している。
⑤ 研究開発	――	――
⑥ 教育・普及啓発	化学物質のリスクコミュニケーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高校を対象にリスクコミュニケーションに係る講演、グループワーク等を実施している。
⑦ 防災・安全	化学物質の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県化学物質適正管理指針を作成し、事故時の対応、報告等を定めている
⑧ 家庭用品	――	――
⑨ 化学物質過敏症等	――	――
⑩ 環境に残留する医薬品等	――	――

—8. 茨城県—

茨城県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 14 茨城県における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	<p>アスベスト対策</p> <p>(1) 飛散防止対策 吹付けアスベスト等が使用されている建築物・工作物の解体等を行う場合には、「大気汚染防止法」により届出が義務付けられており、30 年度においては 189 件の届出を受理し審査を行ったほか、法に定める作業基準の遵守状況を確認するため、262 件の解体等現場に立入検査を実施するなど、飛散防止対策を講じている。</p> <p>(2) 一般大気中のアスベスト濃度調査 県内の大気中のアスベスト濃度を把握するため、住居地域の大気中のアスベスト濃度測定を 30 年 8 月と 31 年 1 月に行った。結果は 1 リットル中 0.086 本～0.13 本の範囲となっており、低濃度であった。</p> <p>(3) アスベスト対策連絡会議 アスベスト問題に関し、各部局が連携して総合的な対策を行うため、各部局の関係課で構成されるアスベスト対策連絡会議を設置している。</p> <p>(4) 健康被害救済対策 アスベストは吸引から健康被害が生じるまでの潜伏期間が長いこと、また、アスベスト製品等製造工場や解体現場等で働いていた労働者のみならず、その家族や近隣住民にも健康被害が生じていることから、18 年 2 月に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が制定され、労災補償の対象とならない者を対象とした救済制度が創設され、県内 12 箇所の保健所で申請受付を行っている。県内の申請受付状況は、31 年 3 月末現在累計で 200 件であった。</p>
	水質	――
	土壤	――
	その他	――
② 廃棄・資源循環	廃棄物の減量化・リサイクル	・ダイオキシン類は、主に廃棄物の焼却等に伴い環境中に排出されることから、廃棄物の排出量を減らし、焼却量を削減することが極めて重要である。このため、28 年 3 月に策定した「第 4 次廃棄物処理計画」に基づき、計画目標年度の 32 年度までに 1 人 1 日あたりの一般廃棄物排出量を 24 年度に対し約 8 %以上削減し、一般廃棄物のリサイクル率が 27%以上となるよう各種施策を推進している。
③ 化学物質の適正管理	化学物質の総合的なリスク対策	・県では、H7 年 1 月に、県内の工場・事業場における化学物質の自主管理と環境汚染の未然防止を図ることを目的として「化学物質の環境にやさしい取扱指針」を策定し、化学物質（特別配慮化学物質：96 物質）の安全管理の取り組みを開始したが、国の法整備や管理指針の制定を受けて、H17 年 10 月に「生活環境の保全等に関する条例」に基づき事故防止対策に関する事項等を追加した「化学物質適正管理指針」を新たに策定し、事業所における化学

大項目	小項目	取組概要
		物質の適正管理の更なる推進などの指導を実施している。
	ダイオキシン類対策	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、10年3月に「茨城県ダイオキシン類対策指針」を策定（13年12月改正）し、17年度までに廃棄物焼却炉等から環境中に排出されるダイオキシン類の総量を22.3 g-TEQ/年とする削減目標を定め、①ごみの減量化・リサイクルの促進、②発生源対策の推進、③環境監視・調査の実施、④情報の収集・広報などの総合的なダイオキシン類対策に取り組んできた。 ・その結果、県内におけるダイオキシン類の排出総量は、17年度は9.1～10.7 g-TEQ/年（9年度比94～95%削減）となり、指針に係る削減目標量を下回った。 ・引き続き、県は、ダイオキシン類の排出削減に努めており、29年度は5.5～5.9 g-TEQ/年まで削減されている。
	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダイオキシン類対策特別措置法」に定めるダイオキシン類に係る特定施設を設置している工場・事業場数は、31年3月31日現在で、大気に係る特定施設設置事業所が269（367施設）、水質に係る特定施設設置事業所が44（うち焼却炉に係る洗浄施設等設置事業所：32）（85施設）である。 ・同法による規制対象施設を設置している事業所については、立入調査などを通じて、ダイオキシン排出削減対策を指導している。 ・なお、同法に基づき特定施設の設置者が測定したダイオキシン類の測定結果については、大気基準適用施設で367施設、水質基準適用施設で44事業所から報告があり、大気基準適用施設で1施設が排出基準を超過した以外すべての施設で排出基準を遵守していることが確認された。また、県環境保全施設資金融資に特別枠を設け、焼却施設の改善等事業所が行うダイオキシン類対策を支援している。
	環境木ルモン対策	<ul style="list-style-type: none"> ・県では、県内の河川等公共用水域において、調査を実施している。
④ 情報公開	_____	_____
⑤ 研究開発	_____	_____
⑥ 教育・普及啓発	_____	_____
⑦ 防災・安全	_____	_____
⑧ 家庭用品	_____	_____
⑨ 化学物質過敏症等	_____	_____
⑩ 環境に残留する医薬品等	_____	_____

出典：H26年度環境白書（茨城県、2014）

—9. 栃木県—

栃木県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 15 栃木県における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	_____
	水質	_____
	土壤	_____
	その他	_____
② 廃棄・資源循環	_____	_____
③ 化学物質の適正管理	化学物質の総合的なリスク対策	・栃木県生活環境の保全等に関する条例において、第一種指定化学物質等取扱事業者（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に規定）に対し、指定化学物質等の管理に関する計画を自ら作成し、公表するよう努めることを規定している。 ・栃木県生活環境の保全等に関する条例において、指定化学物質等取扱事業者（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に規定）に対し、事故発生時速やかに復旧するよう努めることを規定するとともに、第一種指定化学物質等取扱事業者に対し、事故の状況等の報告を義務付けている。
④ 情報公開	_____	_____
⑤ 研究開発	_____	_____
⑥ 教育・普及啓発	_____	・県民、事業者を対象に化学物質対策セミナーを実施し、リスクコミュニケーションの意義や手法、化学物質削減等について講習会を実施している。
⑦ 防災・安全	_____	_____
⑧ 家庭用品	_____	_____
⑨ 化学物質過敏症等	_____	・県立学校を対象とし、児童生徒の安全を確保するため、夏と冬の年2回教室内においてホルムアルデヒドの簡易測定を実施している。
⑩ 環境に残留する医薬品等	_____	_____

—10. 群馬県—

群馬県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。また、これらの取組に関連する図表を末尾に示す。

図表 16 群馬県における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	・PRTR 情報に基づき、排出量の多い事業場周辺で大気環境調査を実施している。
	水質	――
	土壤	――
	その他	――
② 廃棄・資源循環	――	――
③ 化学物質の適正管理	シックハウス対策	・群馬県では、シックハウス対策として平成 13 年度からホルムアルデヒド簡易測定器の県民への貸出しを行ってきたが、建築基準法による対策強化、貸出件数の減少により平成 19 年度に貸付業務を終了した。
④ 情報公開	リスクコミュニケーション	・群馬県では、住民・事業者・行政が一体となって環境負荷を減らすこと等を目指して、リスクコミュニケーションを推進している。平成 24 年度は、群馬県中小企業団体中央会が主催した環境経営セミナーにおいて説明を行い、平成 25 年度は環境 GS マネージャー研修会において説明を行った。平成 27 年度～令和元年は、年に一度、ぐんま環境学校にて説明を行った。
⑤ 研究開発	――	――
⑥ 教育・普及啓発	――	――
⑦ 防災・安全	水質事故未然防止に向け化学物質の適正管理制度制定	・平成 24 年 5 月に利根川水系の複数の浄水場で水道水質基準を超える有害なホルムアルデヒドが検出され、流域の都県で取水制限等が実施されるという大規模な水質事故が発生した。 ・この事故はヘキサメチレンテトラミンという化学物質が利根川に流出し、これが浄水場での塩素消毒の過程でホルムアルデヒドに変化したものだった。ヘキサメチレンテトラミン自体は有害物質に指定されておらず、法の規制はなかった。 ・群馬県は、二度とこのような水質事故を起こさないようにするために、群馬県の生活環境を保全する条例を改正し、ヘキサメチレンテトラミンなど水道水への影響が大きい化学物質の管理の適正化を推進することとした。 *条例改正に伴い、県民向けにわかりやすく解説したパンフレットを作成し配布している。
⑧ 家庭用品	――	――
⑨ 化学物質過敏症等	――	――
⑩ 環境に残留する医薬品等	――	――

出典：群馬県 環境白書 平成 25 年度版（群馬県、2013）、同 平成 26 年度版（群馬県、2014）

【関連図表】

図表 17 群馬県条例改正解説パンフレット



出典：群馬県ホームページ：(群馬県、2013)

—11. 埼玉県—

埼玉県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。また、これらの取組に関連する図表をあわせて示す。

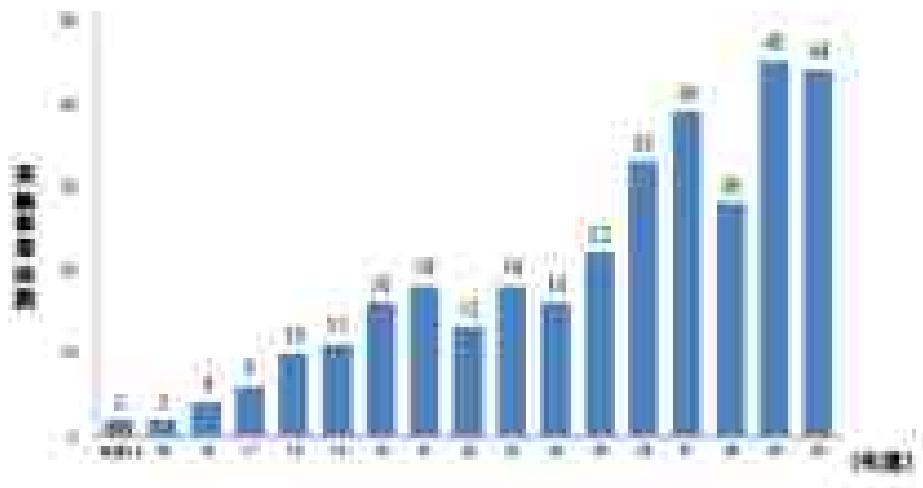
図表 18 埼玉県における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	<ul style="list-style-type: none"> ○工業団地等周辺モニタリング <ul style="list-style-type: none"> ・PRTR 法に基づく届出が提出された事業所が多い県内の工業団地等周辺での第一種指定化学物質の環境濃度の実態を調査している。 ・対象物質 (H30) <ul style="list-style-type: none"> トルエン、キシレン、エチルベンゼン、1, 3, 5-トリメチルゼンベン、ジクロロメタン ○地球環境モニタリング <ul style="list-style-type: none"> ・オゾン層破壊や地球温暖化の原因となる物質について県内における実態を調査している。 ・対象物質 (H30) <ul style="list-style-type: none"> 特定フロン (CFC11、CFC12、CFC113、HCFC22、HCFC141b、HCFC142b) 代替フロン (HFC134a) 1, 1, 1-トリクロロエタン、四塩化炭素、一酸化二窒素 ○有害大気汚染物質モニタリング <ul style="list-style-type: none"> ・人が継続的に摂取した場合に健康を損なうことが懸念される物質について県内における実態を調査している。 ・対象物質 (H30) <ul style="list-style-type: none"> 優先取組物質 (ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1, 2-ジクロロエタン、1, 3-ブタジエン、塩化メチル、トルエン、アセトアルデヒド、ホルムアルデヒド、酸化エチレン、ベンゾ[a]ピレン、Hg、As、Cr、Ni、Be、Mn) 優先取組物質以外の物質 (キシレン類、Zn、Cd、Pb、V) ○石綿モニタリング <ul style="list-style-type: none"> ・県内における大気環境中の石綿濃度を把握するため調査している。
	水質	_____
	土壤	_____
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○条例等に基づく PRTR 届出制度の拡張を独自に設定している事例 <ul style="list-style-type: none"> ・県条例にて対象事業所に対して対象物質の取扱量を報告する義務を課している。 ・対象事業所 特別要件施設を除く PRTR 法と同一の業種及び規模で対象物質ごとに年間 0.5 トン以上取り扱った事業所 ・対象物質 第一種指定化学物質 (462 物質) 第二種指定化学物質 (100 物質)

大項目	小項目	取組概要
		県規則で定める物質（44物質）
② 廃棄・資源循環	――	――
③ 化学物質の適正管理	事業者の義務	<ul style="list-style-type: none"> ○適正管理手順書の提出 <ul style="list-style-type: none"> ・県条例の報告対象事業所に対して次の事項を記載した適正管理手順書を提出する義務を課している。 <ul style="list-style-type: none"> →取り扱う物質の種類、取扱い目的及び取扱箇所 →物質の取扱い施設の平面図 →管理の方法に関する事項 →排出の抑制及び使用の合理化に関する事項 →情報提供に関する事項 →事故の防止対策及び災害対策に関する事項
④ 情報公開	環境情報の収集および提供	<ul style="list-style-type: none"> ○化学物質に関する情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・大気環境課のホームページにおいて県内のPRTRデータのほか化学物質に関する各種情報を提供している。 ○化学物質対策セミナーの開催 <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質の適正管理及びVOCの排出削減の自主的取組に向けての事業者支援を目的として、化学物質対策セミナーを開催している。 ○化学物質地域研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質を取り扱う事業者を対象とした研修会を開催している。
⑤ 研究開発	埼玉県環境科学国際センターの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○環境科学国際センターについて <ul style="list-style-type: none"> ・環境に取り組む県民の方々への支援、県が直面している環境問題へ対応するための試験研究や環境面での国際貢献など、多面的な機能を有した環境科学の総合的中核機関である。 ○化学物質・環境放射能担当について <ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類など極微量でも人の健康や生態系に影響を与えるおそれがある化学物質や環境中の放射性物質について、環境モニタリング、分析技術の開発、環境リスクの評価のための情報管理などに関する調査研究に取り組んでいる。 ○取組例「緊急時における迅速調査法の開発とリスク評価」 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等で取り扱われる化学物質の中には、有害性や刺激性を有するものもあり、災害や事故によって大気中へ大量に放出された場合、ヒトへの健康被害や生態系への悪影響が懸念される。 ・これらの化学物質が排出された現場の安全性を確認するためには、その濃度を測定し、判断する必要があるが、いまだに分析方法が確立されていない物質も数多く存在する。 ・それらの化学物質を迅速に計測する方法を開発し、その測定値を基に災害や事故後の短期的な健康リスク等を評価する方法を構築することを目的としている。
⑥ 教育・普及啓発	リスクコミュニケーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○環境コミュニケーションの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県では、県民・事業者・行政が化学物質などに関する情報を共有し、理解を深める意見交換会を「環境コミュニケーション」と呼んで推進している。 ・事業者を訪問し普及啓発するほか、市の生涯学習講座の一つとして環境コミュニケーションを行う場や大学の授業の一環として環境コミュニケ

大項目	小項目	取組概要
		<p>ーションを行う場を設け、多くの事業者に実施してもらうよう働きかけている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 14 年度から 30 年度末までに、延べ 327 事業所の県内事業者が環境コミュニケーションを開催した。 <p>○環境コミュニケーション研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者における環境コミュニケーションの開催を支援するため、グループワークやロールプレイを通じて環境コミュニケーションのスキルを学ぶ研修会を開催している。
⑦ 防災・安全	災害対策	<p>○特定化学物質管理指針の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 埼玉県では、災害の発生に備え、「特定化学物質管理指針」を改正（平成 27 年 10 月 1 日施行）し、県条例の報告対象事業者が講ずべき措置として、災害リスクを計画的に低減するために、事故・災害対応訓練の定期的な実施や対応マニュアルの強化・充実を求めている。 大項目「化学物質の適正管理」にて述べた適正管理手順書に記載する事項に、災害対策に関する項目（事故の防止対策及び災害対策に関する事項）を追加した（平成 27 年 10 月 1 日）。
⑧ 家庭用品	――	――
⑨ 化学物質過敏症等	普及啓発	<p>○県民向けパンフレットの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 県では、化学物質とは何か、化学物質のリスクの考え方、化学物質と上手に付き合う方法などをまとめた県民向けパンフレット「化学物質と私たちの暮らし」を作成している。 パンフレットの中で、化学物質過敏症についても記載し、化学物質過敏症を含む化学物質全般について県民への普及啓発を行っている。
⑩ 環境に残留する医薬品等	――	――

【関連図表】



図表 19 環境コミュニケーションの実施事業所数

—12. 千葉県—

千葉県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 20 千葉県における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
⑪ 環境モニタリング	大気	_____
	水質	_____
	土壤	_____
	その他	_____
⑫ 廃棄・資源循環	_____	_____
⑬ 化学物質の適正管理	千葉県化学物質環境管理指針	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県内の事業所が自主的に実施すべき化学物質に係る環境保全対策を示し、化学物質による環境保全上の支障を未然に防止し、良好な地域環境の保全に資することを目的とした独自の指針。 ・本指針は、業種、取扱量等にかかわらず、「重点管理物質」の使用等を行うすべての事業者が、状況に応じた適正な自主管理を実施することを求めている。
⑭ 情報公開	PRTR 情報	<ul style="list-style-type: none"> ・PRTR データ集計結果を毎年度公開し、PRTR データ県民ガイドブック（平成 25 年改訂版）についてもホームページにて公開している。
	農薬等の適正使用等	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬の飛散等からの生活環境保全を目的として、県内各地で研修会を実施し、農業者、防除業者、指導者に対して農薬の適正な使用を啓発する活動を実施。 ・環境省でとりまとめた「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」を公共施設管理者等関係機関に配布、ホームページへの掲載等により周知を図っている。
	リスクコミュニケーションの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質に関するセミナーの開催や事業者団体に対する講演を行うなど、リスクコミュニケーションの普及を図っている。
⑮ 研究開発	環境リスク評価手法の開発	<ul style="list-style-type: none"> ・H20 年 11 月に「環境リスク評価手法」を開発し、ガイドブックとして取りまとめホームページにて公開している。
⑯ 教育・普及啓発	出前講座	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の学校、地域の環境学習会等に対し、要請があれば化学物質に関する講義を行い、化学物質への理解を深める取組を行っている。
⑰ 防災・安全	千葉県化学物質環境管理指針	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県内の事業所が自主的に実施すべき化学物質に係る環境保全対策を示し、化学物質による環境保全上の支障を未然に防止し、良好な地域環境の保全に資することを目的とした独自の指針。 ・事故等による化学物質の漏洩を未然に防止するため、必要な対策を講じるとともに、漏洩が発生した場合は、環境保全上の支障を最小限にすべく努めることを求めている。
⑱ 家庭用品	_____	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質を含有する家庭用品による一般消費者の健康に係る被害の発生及び拡大防止のために、家庭用品を試買し、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に規定されている有害物質の検査を実施している。
⑲ 化学物質過敏症等	_____	_____
⑳ 環境に残留する医薬品等	_____	_____

—13. 東京都—

東京都における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。また、これらの取組に関連する図表を末尾に示す。

図表 21 東京都における化学物質管理に関する主な取組状況

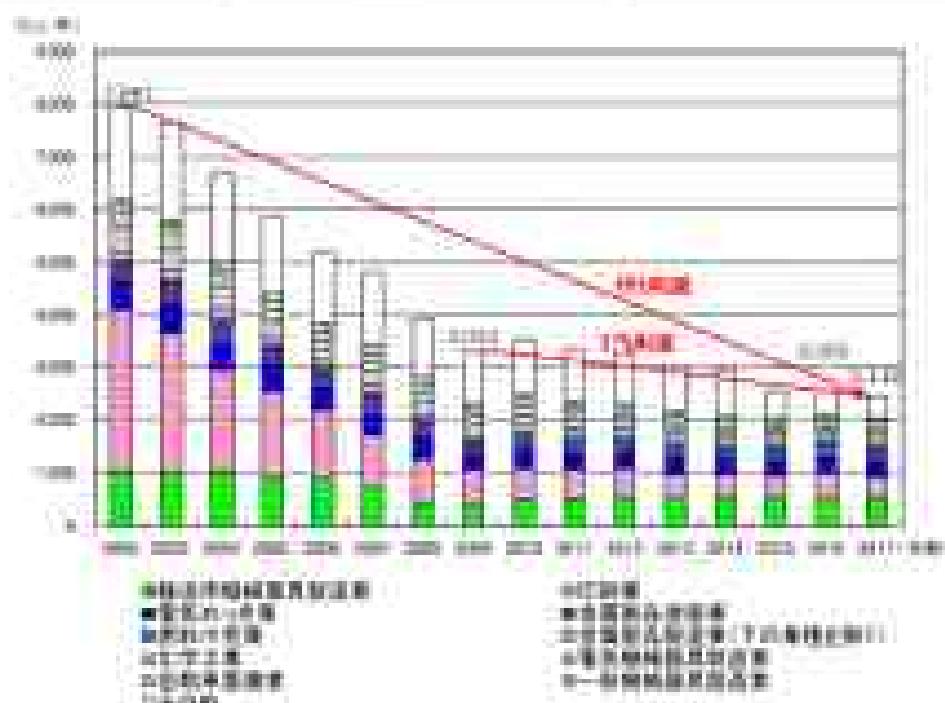
大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	・大気汚染防止法に基づき、優先取組物質等27物質の大気汚染状況を常時監視している。
	水質	・水質汚濁防止法に基づき水質測定計画等を作成し、公共用水域及び地下水の汚濁状況を常時監視している。
	土壤	――
	その他	ダイオキシン ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、公共用水域、地下水、土壤の常時監視を行っている。
② 廃棄・資源循環	適正処理	・PCB 特措法及び都要綱に基づき、事業者に保管・使用中のPCB機器の届出を毎年求め、立入検査を実施し、適正保管・処理について、指導している。
③ 化学物質の適正管理	排出規制	・環境確保条例で定める工場・指定作業場に対して、有害ガス（大気）及び有害物質（水質）の排出規制基準を設定している。
	適正管理	・化管法に基づくPRTR制度と環境確保条例に基づく化学物質適正管理制度の2つの制度により、事業者による化学物質の排出量等の把握と適正管理を進め、自主的削減を推進している。 ・なお、化学物質適正管理制度は、条例で定める適正管理化学物質（59物質）を年間100kg以上取り扱う場合に、事業者から排出量等の報告を求めている。（詳細は図表のとおり）
④ 情報公開	広報	・化学物質対策セミナー、VOC 対策セミナー等を開催し、化学物質に関する情報を都民や事業者に提供している。
⑤ 研究開発		・東京都環境科学研究所において、POPs等の有害化学物質の環境実態の解明に関する研究調査を実施している。
⑥ 教育・普及啓発	事故時及び震災時の化学物質対策	・平成25年10月に環境確保条例に基づく「化学物質適正管理指針」を改正し、事業者が講じるべき措置として震災対策を盛り込んだ。（これまでの指針は通常の事故対策を想定） ・これにあわせて、化学物質を取り扱う事業者が参考となる対策を取りまとめた「震災対策マニュアル」を作成し事業者に周知している。 ・さらに、環境確保条例により、対象となる事業者に対して作成を義務付けている「化学物質管理方法書」に、通常の事故対策に加えて震災対策についても検討し記載するよう義務付けている。
⑦ 防災・安全	――	――
⑧ 家庭用品	――	「身近な低VOC製品の選び方ガイドブック」を作成、配布するとともに、セミナー等を開催し、化学物質（VOC）に関する情報を都民や事業者に提供している。
⑨ 化学物質過敏症等	――	――

大項目	小項目	取組概要
⑩ 環境に残留する医薬品等	——	・東京都環境科学研究所において、(外部資金投入により) 残留医薬品等による生体リスク評価を実施している。

【関連図表】

図表 22 東京都環境保護条例と PRTR 制度の比較

規制事項	東京都環境保護条例(適用)	PRTR 制度(適用)
規制事項	工場・倉庫作業場 本部施設等・行動上同一性 他の作業場、施設、工場、貯蔵場所、運送工具等。	規制課題の上記と同一の規制事項の範囲 荷役施設等、行動上同一性 他の作業場等。
規制範囲	産業廃棄物(危険物、放射性物質) 既成物及び新規物(既存の時に適用する規制が適用されても当該規制(既存の時に適用する規制)にて適用されるべき規制)。	既成物及び新規物(既存の時に適用する規制が適用されても当該規制(既存の時に適用する規制)にて適用されるべき規制)。
規制内容	管轄課題、新規物、既存物等の規制内規、規則等の規制適用、審査評定(監視性、下水)、公表有効期間の目録等	規制課題、新規物、既存物等の規制内規、規則等の規制適用、審査評定(監視性、下水)、公表有効期間の目録等
規制事項、規制範囲、規制内容	管轄課題 新規物 既存物 既存のものに適用する規制 規制への影響評定 規制外への適用範囲	規制課題 既存物 規制への影響評定 規制外への適用範囲



図表 23 東京都における業種別排出量の推移

—14. 神奈川県—

神奈川県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 24 神奈川県における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	_____
	水質	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度は界面活性剤のポリ（オキシエチレン）=アルキルエーテル（C=12～15）、可塑剤のフタル酸ジ-2-エチルヘキシル、内分泌かく乱物質のトリブチルスズ化合物など 12 物質を選定し、県内の 10 河川で水質調査、3 河川で底質調査を実施した。 ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく測定以外に、県内の 3 河川で水質調査、1 河川で底質調査を実施した。
	土壤	_____
	その他	_____
② 廃棄・資源循環	_____	_____
③ 化学物質の適正管理	化学物質管理目標等	<ul style="list-style-type: none"> ・化管法届出事業者に対して、条例に基づき、化管法届出対象化学物質に関する管理目標を作成させ、当該目標及び目標の達成状況等を県に報告させていく。
	化学物質の自主的な管理の推進等	<ul style="list-style-type: none"> ・条例で定める事業者に対して、使用等を行う特定有害物質の種類及び使用期間等について、定期的に県に報告させている。
	事業者における環境負荷の低減等	<ul style="list-style-type: none"> ・条例において、化学物質の適正な管理に関する指針及び化学物質の安全性影響度に関する指針等を定め、事業者が実施する化学物質の適正な管理に係る取組、並びに、事業所から排出される化学物質の安全性に基づく安全性影響度の評価及びその低減措置に係る取組を支援している。
④ 情報公開	化学物質管理目標の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に基づき、化管法届出事業者から報告された化学物質管理目標等を取りまとめ、公表している。
⑤ 研究開発	_____	_____
⑥ 教育・普及啓発	環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で環境保全や環境学習活動を実践する市民の育成や支援のために環境学習として、講座や教室等を開催している。 ・平成 30 年度は、「環境活動講座（受講者：91 名）」、「環境学習リーダー養成講座（受講者：45 名）」、「スキルアップ講座（受講者：77 名）」、「夏休み子ども環境体験教室（参加者：延べ 319 名）」等を開催した。
	普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・環境問題への理解と関心を深めていただくため、化学物質対策をはじめとする環境問題とそれに対する県の取組・施策などを説明する「かながわ環境出前講座」を実施している。
		<ul style="list-style-type: none"> ・県民や事業者の化学物質に対する理解を深めていただくため、事業者による化学物質対策に関する自主的な取組事例や、県内の化学物質の排出量の状況等を冊子「かながわの化学物質対策」としてまとめ、ホームページ等で公表している。

大項目	小項目	取組概要
⑦ 防災・安全	化学物質関連情報	・化学物質による環境汚染を未然防止するため、化学物質使用事業所の自主管理体制を支援する目的で「化学物質関連情報」のページを運用し、化学物質の物性、有害性、法規制等の SDS 情報を、インターネットを通じて提供した。
⑧ 家庭用品	――	――
⑨ 化学物質過敏症等	――	――
⑩ 環境に残留する医薬品等	――	――

—15. 新潟県—

新潟県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 25 新潟県における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	_____
	水質	_____
	土壤	_____
	その他	_____
② 廃棄・資源循環	_____	_____
③ 化学物質の適正管理	_____	・新潟県生活環境の保全等に関する条例第129条で、「事業者は、その事業活動のすべての過程における有害化学物質の排出が抑制されるように、その適正な管理に努めるとともに、県が実施する有害化学物質の排出の抑制に関する施策に協力しなければならない」ことを規定している。
④ 情報公開	化学物質に関する情報公開の推進	・環境中の化学物質のモニタリング調査結果や、工場・事業場からの排出量、化学物質の毒性情報等をホームページや冊子にて公開している。
⑤ 研究開発	_____	_____
⑥ 教育・普及啓発	化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進	・県では、地域住民の化学物質に対する不安に適切に対応するために、事業者においてPRTRデータや化学物質による環境リスク情報等の積極的な開示が行われるよう、リスクコミュニケーションを促進している。 ・平成25年度から、事業者と地域住民の間で環境に関する情報共有や相互理解を促進するため、環境コミュニケーション研修会を開催している。
⑦ 防災・安全	_____	・事業者の環境リスク管理の一つとして、非常時に速やかな対応が可能となる体制の構築及び非常時の対応マニュアルの作成の支援に取り組んでいる。各事業所における化学物質対策の状況について事業所アンケートを実施し、これらの取組の普及を図った。
⑧ 家庭用品	_____	_____
⑨ 化学物質過敏症等	_____	_____
⑩ 環境に残留する医薬品等	_____	_____

—16. 富山県—

富山県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 26 富山県における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	_____
	水質	_____
	土壤	_____
	その他	_____
② 廃棄・資源循環	_____	_____
③ 化学物質の適正管理	有害化学物質	・有害性が指摘されている化学物質については、化管法に基づき、排出量等を把握するとともに、平成18年度に作成した「化学物質管理計画策定ガイドライン」を活用し、事業者に管理計画の策定を促すなど、適正な管理や排出削減について普及啓発を図っている。
	農薬	・農薬については、平成27年3月に策定した「とやま「人」と「環境」にやさしい農業推進プラン」に基づき、農薬使用量の削減と適正使用等、環境への負荷の少ない農業の重要性を啓発する運動を開催。また、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づく制度の周知徹底を行うとともに、実践する生産者（エコファーマー）の育成を推進している。
	ダイオキシン	・ダイオキシン類については、大気、水質、土壤等の常時監視を行うとともに、廃棄物処理施設等の発生源の監視、指導等を実施している。また、「富山県ごみ処理広域化計画」に基づき、ごみ焼却施設の統廃合や連続式焼却炉等への転換等を推進している。
④ 情報公開	_____	_____
⑤ 研究開発	衛生研究所	・神通川流域住民健康調査のほか、化学物質の汚染の評価や衛生動物の分布に関する次の調査を行った。 ・環境汚染物質と生体影響に関する調査研究 ・食品中の残留農薬及びその他の有害物質に関する調査研究 ・衛生動物の生態分布に関する調査研究 ・LC/MS/MS を用いた農薬多成分同時分析法の確立に関する研究 ・災害時における化学物質の初期モニタリングと廃棄物対策に関する研究 ・富山県におけるアジア大陸起源物質の大気環境への影響に関する研究
	環境科学センター	_____
⑥ 教育・普及啓発	_____	事業者に対し、ホームページにより、化学物質管理計画の策定例のほか、PRTR制度や化学物質に関する情報提供を行っている。
⑦ 防災・安全	_____	_____
⑧ 家庭用品	_____	_____
⑨ 化学物質過敏症等	_____	_____
⑩ 環境に残留する医薬品等	_____	_____

出典：富山県H24年度環境基本計画（富山県、2012）、H25年度富山県環境白書（富山県、2013）

—17. 石川県—

石川県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 27 石川県における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	_____
	水質	_____
	土壤	_____
	その他	_____
② 廃棄・資源循環	_____	_____
③ 化学物質の適正管理	化学物質環境実態調査	<ul style="list-style-type: none"> ・県では、環境省が実施する化学物質実態調査に加えて、未規制の化学物質の実態を把握するための調査を独自に実施している。 ※環境省では、環境中における残留性のある化学物質や人体に影響を与える化学物質を対象に全国の環境中の濃度を把握する「化学物質環境実態調査」を行っている。この国の調査は昭和 49 年度から実施されており、本県でも、昭和 60 年度から本格的にこの調査に参加し、県内の化学物質の環境実態の把握に取り組んでいる。
	家庭用品の規制	<ul style="list-style-type: none"> ・県では「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（家庭用品規制法）」にのっとり、家庭用品衛生監視員を配置し、関係業者への指導を行うとともに家庭用品の試買試験を実施し、基準に適合しない家庭用品が流通しないよう監視を実施。平成 30 年度は、40 件の家庭用品を対象に試買試験を実施したが、基準違反は無かった。
	農薬対策	<ul style="list-style-type: none"> ・県では「農薬取締法」に基づき、農薬販売者や取扱者への指導を継続的に実施。 ・ゴルフ場での農薬使用、平成 2 年 7 月に「石川県ゴルフ場農薬等安全使用指導要綱」を制定し、ゴルフ場での農薬使用に関する基準を定めるとともに、事業者に使用農薬の排出状況の監視と報告等を義務づけ。 ・県有施設での農薬使用 <p>平成 13 年度から県有施設等における農薬使用量調査を実施し、可能な限り農薬使用の抑制に努めている。平成 30 年度の県有施設における農薬使用量は、ピークの平成 22 年度に比べ、621kg 減少した。</p>
④ 情報公開	_____	_____
⑤ 研究開発	_____	_____
⑥ 教育・普及啓発	_____	_____
⑦ 防災・安全	_____	_____
⑧ 家庭用品	_____	_____
⑨ 化学物質過敏症等	_____	_____
⑩ 環境に残留する医薬品等	_____	_____

出典：石川県 H17 年度環境総合計画（石川県、2005）

H30 年度石川県環境白書（石川県、2019）

—18. 福井県—

福井県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 28 福井県における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	・ダイオキシン類等について、大気・水質（底質・地下水含む）・土壤などの環境中におけるダイオキシン類の実態調査を継続的に実施。
	水質	――
	土壤	――
	その他	――
② 廃棄・資源循環	PCB	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の PCB 廃棄物については、国の処理基本計画および県の処理指針に基づき、北海道室蘭市内の処理施設または無害化処理認定施設、都道府県知事など許可施設において、計画的に確実かつ適正に処理を進めている。 ・保管事業者に対し、適正保管と早期処理について指導するとともに、収集運搬の安全性および効率性を確保するため、保管事業者および収集運搬業者に対し、PCB 廃棄物収集・運搬ガイドラインの遵守などを指導。 ・すべての PCB 廃棄物が処理期限までに確実に処理されるよう、未届の PCB 廃棄物に関する掘り起し調査の実施。
	ダイオキシン	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、特定施設設置者に対し、排出基準の遵守や適切な維持管理の徹底などの指導を継続。 ・小型焼却炉の構造、維持管理に関する基準を遵守するよう設置者に対し強く指導するとともに野外焼却の禁止を徹底。
③ 化学物質の適正管理	農薬	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬の適正で安全な使用を徹底するため、農薬安全使用講習会の開催や農薬管理指導士研修・認定を実施。 ・病害虫の発生予察情報に基づき、最低限必要な量の農薬散布にとどめるなど、安全安心な農産物づくりを推進。 ・農薬の安全使用を進めるため、GAP（農業生産工程管理）を推進。 ・使用期限切れ農薬などの環境への流出防止のため、農家への普及啓発を行い、農業協同組合を通じた農薬の回収を徹底。
	化学物質のリスク管理	<ul style="list-style-type: none"> ・環境リスクが懸念される化学物質について、PRTR 制度を活用し、情報の収集に努めるとともに、実態調査や環境影響・排出抑制技術などに関する調査研究を実施。 ・研修会などを通じて、化学物質に関するリスク情報や排出抑制技術などを周知し、事業所からの排出削減対策を指導。また、県民に対し、化学物質に関する正しい情報を分かりやすく提供。 ・水銀等による環境汚染を防止するため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法に基づく指導・規制を徹底するとともに、水銀使用製品の適正な分別回収体制の整備、廃棄物となった場合の適正処理などについて市町、事業者に対し指導。
④ 情報公開	――	――
⑤ 研究開発	科学的調査研究と技	・衛生環境研究センターを中心として、大気汚染や水質汚濁等について、監視・調査等を実施し、また、他の公設試験研究機関と協力して環境分野の調査研究を実施。

大項目	小項目	取組概要
	技術開発の推進	・環境リスクが懸念される化学物質について、PRTR制度を活用し、情報の収集に努めるとともに、実態調査や環境影響・排出抑制技術などに関する調査研究を実施。
⑥ 教育・普及啓発	_____	_____
⑦ 防災・安全	_____	_____
⑧ 家庭用品	_____	_____
⑨ 化学物質過敏症等	_____	_____
⑩ 環境に残留する医薬品等	_____	・生態系への影響が懸念される医薬品類について、環境リスクの低減や予防的取り組みの観点から、水環境中の汚染実態調査を実施予定（令和2年～令和4年）。

出典：福井県 H25年度環境基本計画（福井県、2013）

H25年度福井県環境白書（福井県、2013）

—19. 山梨県—

山梨県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 29 山梨県における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	・アスベスト対策 一般環境におけるアスベスト濃度についての環境基準はないが、県では状況を把握するため、平成 17 年度からアスベスト調査を夏期・冬期の年 2 回実施しており、令和元年度は前年度に引き続き、県内 4 か所において実施。
	水質	――
	土壤	――
	その他	――
② 廃棄・資源循環	――	――
③ 化学物質の適正管理	――	――
④ 情報公開	――	山梨県における化学物質排出・移動状況の集計結果を、県ホームページにて公表している。
⑤ 研究開発	山梨県衛生環境研究所	環境に関わるものとしては、大気汚染、水質汚濁、廃棄物、土壤汚染、騒音、振動、悪臭、環境放射能、温泉及び環境指標生物等の試験検査や調査研究、技術指導を実施している。 ・県内河川水中における重金属の形態分析 ・山梨県内地下水の水質性状と時系列変化など。
⑥ 教育・普及啓発	環境教育	平成 25 年に「やまなし環境教育等推進行動計画」を策定し教育に注力。
⑦ 防災・安全	――	――
⑧ 家庭用品	――	――
⑨ 化学物質過敏症等	――	――
⑩ 環境に残留する医薬品等	――	――

出典：山梨県 H17 年度環境基本計画（山梨県、2005）

H25 年度山梨県環境白書（山梨県、2013）

—20. 長野県—

長野県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。また、これらの取組に関連する図表を末尾に示す。

図表 30 長野県における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気 水質 土壌	・ダイオキシン類対策 ダイオキシン類による環境汚染及び人の健康への影響を防止するため、「排出抑制の推進」、「実態調査の実施」、「県民への的確な情報提供」の基本方針に基づきダイオキシン類対策を推進している。
	大気	・有害大気汚染物質対策 温室効果ガス・オゾン層破壊物質及びPRTR届出で大気への排出量の多い物質について大気測定を実施している。
	水質	・水資源保全の推進 第四次長野県環境基本計画に基づき、金属化合物、揮発性有機塩素化合物、農薬等について水質保全目標を設定、水質測定を実施し水環境の保全を推進している。
	その他	――
② 廃棄・資源循環	環境に配慮した事業活動の推進	・県工業技術総合センターによる技術支援 製造現場のエアコンプレッサの運転効率改善を図る「ものづくり現場環境対応支援事業」や省資源・省エネ技術、製品開発時における環境配慮設計技術の県内企業への普及を図る「環境対応技術研修会」（長野テクノ財団と共同開催）などを通じて、県内企業の環境負荷低減と収益向上の両立や環境意識の向上などの人材育成を支援している。
③ 化学物質の適正管理	地域別ごとの施策実施	・長野県内を10地域にわけ地域ごとに、地域環境特性を活かした取組や、地域が抱える課題の解決に向けた取組みなど推進している。化学物質管理に関しては、地域によって合成農薬等の使用を控えるよう働きかけている。
	化学物質による室内空気汚染（シックハウス）対策	・県建設事務所建築課では、設計者に対し建築確認申請などを通じて建築材料や換気設備等の技術的な指導を行うとともに、県民の相談にも対応している。 ・また、県保健福祉事務所では、化学物質に関する健康相談へのアドバイスなどを実施している。
④ 情報公開	ダイオキシン類	・市街地における常時監視や産業廃棄物焼却施設周辺調査の調査結果を公表するとともに、ダイオキシン類に関する基礎知識や、ダイオキシン類対策の取組などについて、広報誌やインターネット、出前講座などを通じて情報を提供している。
	有害大気汚染物質	・県ホームページで大気測定結果を公表している。

大項目	小項目	取組概要
⑤ 研究開発	——	——
⑥ 教育・普及啓発	——	<ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステムの導入の促進 公益財団法人長野県中小企業振興センターにおいて、環境マネジメントシステム導入を目指す企業に対し、専門家による助言などを行う専門家派遣事業を実施している。 一般社団法人長野県産業環境保全協会がエコアクション21地域事務局として、導入、構築、認証登録に向けた各種研修会やセミナーを実施している。 ・県ホームページによる啓発活動も実施している。
⑦ 防災・安全	——	——
⑧ 家庭用品	——	——
⑨ 化学物質過敏症等	——	——
⑩ 環境に残留する医薬品等	——	——

出典：第四次長野県環境基本計画（長野県、2018）

平成30年版長野県環境白書（長野県、2018）

平成31年度（2019年度）大気測定計画（長野県、2019）

【関連図表】

図表 31 10 地域ごとの地域環境特性を活かした取組



—21. 岐阜県—

岐阜県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 32 岐阜県における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類対策 ダイオキシン類の9割は廃棄物焼却炉施設からの排出によるものといわれており、その排出を削減するため、廃棄物の減量化及びリサイクルの徹底を図るための諸施策を講じている。
	水質	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴルフ場での農薬対策 ゴルフ場及びその周辺地域の環境を保全するため、県内ゴルフ場における農薬使用量の削減を推進してきた結果、農薬使用量は平成元年と比較し、概ね1／3程度まで削減。ゴルフ場における農薬使用量の削減と周辺環境及び動植物への影響の少ない農薬の使用を引き続き推進する予定。
	土壤	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬対策 「ぎふクリーン農業」の取り組みで、県内作付面積の約3分の1に当たる16,718haに及び、化学合成農薬や化学肥料の県内での使用量は、平成6年対比で約70%減となっている。現在、「ぎふクリーン農業」の表示についての見直しを行っている。
	その他	――
② 廃棄・資源循環	――	――
③ 化学物質の適正管理	事業者の自主的な取組の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県化学物質適正管理指針 岐阜県内において指定化学物質等を取扱うすべての事業所における化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、事業者が講すべき指定化学物質等の適正管理に関する措置について定めている。
④ 情報公開	――	――
⑤ 研究開発	環境に関する調査および研究	<ul style="list-style-type: none"> ・情報技術総合センター・中山間農業研究所 「機械除草技術を中心とした水田有機栽培システムの確立と実用化」 小型除草ロボットの改良及びそれを中心とした水稻有機栽培システムを研究し、経済的に有効な除草効果を実証した。現在、製品化に向け、参画企業で開発を継続している。
⑥ 教育・普及啓発	リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクコミュニケーションに関する研修会を開催し、事業者の取組みを促進した。 ・県では、平成15年度からリスクコミュニケーションの手法を事業者に習得させ県内各地に普及させることを目的にリスクコミュニケーションモデル事業を実施。事業者が企業責任の一端であると認識し、地域住民の知識の向上を図るため、情報提供や工場見学を実施した後に事業所とのリスクコミュニケーションを行うなど、積極的な実施の推進に努めた。
⑦ 防災・安全	災害時における廃棄物処理対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国の「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、従来の「岐阜県市町村災害廃棄物広域処理計画」の内容を見直し、平成28年3月に「岐阜県災害廃棄物処理計画」を策定した。

大項目	小項目	取組概要
		<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の災害廃棄物処理計画については、すべての市町村において策定されていたが、必要な仮置場の確保など、改定した県計画に整合するよう早期改定を要請している。(令和元年11月現在、42市町村中39市町村改定済) ・また、計画に基づき円滑に対応できるよう、県、市町村職員の災害対応力の向上を目標とした図上演習、研修会等を開催している。
⑧ 家庭用品	――	――
⑨ 化学物質 過敏症等	――	――
⑩ 環境に残 留する医 薬品等	――	――

出典：岐阜県環境基本計画（平成23年度～平成27年度）

H26年度岐阜県環境白書【案】

岐阜県HP「化学物質の適正管理について」

(<http://www.pref.gifu.lg.jp/kankyo/hairyo/kagaku-busshitsu/top.html>)

—22. 静岡県—

静岡県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。また、これらの取組に関連する図表を末尾に示す。

図表 33 静岡県における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	――
	水質	――
	土壌	――
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類等が検出された場合の原因究明や継続監視。 例) 田子の浦港における環境基準を超える底質ダイオキシン類含有土砂については、「田子の浦港底質(ダイオキシン類)浄化対策事業計画」に基づき、浚渫除去を実施。 ・魚類への内分泌かく乱作用の疑いがあるとされた、4-tert-オクチルフェノール、ビスフェノールAの2物質を調査。 ・残留性有機汚染物質は、生物蓄積性があり難分解性で長距離移動性があるPOPs条約規制物質のうち、パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びその塩、パーフルオロオクタン酸(PFOA)及びその塩の2物質について調査。 ・有機スズ化合物のうちトリブチルスズ化合物及びトリフェニルスズ化合物は、環境省が定めた水質評価指針値($0.01 \mu\text{g/L}$)を過去5年間の調査で超過した港湾2地点について調査。
② 廃棄・資源循環	ダイオキシン類	ダイオキシン類による環境汚染や人への人的被害を未然に防止するため、発生源対策として、広域化の推進による小規模施設の集約化、全連続運転を推奨
③ 化学物質の適正管理	自主管理	――
④ 情報公開	リスクコミュニケーション	PRTR制度に基づく年度ごとの事業者からの届出データ等を基に、化学物質排出量の多い物質、業種別や大気放出、排水、廃棄物など環境への排出状況等について、グラフ表示化など分かりやすくまとめて、県ホームページ等で周知。また、平成30年度は、事業者が実施するリスクコミュニケーションに行政の立場として参加(9社)し、加えて「化学物質管理セミナー」を開催し、事業者の自発的な取り組みを促進。
⑤ 研究開発	――	――
⑥ 教育・普及啓発	――	――
⑦ 防災・安全	――	――
⑧ 家庭用品	――	家庭用品の試買検査を45個/年、3検査項目で実施している。
⑨ 化学物質過敏症等	――	――
⑩ 環境に残留する医薬品等	――	――

【関連図表】



図表 34 化学物質のリスクコミュニケーションモデル

—23. 愛知県—

愛知県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 35 愛知県における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	<ul style="list-style-type: none"> ・大気環境中におけるトルエン、総キシレン及びフロン類等のモニタリングを実施している。
	水質	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴルフ場の農薬による水質汚濁防止対策 愛知県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱及び愛知県ゴルフ場農薬適正使用指針を定め、ゴルフ場による農薬の適正使用の指導を実施。 ・内分泌かく乱物質 水質、底質等について、県は環境調査を実施している。
	土壤	――
	――	――
② 廃棄・資源循環	PCB 廃棄物対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に基づき、全国 5箇所で日本環境安全事業会社による広域処理が実施されており、愛知県を含む東海地区では同社豊田事業所が処理を開始しており、高圧トランス等および廃 PCB 等の処理が進められている。 ・愛知県内では中部電力株式会社が、H17 年 2 月から名古屋市港区の処理施設で供給区域全体の柱上トランスから抜油した微量の PCB を含んだ絶縁油の分解処理を、H20 年 5 月から海部郡飛島村の変圧器リサイクルセンターで柱上トランスの解体・洗浄を、平成 31 年 3 月まで行った。 ・愛知県は、国の PCB 特別措置法に基づき、H16 年 12 月に「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定し、適正な管理、および処理の計画的な推進を図っている。
③ 化学物質の適正管理	自主管理の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・県は化学物質排出量把握管理促進法および生活環境保全条例に基づき、事業者から届出された化学物質の排出量、移動量および取扱量を毎年集計、公表している。 ・また、生活環境保全条例に基づき事業者から特定化学物質等管理書を提出させるなど、事業者による化学物質の適正管理に関する自主的な取り組みの促進を図っている。
④ 情報公開	情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・県環境局 Web ページ「あいちの環境」を活用した環境情報の適切な発信
	リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県環境局環境活動推進課の Web ページ上で PRTR 制度に関する解説を掲載するとともに、リスクコミュニケーション実施の支援やセミナー開催案内も掲載している。 ・化学物質に対する理解を深めるための取組 県は、県民や事業者の方々へリスクコミュニケーションの実施の大切さや化学物質に対する理解を深めてもらうことを目的として、パンフレットを作成・配布するとともに、Web ページで情報を提供している。 さらに、事業者による適正管理の推進のため、事業者向けに化学物質適正管理セミナーを、化学物質に対する理解と関心を深めるため、県民向けに化学物質セミナーを、毎年度開催している。
⑤ 研究開発	調査・研	・愛知県環境調査センターを中心に、さまざまな環境分野で調査・研究に取

大項目	小項目	取組概要
	究	<p>り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(共同研究事例) 光化学オキシダントおよびPM2.5の地域的・気象的要因の解明
⑥ 教育・普及啓発	環境教育	<ul style="list-style-type: none"> ・H30年3月に、「愛知県環境学習等行動計画2030」を策定。
⑦ 防災・安全	非常時の環境汚染に対する体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・工場・事業場における火災や事故などを想定した、行政・事業者によるマニュアル等の整備・見直し、関係機関等との連携・調整。 ・「愛知県災害廃棄物処理計画(H28年10月策定)」に基づき、災害により発生するがれき、生活ごみ、し尿等の廃棄物を適正かつ迅速に処理するための災害廃棄物処理体制の整備を推進。 ・事故や災害時における迅速かつ適切な環境情報の提供体制の構築。 ・災害時に環境汚染の状況を把握するに当たり、民間事業者の協力を得るため、一般社団法人愛知県環境測定分析協会と「災害時における化学物質等の調査に関する協定」協定を平成23年に締結した。 ・災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアルを策定予定。
⑧ 家庭用品	――	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発チラシ「身近なところに化学物質～便利な製品を安全・安心に使うために～」を作成し、Webページで公開している。
⑨ 化学物質過敏症等	――	――
⑩ 環境に残留する医薬品等	――	――

—24. 三重県—

三重県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 36 三重県における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法に基づき、大気汚染物質等の7項目を県設置局（22局）、市設置局（11局）でモニタリングし、データをリアルタイムで収集して、大気汚染物質を常時監視した。微小粒子状物質（PM2.5）については、県内2地点で、4季の成分分析を行った。 ・常時監視において、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）等の濃度が一定の基準を超えた場合、県民に注意報等を発令する。光化学オキシダントについては、光化学スモッグ注意報発令時に備え、高濃度となりやすい4月20日～9月21日の期間、排出ガス量の多い工場が多く立地する北勢地域の協力工場等に各種汚染物質濃度や気象データから計算した予測情報を提供している。 ・光化学オキシダント以外の項目は、平成30年度は、すべての地点で環境基準を達成した。
	水質	――
	土壤	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県生活環境の保全に関する条例による規制 土壤汚染の早期発見及び拡散防止並びに土壤汚染対策法の円滑な施行のため、三重県生活環境の保全に関する条例を一部改正し、平成16(2004)年10月から施行。 内容は、大規模土地形質変更時の土地履歴調査及びそれに基づく土壤・地下水調査や、有害物質使用特定施設を設置する工場等に対する土壤・地下水調査の義務づけである。土壤・地下水汚染を発見した場合は、知事へ届け出ることとしている。 平成30(2018)年度の汚染発見の届出は5件あり、県は立入検査を実施し、汚染の浄化等、適正な措置を指導した。
	その他	共通 <ul style="list-style-type: none"> ・大気、水質、土壤等のベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ダイオキシン類などの物質について調査を実施している。
② 廃棄・資源循環	電子マニフェストの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・電子マニフェストの利用には、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者すべてが、システムに加入している必要があるため、県では排出事業者等に導入の働きかけを行い、平成29（2017）年度の電子マニフェストの普及率は約61.1%に達した。
③ 化学物質の適正管理	ゴルフ場における農薬使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴルフ場における農薬の安全で適正な使用を確保し、ゴルフ場及びその周辺地域の環境保全、災害の防止を図るため、「ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱」に基づきゴルフ場事業者から維持管理状況等の報告を求めるなど、ゴルフ場の適正な維持管理の指導を実施。 ・農薬の適正使用・保管については、「ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱」、「ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱の取扱いについて」に基づき <ul style="list-style-type: none"> ・登録農薬の使用 ・農薬表示事項の遵守 ・危被害防止対策 ・農薬の適正保管

大項目	小項目	取組概要
		<p>などの調査、点検を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬使用管理責任者等を対象に「芝草管理研修会」や「農薬管理指導士研修会」等を開催し、ゴルフ場関係者の資質向上に努めている。 ・農薬の適正使用による周辺環境の安全確保という観点に立って、「ゴルフ場における病害虫、雑草安全防除指針」を策定し適用している。 ・平成 30 (2018) 年度は、11 月に県内ゴルフ場 23 か所を対象に農薬の保管管理状況等のパトロールを実施した。
④ 情報公開	研修会の開催	三重県 HP、環境白書で環境モニタリングデータや PRTR の届出状況などを情報提供している。大気常時監視データは、リアルタイムでデータを公開している他、メール等により情報を配信している。
⑤ 研究開発	研究開発の推進と促進	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質による環境汚染の実態調査 平成 30 (2018) 年度は、初期・詳細環境調査として四日市港、鳥羽港の水質について、ベンゾ [a] ピレン、四日市港の水質について、2-エチルヘキサン酸、四日市市内的一般環境大気について p-tert-ブチル安息香酸の分析を実施した。また、モニタリング調査として四日市港、鳥羽港の水質、底質および四日市市内的一般環境大気のサンプリングを実施した。 ・PRTR データを活用した有害大気モニタリング調査の全県域的評価に関する調査研究 平成 30 (2018) 年度は、2005～2016 年度の PRTR 制度における排出量データを収集・解析を行った結果、有害大気汚染物質モニタリング調査で対象としている 23 物質のうち 18 物質が県内の事業所から大気中に排出されていること、物質および市町により発生量が大きく異なることが確認できた。また同データを利用して、物質ごとに想定した区域と実際の調査の結果との間に相関があるかを調査した。
⑥ 教育・普及啓発	――	・農薬使用管理責任者等を対象に「芝草管理研修会」や「農薬管理指導士研修会」等を開催し、ゴルフ場関係者の資質向上に努めている。
⑦ 防災・安全	――	事故等対応マニュアルを整備し、緊急時対応の訓練を行っている。
⑧ 家庭用品	――	――
⑨ 化学物質過敏症等	――	――
⑩ 環境に残留する医薬品等	――	――

出典：令和元年度三重県環境白書（三重県 2019）

—25. 滋賀県—

滋賀県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。また、これらの取組に関連する図表を末尾に示す。

図表 37 滋賀県における化学物質管理に関する主な取組状況

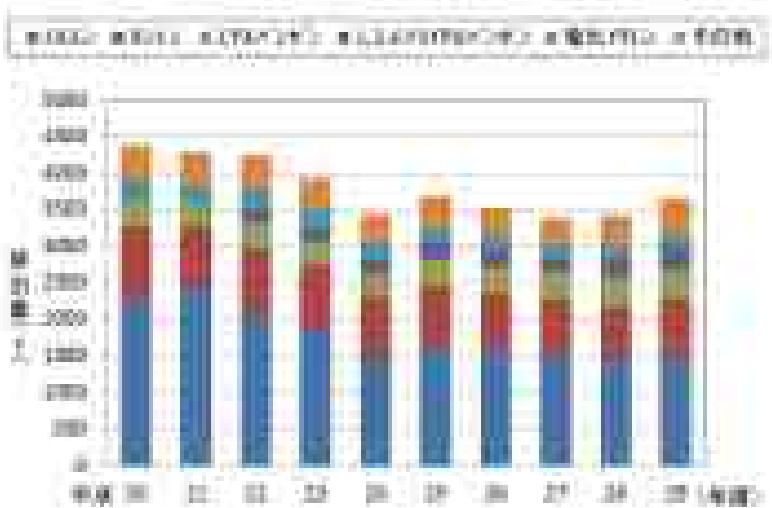
大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	<ul style="list-style-type: none"> ・排ガス対策 「大気汚染防止法」の規制に加え、「滋賀県公害防止条例」において横出し施設（6施設）・横出し項目（アンチモン、フェノール）の追加および有害物質について排出基準に加え敷地境界基準を設けて規制を行っている。
	水質	<ul style="list-style-type: none"> ・排水対策 「水質汚濁防止法」の規制に加え、「滋賀県公害防止条例」において、横出し施設（11施設）・横出し項目（アンチモン）の追加等を行っている。
	土壤	――
	その他	――
② 廃棄・資源循環	――	――
③ 化学物質の適正管理	PRTR	<ul style="list-style-type: none"> ・化管法に基づく届出について、県内の総排出量の推移をグラフ化して公表している。
	農薬	<ul style="list-style-type: none"> ・環境こだわり農業の推進による化学合成農薬の使用量の減少 平成15年（2003年）に「滋賀県環境こだわり農業推進条例」を定め、平成16年度からは、県や国の支援制度により、環境こだわり農業に取り組む農業者に経済的支援を実施。 環境こだわり農産物栽培面積が拡大するとともに、県内の化学合成農薬の使用量は減少している。
④ 情報公開	――	――
⑤ 研究開発	県域での調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> ・琵琶湖流域において、未規制化学物質の有害性等に関する情報を得るために、類縁の化学物質にかかる一斉機器分析法を確立し、分析の効率化を図るとともに、同手法を用いたモニタリングによるリスク評価を行っている。また、個別の化学物質にかかる機器分析では難しい化学物質総量としてのリスク評価を行うため、生物を用いた生態影響試験法を確立する。
⑥ 教育・普及啓発	――	――
⑦ 防災・安全	――	――
⑧ 家庭用品	――	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で流通している家庭用品（繊維製品のうち出生後24月以内の乳幼児用のもの）について、試買試験（検査項目：ホルムアルデヒド）を実施している。
⑨ 化学物質過敏症等	――	<ul style="list-style-type: none"> ・シックハウス症候群に関する正しい知識を啓発し、シックハウス問題に対する認識を深め、関係者の取組推進を図ることを目的とした公開講座を実施している。
⑩ 環境に残留する医薬品等	――	――

出典：第五次滋賀県環境総合計画（平成31年3月）

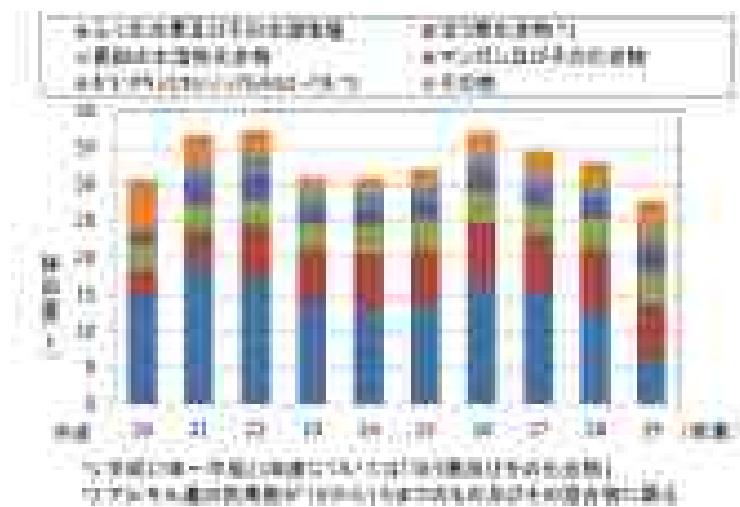
滋賀の環境 2019（令和元年版環境白書）

【関連図表】

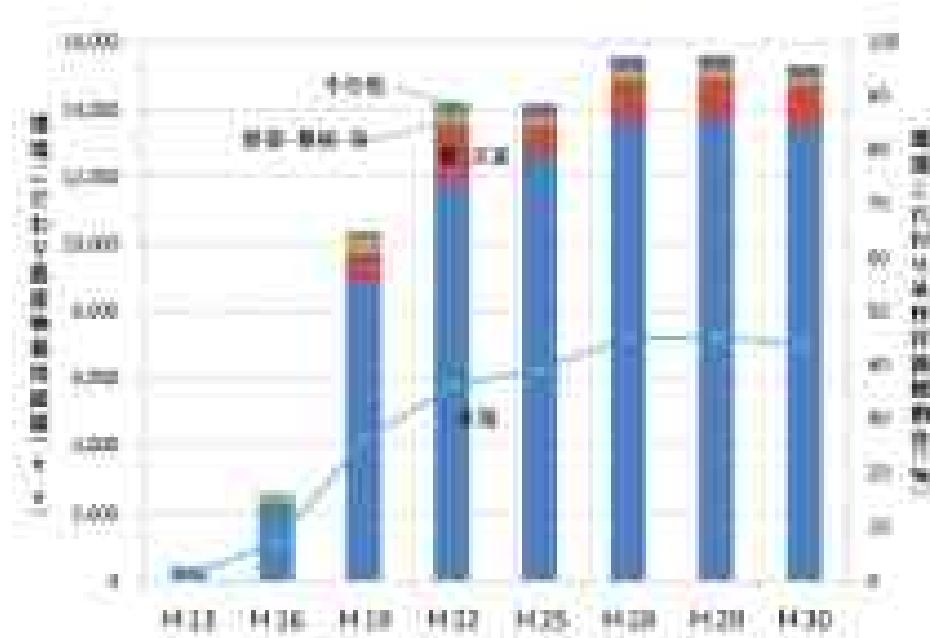
図表 38 化学物質別届出排出量(平成 29 年度) (大気への排出)



図表 39 化学物質別届出排出量(平成 29 年度) (公共用水域への排出)



図表 40 環境こだわり農産物栽培面積



※環境こだわり農産物栽培面積：生産計画認定時の面積

—26. 京都府—

京都府における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 41 京都府における化学物質管理に関する主な取組状況

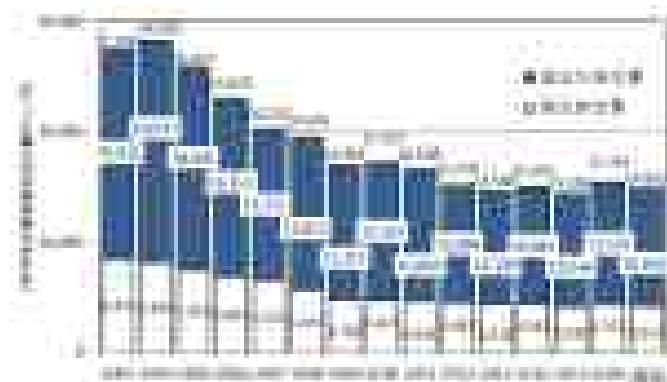
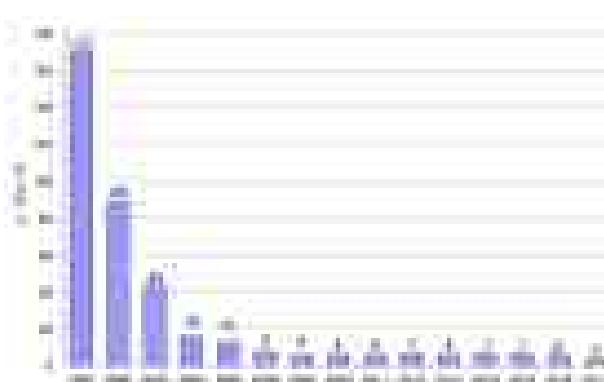
大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	「京都府環境を守り育てる条例」により有害物質（36 物質）について各々排出基準と敷地境界基準を定めている。
	水質	・水質汚濁防止法第2条に規定される有害物質を使用する特定事業場の排出水の検査を定期的に実施。
	土壤	――
	その他	――
② 廃棄・資源循環	硫酸ピッチの規制	・平成15年12月には、時限措置として府民の生活環境等を守るための硫酸ピッチの規制に関する緊急措置条例を制定し、軽油を不正に製造する過程等において生成される硫酸ピッチの撲滅を推進（同条例については平成31年1月に期限を迎えたことをもって、直近の硫酸ピッチを取り巻く状況も踏まえて廃止）。
③ 化学物質の適正管理	化学肥料の施用量の低減等	・「府における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」（11年度策定）を定め、化学肥料・農薬を低減した生産を行う農業者をエコファーマーに認定し奨励。 ・ブランド京野菜等について、化学肥料・農薬を低減した「京都こだわり栽培指針」に基づき生産。
	農薬の適正管理	・府内地域ごとに農業者や農薬を取り扱う事業者を対象に農薬取締講習会を開催（年5回、約300人）。 ・農薬販売業者や防除業者、ゴルフ場の農薬使用者等を農薬管理指導士として養成（R1：841人）し、農薬の安全使用・管理の遵守を啓発・徹底。 ・「京都府ゴルフ場農薬安全使用要綱」に基づき、各ゴルフ場に対し、農薬の適正使用や下流への被害の未然防止、排水口における水質測定を指導。
	工場等での排出等抑制	・「京都府化学物質適正管理指針」により、事業者が自主的に管理すべき物質及び管理手法を定めて、化学物質の排出、発生又は飛散の抑制を図っている。
④ 情報公開	――	・本府のホームページにおいて、化管法の概要を説明し、さらにPRTRデータの集計結果を公開している。
⑤ 研究開発	分析	・ゴルフ場の使用農薬の検査をより効率的に実施するために、研究機関において一斉分析手法を検討している。
⑥ 教育・普及啓発	事業者指導	・年に一度、公害防止管理者等に対して講習会を実施し、化管法の概要等を説明している。
⑦ 防災・安全	水質事故対応	・対象事業場に対し、未然防止に係る指導を行っているが、水質事故発生時には淀川水質汚濁防止連絡協議会や由良川水質汚濁防止連絡協議会と連携し、現地確認やオイルマットの設置など、汚染の拡大防止に向けて速やかに対応実施している。
⑧ 家庭用品	――	・家庭用品中に含まれる有害物質の測定等を行っている。（京都市を除く京都府内）
⑨ 化学物質過敏症等	――	・近隣の専門医療機関の情報提供を問い合わせ時に行っている。
⑩ 環境に残留する医薬品等	――	――

—27. 大阪府—

大阪府における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。また、これらの取組に関連する図表をあわせて示す。

図表 42 大阪府における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	<ul style="list-style-type: none">・大阪府生活環境の保全等に関する条例により、ばい煙中の有害物質（23 物質）、石綿以外の特定粉じん（18 物質）、揮発性有機化合物の排出抑制として、施設の届出義務及び濃度基準（有害物質 17 物質、特定粉じん 14 物質）又は設備構造基準（有害物質 6 物質、特定粉じん 4 物質、揮発性有機化合物）の遵守義務を規定。（濃度規制対象施設には半年に 1 回の濃度測定を、設備構造基準対象施設には週 1 回の施設管理等を義務付け）・化学物質排出量と環境測定濃度との推移を比較するため、国設大阪局において月 1 回揮発性有機化合物（VOC）の測定を実施。
	水質	<ul style="list-style-type: none">・「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による排水基準を定める条例」（上乗せ条例）により、水質汚濁防止法で定める特定施設を設置する事業場に対し、同法の一 law 基準より厳しい排水基準を設定。有害物質について、上水道水源地域等においてより厳しい排水基準を設定。生活環境項目について、適用対象規模を日平均排水量 50m³/日以上から 30m³/日以上に引き下げたうえ、地域・新設／既設の別・業種・排水量区分ごとにより厳しい排水基準を設定等。「大阪府生活環境の保全等に関する条例」により、特定施設に該当しない一部の施設を届出対象とし、上乗せ条例と同等の排水基準を設定するとともに、事業者に排出水の汚染状態の測定を義務付け。平成 19 年度から平成 27 年度まで、パーカルオロオクタン酸（PF0A）について、神崎川水域の河川水及びその周辺の地下水の水質調査を実施。
	その他	<ul style="list-style-type: none">・ゴルフ場での使用農薬の適正使用等の確保及び使用による農薬の水質汚染の防止を図るため、「大阪府ゴルフ場農薬適正使用等指導要綱」に基づく「ゴルフ場に係る農薬の水質検査技術マニュアル」において、ゴルフ場の排出水の水質検査方法及び管理目標を定め、事業者に対し、農薬に係る排出水の水質検査、排出水に係る管理目標の遵守を指導。
② 廃棄・資源循環	——	——

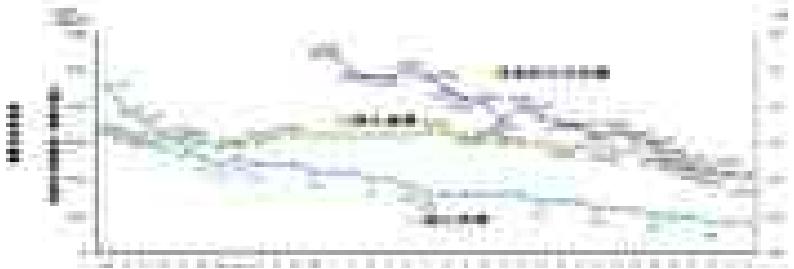
大項目	小項目	取組概要
③ 化学物質の適正管理	環境排出量の推移	<p>・環境中への PRTR 法対象化学物質の排出量は概ね減少傾向にあり、ダイオキシン類の排出量は、大きく減少した後、近年は横ばいで推移。</p>  <p>図表 43 府内における化学物質排出把握管理促進法（PRTR 法）対象物質の排出量の推移</p>  <p>図表 44 府内でのダイオキシン類の排出量の推移</p>
	環境リスクの高い化学物質の排出削減	<p>・事業所に対し、化学物質管理目標決定及び達成状況の届出及び化学物質管理計画書の届出を義務付け。</p>
④ 情報公開	化学物質の排出量・移動量の公開等	<p>・環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るため、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、排出量等の届出対象物質を横出しとともに、届出対象項目に取扱量を追加。</p> <p>・また、一定規模以上の排出量等届出対象事業所に対し、排出量の削減等の自主的な管理目標の策定、目標達成のための具体的な方策及びこれら対策の実施状況についての届出を義務付け。</p>
⑤ 研究開発	化学物質の分析手法の開発	<p>・POPs の分析手法の開発</p>
⑥ 教育・普及啓発	環境リスクの高い化学物質のリスク	<p>・年に一回化学物質対策セミナーを開催し、事業活動における化学物質管理の基本から具体的な対策事例まで、化学物質を取扱う事業者の役に立</p>

大項目	小項目	取組概要
	コミュニケーションの推進	つ情報を提供。
⑦ 防災・安全	災害時における化学物質のリスク評価及び対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時における化学物質のリスクを低減するため、一定規模以上の排出量等届出対象事業所に対し、大規模災害に備えた環境リスクの低減対策についての届出を義務付け。 また、リスク低減のための事例集を作成し府内関係先に配布。
⑧ 家庭用品	――	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページにおいて「有害物質を含有する家庭用品の規制について」を掲載し、府民に対し周知。
⑨ 化学物質過敏症等	――	――
⑩ 環境に残留する医薬品等	――	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページにおいて、薬剤偏重による環境への悪影響を低減することを目的とした「総合的有害生物管理について」の掲載とリーフレットを作成し、特定建築物における建築物維持管理権原者に対し周知。

—28. 兵庫県—

兵庫県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。また、これらの取組に関連する図表をあわせて示す。

図表 45 兵庫県における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	<p>・県・政令市が設置する一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局において、大気汚染物質濃度は近年ゆるやかに低下している。特に、自動車排出ガス測定局において減少傾向にある。</p> <p>図表 46 一般環境大気汚染の状況</p>  <p>図表 47 自動車排出ガスによる大気汚染の状況</p>  <ul style="list-style-type: none">・モニタリングボックスと移動観測車 測定局の谷間となる地域や開発整備事業等に伴い環境の変化が予想される地域において、モニタリングボックス及び移動観測車を設置して、大気汚染状況の監視・測定を行っている。（移動観測車は平成 26 年度に廃止。）・アスベストの状況 平成 30 年度は 8 地点で測定し、大気中のアスベストによる汚染の状況を監視した。調査結果は、総纖維数濃度で 0.056～0.18 本/L で、各地域とも総纖維数濃度が 1 本/L を超えた地点はなく、全国の測定結果と比較して、特に高い値はみられなかった。・優先取組物質モニタリング調査 有害大気汚染物質について、健康影響の未然防止を図るために、大気汚染防止法に基づき、平成 10 年度からモニタリング調査を実施している（下図参照）。

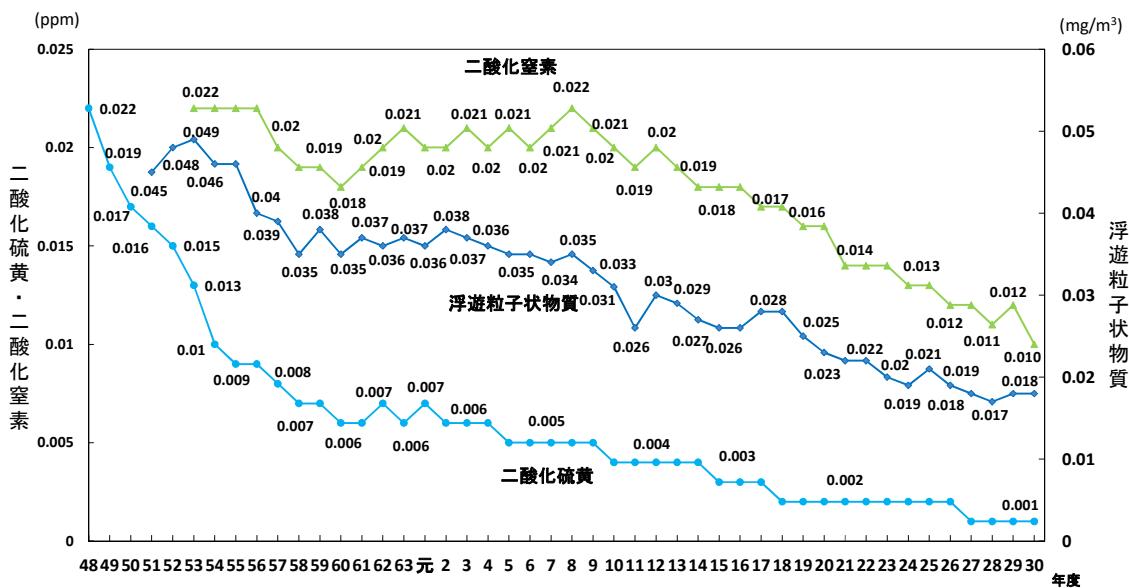
大項目	小項目	取組概要																																																																																																														
		<p align="center">図表 48 有害大気汚染物質濃度の推移</p> <table border="1"> <caption>Data for Figure 48: Trend of Harmful Atmospheric Pollutant Concentrations (μg/m³)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>テトラクロロエチレン</th> <th>ジクロロメタン</th> <th>ベンゼン</th> <th>トリクロロエチレン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10</td><td>3.5</td><td>5.5</td><td>0.2</td><td>0.2</td></tr> <tr><td>11</td><td>2.5</td><td>4.0</td><td>0.5</td><td>0.5</td></tr> <tr><td>12</td><td>1.5</td><td>3.0</td><td>0.3</td><td>0.3</td></tr> <tr><td>13</td><td>1.8</td><td>2.5</td><td>0.4</td><td>0.4</td></tr> <tr><td>14</td><td>2.0</td><td>2.2</td><td>0.3</td><td>0.3</td></tr> <tr><td>15</td><td>1.8</td><td>2.0</td><td>0.2</td><td>0.2</td></tr> <tr><td>16</td><td>1.9</td><td>1.8</td><td>0.2</td><td>0.2</td></tr> <tr><td>17</td><td>1.7</td><td>1.5</td><td>0.2</td><td>0.2</td></tr> <tr><td>18</td><td>1.8</td><td>2.0</td><td>0.2</td><td>0.2</td></tr> <tr><td>19</td><td>1.9</td><td>1.8</td><td>0.2</td><td>0.2</td></tr> <tr><td>20</td><td>1.6</td><td>1.2</td><td>0.2</td><td>0.2</td></tr> <tr><td>21</td><td>1.5</td><td>1.4</td><td>0.2</td><td>0.2</td></tr> <tr><td>22</td><td>1.4</td><td>1.3</td><td>0.2</td><td>0.2</td></tr> <tr><td>23</td><td>1.3</td><td>1.2</td><td>0.2</td><td>0.2</td></tr> <tr><td>24</td><td>1.2</td><td>1.1</td><td>0.2</td><td>0.2</td></tr> <tr><td>25</td><td>1.1</td><td>1.0</td><td>0.2</td><td>0.2</td></tr> <tr><td>26</td><td>1.0</td><td>0.9</td><td>0.2</td><td>0.2</td></tr> <tr><td>27</td><td>1.1</td><td>0.8</td><td>0.2</td><td>0.2</td></tr> <tr><td>28</td><td>1.0</td><td>0.7</td><td>0.2</td><td>0.2</td></tr> <tr><td>29</td><td>1.2</td><td>1.0</td><td>0.2</td><td>0.2</td></tr> <tr><td>30</td><td>1.0</td><td>0.9</td><td>0.2</td><td>0.2</td></tr> </tbody> </table> <p>・金属物質モニタリング調査 県内における大気中の金属物質濃度の現況を把握するため、平成 24 年度は、県南部地域 9 地点で測定し、金属物質による大気汚染の状況を監視した。測定物質は①鉄②マンガン③亜鉛④鉛⑤カドミウム⑥ニッケル⑦全浮遊粉じん、である(下図参照)。</p> <p align="center">図表 49 大気中の金属物質濃度の推移 (μ g / m³)</p>	年度	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	ベンゼン	トリクロロエチレン	10	3.5	5.5	0.2	0.2	11	2.5	4.0	0.5	0.5	12	1.5	3.0	0.3	0.3	13	1.8	2.5	0.4	0.4	14	2.0	2.2	0.3	0.3	15	1.8	2.0	0.2	0.2	16	1.9	1.8	0.2	0.2	17	1.7	1.5	0.2	0.2	18	1.8	2.0	0.2	0.2	19	1.9	1.8	0.2	0.2	20	1.6	1.2	0.2	0.2	21	1.5	1.4	0.2	0.2	22	1.4	1.3	0.2	0.2	23	1.3	1.2	0.2	0.2	24	1.2	1.1	0.2	0.2	25	1.1	1.0	0.2	0.2	26	1.0	0.9	0.2	0.2	27	1.1	0.8	0.2	0.2	28	1.0	0.7	0.2	0.2	29	1.2	1.0	0.2	0.2	30	1.0	0.9	0.2	0.2
年度	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	ベンゼン	トリクロロエチレン																																																																																																												
10	3.5	5.5	0.2	0.2																																																																																																												
11	2.5	4.0	0.5	0.5																																																																																																												
12	1.5	3.0	0.3	0.3																																																																																																												
13	1.8	2.5	0.4	0.4																																																																																																												
14	2.0	2.2	0.3	0.3																																																																																																												
15	1.8	2.0	0.2	0.2																																																																																																												
16	1.9	1.8	0.2	0.2																																																																																																												
17	1.7	1.5	0.2	0.2																																																																																																												
18	1.8	2.0	0.2	0.2																																																																																																												
19	1.9	1.8	0.2	0.2																																																																																																												
20	1.6	1.2	0.2	0.2																																																																																																												
21	1.5	1.4	0.2	0.2																																																																																																												
22	1.4	1.3	0.2	0.2																																																																																																												
23	1.3	1.2	0.2	0.2																																																																																																												
24	1.2	1.1	0.2	0.2																																																																																																												
25	1.1	1.0	0.2	0.2																																																																																																												
26	1.0	0.9	0.2	0.2																																																																																																												
27	1.1	0.8	0.2	0.2																																																																																																												
28	1.0	0.7	0.2	0.2																																																																																																												
29	1.2	1.0	0.2	0.2																																																																																																												
30	1.0	0.9	0.2	0.2																																																																																																												
水質		<p>・未規制対象物質のモニタリング 法規制対象物質となっていないが環境中での難分解性や高い蓄積性等から有害性が懸念され、国際的にも対策が検討されている物質について、予防原則に基づき調査を実施している。H19 には河川及び海域等において PFOS (パーオクタフルオロオクタノ酸)、PFOA (パーオクタフルオロオクタノ酸) の実態調査を行った。また H21 以降、学識経験者で構成する「排出基準未設定化学物質評価検討委員会」の助言を踏まえ、人口及び工場・事業場の密集地で汚染が懸念される阪神地域、東播磨・北播磨地域、西播磨・淡路地域で以下のとおり調査を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> H21～23：臭素系難燃剤(PBDEs (パリブロモジフェニルエーテル類)、TBBPA (テトラブロモビスフタル酸 A)、HBCD (ヘキサブロモシクロドデカン)) H24～26：有機塩素化合物(PCNs (パリ塩化ナフタレン)、HCBD (ヘキサクロロブタジエン)) H27～29：ベンゾトリアゾール系紫外線吸収剤(UV-320、UV-326、UV-327、UV-328) H30～R2 (予定)：短鎖塩素化ポラフィン(SSCPs) 																																																																																																														

大項目	小項目	取組概要
② 廃棄・資源循環		また、H22に東播磨地域で確認されたPF0AについてH24以降、フォローアップ調査を継続している。
	土壤	_____
	その他	_____
③ 化学物質の適正管理	PCB廃棄物の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・県が全国に先がけて制定した「ポリ塩化ビフェニル（PCB）等の取扱いの規制に関する条例」やPCB特措法等に基づき、保管事業者等に対して立入検査等を実施。また、PCB特措法に基づき、適正保管及び適正処理について一層の周知徹底を図るなど、適正処理を推進。 ・なお、PCB廃棄物の処理については、国での検討をふまえ、JESCOにおいて処理が行われており、県内で保管されているPCB廃棄物のうち、高圧トランク・コンデンサ等の液状PCB廃棄物については、平成20年11月からJESCO大阪事業所の処理施設で処分が開始され、平成30年度末までに、トランク類440台、コンデンサ25,245台、PCB油類393缶が処理された。また、安定器、汚染物等のPCB廃棄物については、平成27年8月からJESCO北九州事業所の処理施設で処分が開始され、平成30年度末までに安定器等198,574kg、その他の汚染物等40,342kgが処理された。 ・PCB廃棄物処理基金への拠出 PCB廃棄物の処理にあたって、中小企業者の処理費の負担を軽減するため、独立行政法人環境再生保全機構に設置されている基金に対し、平成30年度は598万円2千円を拠出した。
④ 土壌汚染対策	ダイオキシン類削減対策	<ul style="list-style-type: none"> ・県では「兵庫県ダイオキシン類削減プログラム」(H9.12)を策定し、総合的、計画的なダイオキシン類対策を講じてきた。 ・またダイオキシン類対策特別措置法に基づき、特定施設に係る届出審査、工場立入検査等により排出基準適合状況等の確認を行うとともに、ダイオキシン類による環境の汚染状況の常時監視を実施している。
	PCB含有浚渫固化土盛立地対策	<ul style="list-style-type: none"> ・高砂西港のPCB含有浚渫固化土盛立地対策 昭和49～51年に高砂西港のPCB含有底質を浚渫し、固化後造成した盛立地について、平成18年に技術専門委員会を設置、恒久対策について検討され、高砂西港再整備協議会（行政、住民、学識経験者）の協議を経て現地封じ込め対策を推進することとされていた。 これを受け事業者は平成24年2月から、遮水性地下土留め壁の設置、上部遮水対策の強化、擁壁補強による対策を施工した（平成26年5月完成予定）。 また、工事中の環境監視を実施しており、降下ばいじん、大気、騒音、振動についていずれも環境保全目標値を満足している。
⑤ 運営・評価	アスベスト	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物・工作物解体工事等の規制 平成8年1月から国に先駆けて環境の保全と創造に関する条例に基づき、吹付けアスベストやアスベスト含有保温材、断熱材等（飛散性アスベスト）を含む建築物・工作物の解体・改修工事全てと非飛散性アスベスト（スレート、ビニール床タイル等）を含む建築材料を使用した建築物（非飛散性アスベスト含有建築物）で床面積1,000m²以上の建築物の解体工事を対象に規制を実施してきている。大気汚染防止法が改正された平成9年4月以降は、同法に基づき規制を実施（飛散性アスベストのみ）。 ・非飛散性アスベスト含有建築物であっても、不適切な解体によりアスベストの飛散が懸念されるため、平成17年11月から条例規制対象となる非飛散性アスベスト含有建築物の床面積を80m²以上とし、規制の強化を図ってい
	その他	_____

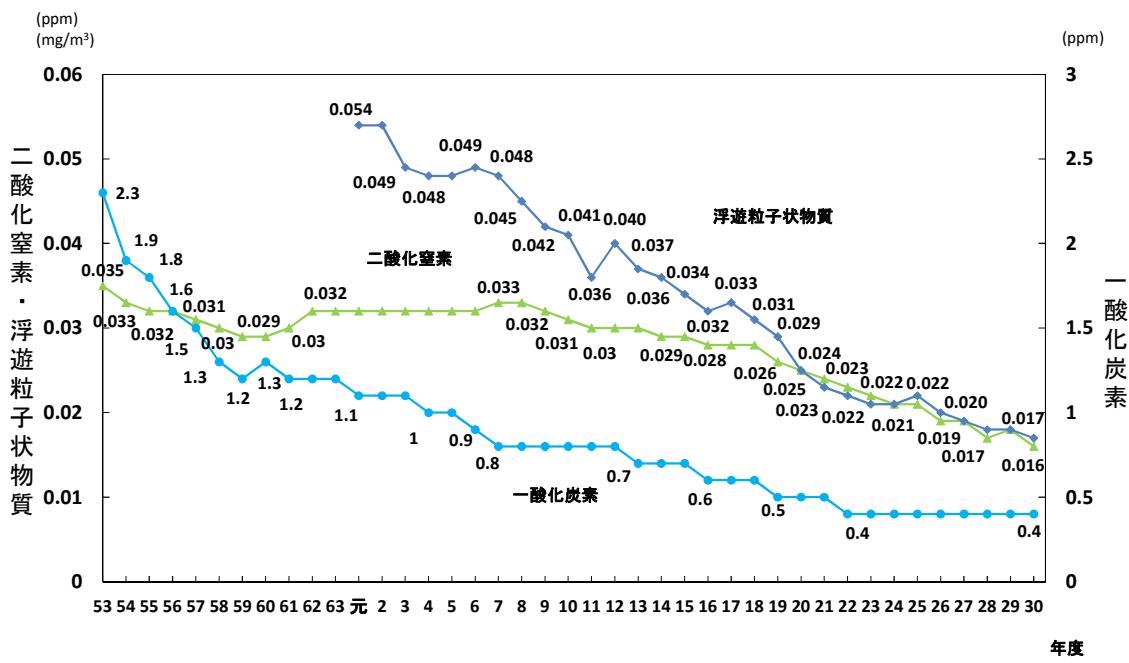
大項目	小項目	取組概要
		<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、吹付けアスベストが使用されている建築物の解体工事等の現場への立入検査や監視調査を実施し、アスベストの飛散防止に努めている。
④ 情報公開	環境情報総合システム	<ul style="list-style-type: none"> ・県では、府内関係各部局・機関をオンラインで結び、情報の収集・共有化を行うとともに、インターネットを利用して県民に情報提供を行う「兵庫県環境情報総合システム」を構築している。 ・環境情報総合システムは、次の5つのサブシステムで構成されている。環境情報管理システム、大気汚染常時監視システム、大気管理システム、水質管理システム、廃棄物管理システム
		図表 50 環境情報総合システム
	大気環境データの情報発信	大気汚染常時監視システムにより、測定局のデータの自動収集、集計等の処理を行い、ホームページ「ひょうごの環境」に掲載している。また、環境省「大気汚染物質広域監視システム（そらまめ君）」と接続し、県内の大気汚染状況や光化学スモッグ注意報等の発令状況をリアルタイムで情報発信している。
⑤ 研究開発	PM2.5成分分析	PM2.5の発生源を推定し、地域の実情に応じた効果的な対策を検討するため、政令市と連携してPM2.5成分分析を実施。県内測定局の他のデータとあわせて解析し、近隣の発生源や大陸等からの慰留の影響を確認している。(平成25年度：8箇所、平成26年度～：11箇所)
⑥ 教育・普及啓発	ライフステージに応じた環境学習・教育の推進	・環境の保全と創造に向けた実践活動に結びつく質の高い環境学習・教育の実現をめざし、多様な環境学習資源を活用して、幼児期からシニア世代までのそれぞれのライフステージに応じた体験型環境学習を推進するとともに、地域の自然の中での豊かな体験を通じてふるさと意識を育んでいる。
⑦ 防災・安全	――	――
⑧ 家庭用品	――	――
⑨ 化学物質過敏症等	――	――
⑩ 環境に残留する医薬品等	――	――

【関連図表】

図表 51 一般環境大気汚染の状況



図表 52 自動車排出ガスによる大気汚染の状況



—22. 奈良県—

奈良県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 53 奈良県における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	_____
	水質	_____
	土壤	_____
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・酸性雨の実態を把握するため、毎月1回（測定地点：景観・環境総合センター）のモニタリング調査を実施。酸性雨の目安はpH5.6以下で、全国平均値（平成28年度）は4.90。 <p style="text-align: right;">奈良県環境総合計画 事業進捗の概要(H30年12月)P.38</p>
② 廃棄・資源循環	PCB廃棄物対策	<p>PCB汚染廃電気機器（変圧器、コンデンサー等）は、PCB特別措置法に基づき国が定めた（処理期限までに適正処分することとなっている）。奈良県では、ホームページやリーフレット等による周知を図るとともに、期限内の適正処理を促進するため、平成26年度から関係事業所に対する調査を実施している。県に届出のあったPCB汚染廃電気機器について、立入調査及びJESCO等関係機関との調整を行い、平成29年度末現在、変圧器は約99%（108台）が、コンデンサーは約94%（2,048台）が適正処分されている。また、平成29年度より、高濃度PCB廃棄物の処理期限について、新聞広告（折込・掲載）等を通じた広報・啓発活動を実施している。</p> <p>※処理期限</p> <p>高濃度PCB廃棄物：平成33年3月31日 低濃度PCB廃棄物：平成39年3月31日</p> <p style="text-align: right;">奈良県環境総合計画 事業進捗の概要(H30年12月)P.29</p>
③ 化学物質の適正管理	環境ホルモン対策	<p>平成14年度から、公共用水域の主な地点（3～4箇所）において、環境ホルモンの代表的な3物質（/ニルフェノール、4-n-オクチルフェノール、4-t-オクチルフェノール）の調査を実施。これまで、すべての地点において、いずれの物質も検出されていない。</p> <p style="text-align: right;">奈良県環境総合計画 事業進捗の概要(H30年12月)P.38</p>
	ダイオキシン類対策	<p>平成10年度から、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、大気・公共用水域・土壤・地下水のダイオキシン類について調査を実施。平成29年度は、大気8地点、公共用水域（水質及び底質）7地点、地下水7地点、及び土壤12地点について調査を実施（国土交通省、奈良市所管分を含む）、すべての地点において環境基準を達成。</p> <p style="text-align: right;">奈良県環境総合計画 事業進捗の概要(H30年12月)P.38</p>
	アスベスト対策	<p>解体等作業で発生する飛散性アスベストによる大気汚染を未然に防止するため、大気汚染防止法に基づく「特定粉じん排出等作業実施届出書」の提出のあったアスベスト除却作業現場に対し、労働基準監督署と連携して立入検査</p>

大項目	小項目	取組概要
		を実施している。平成 29 年は 30 件の立入検査を実施した。 奈良県環境総合計画 事業進捗の概要(H30 年 12 月)P. 38
	ゴルフ場での農薬適正使用の指導	平成29, 30 年度には、県内の24 ゴルフ場について年1 回の検査を行ったが、検査を行った約50 農薬について指針値を超過したゴルフ場はなかった。 H29, 30年度ゴルフ場使用農薬の水質調査結果 http://www.eco.pref.nara.jp/kankyo/genkyo/index.html
	化学肥料・化学合成農薬の低減	・奈良県持続農業推進導入指針に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入計画を策定し、環境にやさしい農業に取り組む「エコファーマー」の認定促進と支援を行っている。エコファーマーは 24 年度末現在 899 件を認定している。 ・有機農産物やエコファーマーが生産する農産物の生産・消費拡大を図るため、知事と協働協定書を締結して生産・販売の拡大に取り組む、農業生産組織・法人が使用する「奈良県の環境にやさしい農業シンボルマーク」表示制度がある。認証団体は平成 30 年で 48 団体である。 奈良県環境総合計画 事業進捗の概要(H30 年 12 月)P. 41
(4) 情報公開	環境情報の提供	県民や事業者の環境への関心を高め、環境への負荷低減に向けた取り組みを促進していくためには、環境に関する幅広い情報をわかりやすく、迅速に提供することが重要である。県では、インターネットを活用した環境情報サイト「エコなら」や広報誌など様々な媒体を通じて環境情報の提供を行っている。
	相談等の統計	県では、市町村などの相談窓口に寄せられた公害苦情を把握し統計を取っている。生活環境に関する苦情は、地域に密着したものであるため、大半が市町村において処理されているが、規模が大きく内容が複雑で専門知識や技術を必要とする事案などは県が処理している。
	リスクコミュニケーション	――
(5) 研究開発	研究課題	H30 奈良県内河川におけるゴルフ場使用農薬の環境実態調査 H29 WET 手法による県内河川水の生物影響評価 H28 PM2.5 の環境基準超過をもたらす地域的/広域的汚染機構の解明 微小粒子状物質 (PM2.5) における高濃度事例解析の検討 ネオニコチノイド系農薬の測定方法の検討及び環境実態調査 奈良県環境総合計画 事業進捗の概要(H30 年 12 月)P. 40
(6) 教育・普及啓発	環境教育・環境学習のプログラムの整備	奈良県地球温暖化防止活動推進センターとの協働により、家庭からの二酸化炭素排出量を簡単に計算できるツールとして「奈良県の環境家計簿」を開発し、県ホームページの環境情報サイト「エコなら」に掲載・発信。「エコなら」では、環境について楽しく学ぶ「こごも環境学習」コーナーを設置。奈良県地球温暖化防止活動推進センターは、県内の小中学校や高校、大学等での「環境出前講座」を実施し、温暖化問題などについて体験的に学ぶ機会を提供。 奈良県環境総合計画 事業進捗の概要(H30 年 12 月)P. 47

大項目	小項目	取組概要
⑦ 防災・安全	――	――
⑧ 家庭用品	――	――
⑨ 化学物質過敏症等	――	――
⑩ 環境に残留する医薬品等	――	――

出典：奈良県環境総合計画（2016-2020）

—30. 和歌山県—

和歌山県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 54 和歌山県における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染物質の常時監視 県設置局（12 局）、市町設置局（23 局）の監視データを和歌山県大気常時監視システムによりリアルタイムでクラウドセンターに集め、大気汚染物質の濃度変化等を常時監視している。 また、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）の常時監視データについては、これらの物質の大気中濃度が一定の基準を超えた場合、県民に注意を促す等の対策に役立てている。
	水質	<ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域の常時監視 水質汚濁防止法に定める有害物質について公共用水域で監視している。 ・工場排水の監視 工場排水についてはその排水中の有害物質の濃度を検査している。
	土壤	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地域の指定 土壤汚染対策法に基づき、県内で要措置区域 1箇所、形質変更時要届出区域 10箇所を指定している。
	その他	――
② 廃棄・資源循環	P C B 廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の P C B 廃棄物の処理を総合的、計画的に実施するため、平成 17 年 2 月に P C B 廃棄物処理計画を策定した。 ・県内の P C B 廃棄物については、平成 21 年度から処分が開始されている。
③ 化学物質の適正管理	ダイオキシン類対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類濃度の実態把握 ダイオキシン類常時監視及び海南地区公共用水域モニタリング調査の結果を和歌山県環境審議会水質・土壤部会に諮り、専門的な知見に基づき、実態の把握・監視を行っている。 ・ダイオキシン排出抑制対策の推進 ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設設置者による排ガス等のダイオキシン類濃度測定結果報告書により、排出基準の適合状況を確認し、必要に応じて立入調査等を実施している。 ・ダイオキシン類等環境汚染対策事業 産業廃棄物処理業者が、平成 6 年頃から橋本市で不適正な廃棄物の焼却処理を行ったため、周辺土壤がダイオキシン類により汚染された。県は、平成 14 年から高濃度汚染土壤をジオメルト処理により無害化し、低濃度汚染土をコンクリートボックスに封じ込める処理を平成 16 年 9 月に完了した。 また、平成 17 年度からは、水質のモニタリング調査を毎年行っているが問題は発生していない。
	農薬の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・県では、農作物病害虫及び雑草防除指針、発生予察情報等により計画的効率的防除を推進するとともに、危被害防止、環境汚染防止等の徹底のため関係機関による指導体制の整備を図り、危害防止運動の実施や、農家、病害虫防除員、農薬販売者、ゴルフ場グリーンキーパー等に対する研修、講習会の

大項目	小項目	取組概要
		開催等により総合的な対策を推進している。
④ 情報公開	PRTR 情報	・ PRTR 届出の統計情報などを県の HP で公開している。
⑤ 研究開発	広域的な汚染物質	・ 和歌山県環境衛生研究センターでは、広域的な汚染物質の移流については関係機関と連携し、光化学オキシダント及び PM2.5 汚染の地域的・気象的要因について、共同研究を行っている。
	PM2.5 に関する研究	・ 和歌山県環境衛生研究センターでは、広域的な汚染物質の移流については関係機関と連携し、光化学オキシダント及び PM2.5 汚染の地域的・気象的要因について、共同研究を行っている。
⑥ 教育・普及啓発	学校における環境教育	・ 平成 15 年度から「きのくにエコスクール事業」によって下図のような支援を行っている。酸性雨や大気汚染の調査結果についても学習項目に含まれている。
⑦ 防災・安全	――	――
⑧ 家庭用品	――	乳幼児用繊維製品の買い上げ検査を実施している。(検査項目 : ホルムアルdehyド)
⑨ 化学物質過敏症等	――	――
⑩ 環境に残留する医薬品等	――	――

出典：令和元年度和歌山県環境白書（和歌山県 2019）

第 4 次和歌山県環境基本計画(和歌山県 2016)

—31. 鳥取県—

鳥取県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 55 鳥取県における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	<ul style="list-style-type: none"> 二酸化いおう、一酸化炭素、二酸化窒素 毎年環境基準を達成しており、平成30年度も測定を行ったすべての地点で環境基準を達成した。 浮遊粒子状物質（SPM） 例年、黄砂等が原因で環境基準を達成しないことが多いが、平成30年度は、すべての地点で短期的評価及び長期的評価のいずれも環境基準を達成した。 光化学オキシダント 全国的に環境基準達成率が非常に低い状況にあり、本県においてもすべての地点で環境基準を達成しなかった。 微小粒子状物質（PM2.5） 県内4地点で測定を行った。平成30年度は、1地点で長期的評価としての長期基準では達成したが、短期基準では達成しなかった。その他の地点は、いずれも環境基準を達成した。 大気汚染防止法の規定に基づく立入検査の一環として、ばい煙発生施設・VOC排出施設、水銀排出施設の排出ガスの検査を行っている。 県内の一般大気環境中の石綿濃度の実態を把握するため、県内4地点で石綿粉じん濃度測定を行っている。（1回／四半期）
	水質	<ul style="list-style-type: none"> 一般環境中における化学物質の残留状況を把握するため、中海のスズキ及び天神川のカワウ中に含まれる農薬等について調査を実施。 水質汚濁防止法の規定に基づく立入検査の一環として、特定施設の排出水の検査を行っている。
	土壤	——
	その他	——
② 廃棄・資源循環	合意形成手続き	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例により、廃棄物処理施設の設置にかかる合意形成手続き及び設置者の責務等を定めている。
③ 化学物質の適正管理	ダイオキシン類	<ul style="list-style-type: none"> ダイオキシン類対策特別措置法に基づき報告された測定結果を集計し、公表している。
	内分泌かく乱化学物質	<ul style="list-style-type: none"> 隔年で継続調査を実施している。
	石綿	<ul style="list-style-type: none"> 石綿による健康被害を防止するため、大気汚染防止法、鳥取県石綿健康被害防止条例等に基づき、建築物の解体等工事における石綿の飛散防止の徹底、除去した石綿を含む廃棄物の適正処理等の指導を行っている。 建築物等の解体等工事の敷地境界等において、石綿濃度測定を行っている。
④ 情報公開	——	——
⑤ 研究開発	——	——
⑥ 教育・普	環境教育	<ul style="list-style-type: none"> 県民一人ひとりが環境についての理解を深め、環境を意識した生活や事業

大項目	小項目	取組概要
及啓発		活動に取り組む意欲を高めるために、環境保全活動への支援、情報の提供、環境教育施設やとつとり環境教育・学習アドバイザーの紹介などを実施している。
⑦ 防災・安全	_____	_____
⑧ 家庭用品	_____	_____
⑨ 化学物質 過敏症等	_____	_____
⑩ 環境に残 留する医 薬品等	_____	_____

—32. 島根県—

島根県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 56 島根県における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	<ul style="list-style-type: none"> ・フッ素化合物の状況 大気中に排出されるフッ素による蚕児及び農林作物被害が、昭和47年頃から県内の3地域で顕在化したため、昭和51年度から県条例により、当面の被害防止を目的として3地域において発生源の規制を行ってきている。
	水質	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴルフ場農薬等流出実態調査 環境省が定めている「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」に基づき、9ゴルフ場で『農薬等流出モニタリング調査』を実施している。 平成29年度は、3ゴルフ場計5地点で調査を実施（年1回）した結果、全地点で暫定指導指針値を超える検出はなかった。
	土壤	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地の土壤汚染対策 「農用地の土壤の污染防治等に関する法律」に基づく農用地土壤汚染対策地域に指定されていた津和野町笹ヶ谷地域で、土壤汚染防止対策実施以降の特定有害物質による汚染の状況を調査し、継続して監視している。
	その他	――
② 廃棄・資源循環	――	――
③ 化学物質の適正管理	ダイオキシン類対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき、環境中のダイオキシン類濃度調査を実施した。
	環境ホルモン対策	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法に基づく公共用水域の常時監視において、「4-t-オクチルフェノール」や「ダイアジノン」等の調査を行っている。
	石綿対策	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿の大気環境中への飛散防止を図るために大気汚染防止法に基づく建築物の解体等工事の監視、指導を行うとともに、石綿の飛散状況を把握するために大気環境中の石綿濃度調査を隨時行っている。
④ 情報公開	――	――
⑤ 研究開発	――	――
⑥ 教育・普及啓発	――	――
⑦ 防災・安全	――	――
⑧ 家庭用品	――	――
⑨ 化学物質過敏症等	――	――
⑩ 環境に残留する医薬品等	――	――

—33. 岡山県—

岡山県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 57 岡山県における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山県環境への負荷の低減に関する条例（環境負荷低減条例）で定める施設に対して、有害ガス（大気）の排出規制を行っている。 ・大気汚染等情報システム 適切な大気保全対策を実施するために、大気汚染防止法等に基づき届出された施設のデータを管理し、工場から排出される大気汚染物質排出量を的確に把握するシステムを整備している。
	水質	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山県環境への負荷の低減に関する条例（環境負荷低減条例）で定める施設に対して、有害物質（水質）の排出規制を行っている。 ・水質環境情報システム 水質汚濁防止法に基づき届出された特定事業所について有害物質の使用及び有害物質の排出の有無等のデータを管理している。 ・ゴルフ場周辺水質調査 ゴルフ場で使用される農薬が河川等へ及ぼす影響を把握し、必要な対策を講ずるため、ゴルフ場の自主測定結果等を取りまとめ、実態の把握に努めている。
	土壤	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づき有害物質取扱事業者に対し、土壤・地下水汚染発見時の報告、浄化対策計画の作成、実施等を義務付けている。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・有害性が疑われる化学物質の水質調査等の実施 内分泌かく乱作用の疑われる物質や残留性有機汚染物質について水環境中（水質及び底質）の環境調査を実施している。また、超微量化学物質分析施設の活用等による調査体制の充実や調査の継続によるデータの蓄積を図るとともに、新たな知見の収集に努めている。
② 廃棄・資源循環	焼却施設のダイオキシン類対策	ダイオキシン法及び廃棄物処理法に基づき、焼却施設を設置する工場又は事業所の立入検査を実施し、焼却施設の設置・使用の状況、発生ガスの処理状況等を確認するとともに、事業所による自主測定結果を確認し、施設の管理や排出基準の遵守等を指導している。
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の推進	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等の届出や期限内の処分の周知・指導を行い、県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を進めている。
③ 化学物質の適正管理	PRTR	<ul style="list-style-type: none"> ・PRTR法に基づき届出された化学物質の排出量等について物質別、地域別等で詳細に集計し、その結果をホームページで公表することなどにより、事業者による化学物質の自主管理の促進を図っている。

大項目	小項目	取組概要
	ダイオキシン類対策	・ダイオキシン法に基づく常時監視に係る環境調査を実施するとともに、ダイオキシン法に基づく工場・事業場に対する指導・監視を行っている。
	アスベスト対策	・岡山県アスベスト対策協議会の運営 平成17年7月に設置した行政機関の対策連絡会議（県、労働局、地方環境事務所、岡山市、倉敷市等で構成）に建設業協会や医師会など民間団体を加えた「岡山県アスベスト対策協議会」を平成18年1月に設立し、アスベスト対策を総合的に推進している。
④ 情報公開	リスクコミュニケーションの推進	・県内事業者を対象とした環境コミュニケーションセミナーの開催やパンフレットの作成などにより普及啓発を行っている。また、アンケートにより事業者の環境コミュニケーションの取組状況を把握している。
⑤ 研究開発	――	・緊急時における有害化学物質の分析技術の開発 化学物質の流出事故等の緊急時に備え、より多くの化学物質を一斉に分析する方法の開発に努めている。
⑥ 教育・普及啓発	――	身近な化学物質の健康や環境への影響などをまとめた県民向けガイドブックを作成し、普及啓発を行っている。
⑦ 防災・安全	――	岡山県地域防災計画に基づき、大気汚染防止法・水質汚濁防止法・ダイオキシン法の規定による有害物質を取り扱う事業所へ立入及び指導する際に地震等の予防対策の推進を促している。
⑧ 家庭用品	――	身近な化学物質の健康や環境への影響などをまとめた県民向けガイドブックを作成し、普及啓発を行っている。
⑨ 化学物質過敏症等	――	身近な化学物質の健康や環境への影響などをまとめた県民向けガイドブックを作成し、普及啓発を行っている。
⑩ 環境に残留する医薬品等	――	――

出典：H30年度岡山県環境白書（岡山県 2018）

—34. 広島県—

広島県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 58 広島県における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	・アスベスト 一般環境や発生源周辺の大気中のアスベスト濃度を測定。
	水質	――
	土壌	――
	その他	・内分泌かく乱化学物質 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）について、その汚染状況を把握するため、公共用水域の環境汚染状況調査を実施している。 ・化学物質の自主管理の促進指導等 条例に基づき、対象事業者に対して化学物質自主管理計画書の作成・公表を指導し、化学物質の自主管理を促進している。
② 廃棄・資源循環	アスベスト廃棄物の適正処理の推進	・建築物等の解体工事における監視指導の強化や、県民への広報・相談体制、県有施設におけるアスベスト対策を継続。 ・「大気汚染防止法」に基づき、建築物及び工作物の解体等の作業現場への立入検査を実施し、作業基準の遵守を指導するとともに、アスベストの飛散防止の指導を実施。 ・「廃棄物処理法」に基づき、処理業者への立入検査や、廃棄物処理時のアスベスト飛散状況を調査し、アスベスト廃棄物の適正処理の指導を実施。 ・石綿による健康被害者の迅速かつ安定した救済を図るため、平成28年度までの10年間、国、事業者、他の都道府県と協調して救済給付に充てるための資金を拠出した。
③ 化学物質の適正管理	ダイオキシン類排出抑制対策	・ダイオキシン類の環境への排出を抑制するため、ダイオキシン類対策特別法に基づき、工場・事業場に対し、排出濃度の自主測定の実施などの指導や行政検査等を実施し、法の基準の遵守徹底を図っている。
④ 情報公開	リスクコミュニケーション等の推進	・事業者、住民及び行政によるリスクコミュニケーションを推進するための取組みを行っている。 ・化学物質の環境リスクに関する情報提供を充実させ、県民と企業の間の「安全・安心」のギャップの低減を図っている。
	県民への情報提供	・県民の不安解消を図るため、健康、環境汚染、廃棄物処理、建築物に関するアスベスト相談窓口を設置し、各種相談に応じるとともに、県ホームページなどにより、アスベスト関連情報を提供している。
	PRTR	・化管法に基づき、事業者から届けられた排出の状況等について、国の集計データベースをもとに県内の状況を地域別等に集計し、ホームページに公表するとともに、環境リスクに関する情報を提供。
⑤ 研究開発	――	――
⑥ 教育・普及啓発	――	――
⑦ 防災・安	――	広島県地域防災計画及び広島県災害廃棄物処理計画に有害性・危険性のあ

大項目	小項目	取組概要
全		る処理困難物の処理を位置付け、化学物質等への対応を定めている。
⑧ 家庭用品	_____	・「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、毎年度、県及び関係市町において家庭用品の安全性を確認するための試買検査を実施している。
⑨ 化学物質過敏症等	_____	・シックハウス症候群や化学物質過敏症の対策について協議するため、平成12年度から「広島県シックハウス症候群・化学物質過敏症対策連絡会議」を開催している。
⑩ 環境に残留する医薬品等	_____	_____

—35. 山口県—

山口県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 59 山口県における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	<ul style="list-style-type: none"> PM2.5については、広域的に汚染状況の把握を行い、きめ細やかな情報提供及び迅速かつ高精度な注意喚起を行っている。 有害大気汚染物質による環境汚染及び健康被害を未然に防止するため、大気環境中の濃度測定を行うことにより、県内の 大気環境状況を把握し、県民への情報提供、事業者の自主管理の促進のための指導を行っている。
	水質	<ul style="list-style-type: none"> 公共用水域における健康項目について調査対象地点 136 地点において延べ 2,867 項目を測定し、全ての地点で環境基準を達成している。（平成 30 年度）
	土壤	<ul style="list-style-type: none"> 農用地土壤の状況を把握するため、同一ほ場で 4 年おき 9 巡目のモニタリング調査を実施している。この調査では、基準値（農用地土壤汚染対策の指定要件）を上回るものはなかった。
	その他	――
② 廃棄・資源循環	廃棄物対策	<ul style="list-style-type: none"> ダイオキシン類発生施設（廃棄物焼却施設等）からの排出状況の監視・指導及び周辺環境調査を実施している。
③ 化学物質の適正管理	農薬による危被害防止	<ul style="list-style-type: none"> 農薬の危害防止及び効率的な病害虫防除を推進するため、農作物病害虫・雑草防除指導基準を策定するとともに、研修会等を通じて、農薬の適正使用の推進を図っている。 県内に流通している食品について、農薬の残留基準遵守状況を把握し、違反品を排除するため、野菜等 130 検体について 207 項目、輸入加工食品 60 検体について 57 項目の残留農薬検査を実施した。その結果、食品衛生法に基づく農薬の残留基準を超えたものはなかった。
	有害大気汚染物質	<ul style="list-style-type: none"> 有害大気汚染物質による環境汚染及び健康被害を未然に防止するため、大気環境中の濃度測定を行うことにより、県内の 大気環境状況を把握し、県民への情報提供、事業者の自主管理の促進のための指導を行っている。
	石綿	<ul style="list-style-type: none"> 石綿相談窓口の設置 県では、環境や健康に関しては健康福祉センター等に、建築や住宅に関しては土木建築事務所等に、石綿に関する相談窓口を平成 17 年 7 月に設置している。平成 30 年度に県民等から寄せられた相談件数は、健康福祉センター等に 7 件であった。 石綿による健康被害の救済に関する法律申請・相談窓口
④ 情報公開	有害大気汚染物質	<ul style="list-style-type: none"> 有害大気汚染物質による環境汚染及び健康被害を未然に防止するため、大気環境中の濃度測定を行うことにより、県内の 大気環境状況を把握し、県民への情報提供を行っている。
	PM2.5	<ul style="list-style-type: none"> PM2.5 濃度の 1 時間値が 2 局同時に $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えたときに、注意喚起を行い、報道機関、関係市町等を通じて、住民に対して周知を図っている。

大項目	小項目	取組概要
⑤ 研究開発	——	——
⑥ 教育・普及啓発	環境教育	・全県的な環境学習を推進するための拠点施設として平成18年度に開設した「環境学習推進センター」を中心に、市町や関係団体等の学習施設との連携・ネットワーク化を図りながら、環境学習指導者の登録・派遣や、環境情報の提供、教材の作成・提供、環境活動団体等と連携した体験型環境学習講座の開催など、多彩な事業を展開している。化学物質管理については、環境学習推進センターを通じ、パネルの貸出等により、環境教育の充実を図っている。
⑦ 防災・安全	——	・山口県地域防災計画において、化学工場等における火災、爆発、ガス漏えい等各種産業災害については、毒物劇物取締法をはじめ、各種法令に基づく構造基準等により化学物質についての災害予防対策を定めている。
⑧ 家庭用品	——	——
⑨ 化学物質過敏症等	——	——
⑩ 環境に残留する医薬品等	——	——

出典：令和元年度山口県環境白書（山口県 2019）

—36. 徳島県—

徳島県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 60 徳島県における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	・酸性雨の実態を把握するため、県内の3地点においてモニタリング調査を実施している。
	水質	――
	土壤	――
	共通	――
	その他	――
② 廃棄・資源循環	――	――
③ 化学物質の適正管理	農薬危害防止活動	<ul style="list-style-type: none"> 農薬使用者や地域住民の健康保持並びに有用動植物等に対する被害防止のため、農薬使用基準等に基づく防除を推進するとともに、水質汚濁性農薬の取扱要領、無人ヘリコプター及び無人マルチローターによる空中散布指導方針等を制定し、危被害防止に万全を期すよう指導に努めている。 ゴルフ場における農薬使用については、「徳島県ゴルフ場農薬安全使用指導要領」を制定し、農薬の使用状況記録、水質の監視及びこれらの報告を義務付けるなどの安全使用指導を行っている。
	指定化学物質適正管理指針	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質による環境リスクを低減させるため、徳島県生活環境保全条例に基づき、事業者が化学物質の適正な管理を講ずべき措置について定めた「指定化学物質適正管理指針」を公表している。 また、一定要件を満たす事業者については、自らが取り扱う化学物質の量を把握し、県に報告することを義務づけている。
	ダイオキシン類	――
④ 情報公開	農薬の危害防止に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> 農薬の性質、適正使用及び危害防止方法、並びに保管管理方法等を広く一般的に周知徹底させるため、農薬危害防止運動月間（6月1日～8月31日）を設定し、研修会等の開催、ポスターや周知資料等による啓発を行っている。 さらに、農業者を対象とした講習会や、農薬販売業者等を対象とした農薬管理指導士認定研修においても、農薬の散布者及び周辺住民への危被害防止対策の周知徹底を図っている。
	PRTR	・化学物質について県民の理解の増進を図るため、ホームページ上で本県における化学物質排出状況の公表等を行うとともに、県民、事業者及び行政等の関係者によるリスクコミュニケーション（化学物質に関する情報共有・相互理解）を推進することとしており、事業所を対象とした研修会を開催した。
⑤ 研究開発	――	――
⑥ 教育・普及啓発	環境学習の実施	・県内の学校等を対象に、環境問題に関する知識の習得や理解の促進を目的とした環境学習を行っている。

大項目	小項目	取組概要
⑦ 防災・安全	緊急時対応	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時も含めた総合的な化学物質リスクの低減対策を推進するため、工場等に対する立入調査時に対策の状況について確認等を行い、災害時における化学物質の漏出防止や対応体制の整備についても事業者に働きかけている。 ・PRTR届出対象事業所に災害対策や排出量削減等についてのアンケートを実施した他、災害対策についての研修会を開催予定である。
⑧ 家庭用品	――	――
⑨ 化学物質過敏症等	――	――
⑩ 環境に残留する医薬品等	――	――

—37. 香川県—

香川県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 61 香川県における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	_____
	水質	_____
	土壤	_____
	共通	_____
	その他	_____
② 廃棄・資源循環	_____	_____
③ 化学物質の適正管理	排出規制	・ 番の州地域や直島地域などに立地した企業との間で、工場の特性に応じて法律の規制よりも厳しい内容の覚書を交換し、硫黄酸化物など大気汚染物質の排出抑制を行っている。
	アスベスト	・ 「香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例」で、多数の者が使用する建築物の所有者などに、アスベスト吹付け材使用の有無の調査、届出を義務付けており、届出があった建築物について現地調査を行い、劣化や飛散防止措置が不十分であった場合には指導を行った。 ・ 特定粉じん排出等作業については、隨時立入検査を行い、「大気汚染防止法」および条例を遵守した作業であるかを確認した。
	事業者の自主管理促進	・ 「香川県生活環境の保全に関する条例」では、化学物質管理対策の規定を設け、事業者による化学物質の自主的な管理の改善をより促進するため、次の内容を定めている。 ○ 対象事業者は、国の定めた指針に基づき、「化学物質管理の方針及び管理計画」を作成した場合には、公表するよう努めなければならない。 ○ 排出量の多い事業者は、「化学物質管理の方針及び管理計画」または「化学物質適正管理計画」を作成し、県へ提出するとともに、公表しなければならない。
④ 情報公開	_____	_____
⑤ 研究開発	_____	_____
⑥ 教育・普及啓発	_____	_____
⑦ 防災・安全	_____	_____
⑧ 家庭用品	_____	_____
⑨ 化学物質過敏症等	_____	_____
⑩ 環境に残留する医薬品等	_____	_____

出典：香川県環境基本計画（平成 27 年 12 月）

平成 30 年度版香川県環境白書（香川県、2018）

—38. 愛媛県—

愛媛県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 62 愛媛県における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	<ul style="list-style-type: none"> ・大気環境中の重金属の汚染の状況を把握するため、四国中央市、新居浜市、松山市、宇和島市の各1地点及び西条市2地点の計6地点において、ニッケル、ベリリウム、マンガン、クロム、ヒ素、鉛、カドミウムの7物質について、定期的に調査を実施している。
	水質	――
	土壌	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質を使用するおそれのある事業場での有害物質の取扱状況や土壤等の検査状況、各市町等における地下水汚染地域や地下水利用状況など、土壤汚染に関する地歴情報の収集に努めるとともに、有害物質使用工場については計画的に立入調査を実施するなど未然防止に努めている。
	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類 毎年、大気、水質、底質及び土壤環境中のダイオキシン類濃度について調査を行っている。
	その他	――
② 廃棄・資源循環	ダイオキシン類	<ul style="list-style-type: none"> ・市町のごみ焼却施設のダイオキシン対策については、従来から施設の改善、維持管理の徹底を指導てきており、現在は、すべての施設で排出基準値を遵守できている。 ・また、産業廃棄物処理業者が設置する廃棄物焼却炉については、立入検査を実施し、施設の維持管理基準や構造基準を遵守するよう指導に努めている。
	汚染土壤処理	<ul style="list-style-type: none"> ・改正土壤汚染対策法に基づく汚染土壤処理業の許可等に関し、必要な指導を行い、汚染土壤の適正な処理を推進するため、平成22年2月、「愛媛県汚染土壤処理等の許可等に関する指導要綱」を公布、施行。
③ 化学物質の適正管理	内分泌かく乱物質	<ul style="list-style-type: none"> ・県では、平成14年度から環境汚染実態調査及び外因性内分泌攪乱化学物質等排出事業所排水調査により公共用水域及び事業場排水の汚染実態把握等に取り組んでおり、毎年、河川及び海域について4-オクチルフェノール、ビスフェノールA、DDTの3物質の実態調査を実施している。
	アスベスト	<ul style="list-style-type: none"> ・特定粉じん（アスベスト）排出等作業については、大気汚染防止法に基づく届出義務のほか、必要に応じて解体等工事現場などにおいて衛生環境研究所が周辺大気環境調査を実施し、周辺への影響がないことを確認している。
	ゴルフ場農薬	<ul style="list-style-type: none"> ・県においては、平成元年9月に「愛媛県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱」を定め、ゴルフ場事業者に対して、農薬管理責任者の設置、農薬の適正使用、年2回以上の水質検査、農薬使用状況の報告等を義務付けることにより、水質汚濁の未然防止の徹底を図っている。 ・また、平成5年3月には、農薬の適正使用の徹底を一層図るために「愛媛県ゴルフ場病害虫等防除指針」と、省農薬化した新しい防除技術を推進するために「ゴルフ場における芝の管理・省農薬防除マニュアル」を策定し、環境保全対策に万全を期している。

大項目	小項目	取組概要
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 芝の省農薬管理を促進するため、平成6年11月に「愛媛県ゴルフ場農薬適正使用士認定要領」を策定し、毎年1回、農薬使用に関わる法令や省農薬管理技術等の講習及び試験を実施して、「愛媛県ゴルフ場農薬適正使用士」を認定している。
④ 情報公開	大気中濃度情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 愛媛県大気汚染常時監視テレメータシステム監視情報ホームページ県内における光化学オキシダント及び微小粒子状物質の速報値並びに光化学スマッグ注意報等の発令状況等について、広く県民に情報提供している。
⑤ 研究開発	――	――
⑥ 教育・普及啓発	環境教育・学習を推進する人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境関連の実務者や環境保全活動者などに、より高度な環境知識を修得してもらうため、学識経験者や環境分野の専門家を講師として迎え、専門的で質の高い講義内容の「えひめ環境大学」を実施。 ・ テーマには、化学物質管理に関する内容も含まれている。
⑦ 防災・安全	――	――
⑧ 家庭用品	――	――
⑨ 化学物質過敏症等	――	――
⑩ 環境に残留する医薬品等	――	――

—39. 高知県—

高知県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 63 高知県における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	――
	水質	・有害物質による地下水汚染の未然防止等を図るため、地下水の水質測定計画を作成し、水質測定を実施。テトラクロロエチレン等による地下水汚染事例は、一部のクリーニング事業場での有機溶剤の管理不十分が原因で発生しており、事業場に対する排水基準監視と有機溶剤管理の徹底等の指導を継続して実施。
	土壌	・条例では、残留性のある重金属や化学物質のうち、27物質について、土砂基準、水質基準を定め、土壤汚染や水質汚濁を引き起こす土砂の埋め立てを禁止すると共に、土砂流出、崩壊の恐れのある埋立てには措置を命令することが可能となっている。
	共通	・ダイオキシン類 平成29年度に環境中のダイオキシン類濃度について調査を行った結果、すべての調査地点で環境基準値以下であった。
	農薬	・本県で発生した水質事故のうち、農薬による魚死の件数が油流出に次いで多いことから、県内での使用実績があり、魚毒性が高い農薬を対象として、河川中の農薬の実態調査を実施している。
	その他	――
② 廃棄・資源循環	――	――
③ 化学物質の適正管理	アスベスト	・吹付けアスベスト等使用建築物の解体作業に立入指導を行い、アスベスト飛散防止の徹底を指導。
④ 情報公開	アスベスト情報の提供	・アスベストに関する情報を県民に提供している。
	大気中濃度情報の提供	・県内の大気測定結果について、ホームページで公開している（環境省大気汚染物質広域監視システムで掲載されるより1時間早い速報値の提供が可能）。
⑤ 研究開発	――	――
⑥ 教育・普及啓発	――	――
⑦ 防災・安全	――	――
⑧ 家庭用品	――	――
⑨ 化学物質過敏症等	――	――
⑩ 環境に残留する医薬品等	――	――

出典：高知県環境基本計画第三次計画（高知県、2016）

高知県環境白書2018（高知県）

—40. 福岡県—

福岡県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 64 福岡県における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング (環境保全課)	大気	<ul style="list-style-type: none"> ・PM2.5 の濃度監視を行うと共に、暫定的な指針値である日平均値 70 μg/m³ を超えると予測される場合に以下の注意喚起を行っている。 ・報道機関（テレビ、ラジオ） ・防災メールまもるくん ・県庁ホームページ ・市町村、関係機関等への通知
	水質	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成 15 年 7 月施行）において、水質汚濁防止法の対象とならない施設の届出と排水規制、事故時や地下水汚染事例に対応するための横出し規定を設け、有害物質による水質汚濁、地下水汚染の防止等の取組みを強化している。 ・水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和 48 年 4 月 1 日施行）において、同法に基づく排水基準の上乗せ排水基準を規定し、同法に基づく特定事業場からの排出水に含まれる有害物質による水質汚濁の防止等の取組みを強化している。
	土壤	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の飲用井戸の地下水調査を実施し、周辺住民等にその結果を周知するとともに、措置を継続中の汚染原因者等に対し土壤の汚染状態に応じた措置を指導。
	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・大牟田川環境対策事業として、平成 21 年度から平成 23 年度にかけて河川の付替工事を実施し、河川付替えを完了。さらに平成 24 年度から汚染区間の封じ込め工事に着手し、平成 25 年度末に事業を完了した。 平成 26～27 年度まで事業完了後の環境モニタリングを実施し、目標を達成したため、その後の新規事業は行っていない。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・有機フッ素化合物 (PFCs) のうち、公共用水域の要調査項目に設定されているペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びその塩、ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) 及びその塩について、令和 2 年度から、公共用水域（河川）における環境モニタリングを開始する予定。
② 廃棄・資源循環	——	——
③ 化学物質の適正管理 (環境保全課・食の安全地産地消課)	ダイオキシン類 (環境保全課)	<ul style="list-style-type: none"> ・大牟田川環境対策事業として、平成 21 年度から平成 23 年度にかけて河川の付替工事を実施し、河川付替えを完了。さらに平成 24 年度から汚染区間の封じ込め工事に着手し、平成 25 年度末に事業を完了した。 平成 26～27 年度まで事業完了後の環境モニタリングを実施し、目標達成したため、その後の新規事業は行っていない。 ・平成 19 年度に農薬工場跡地等において、基準値を超過するダイオキシン類及び農薬類 (PCP、BHC) が検出された。これを受け、事業者は対策工事に着手し、平成 27 年 1 月に対策工事を完了した。県では、市と連携し、事業者に対しモニタリングの継続等を指導している。

大項目	小項目	取組概要
③ 農業・農地・農産物等の環境対策 (農業政策課・農業保全課)	農薬 (食の安全・地 産地消 課) (環境保 全課)	<ul style="list-style-type: none"> ・県では、農薬による環境及び人畜魚介類への危被害防止を図るため、農薬使用者や農薬販売者等を対象に農薬安全使用講習会を開催するなど、農薬安全使用の周知徹底に努めている。 ・また、農作物病害虫の発生状況を的確に把握し、効果的な防除時期などを情報提供するとともに、農薬だけに頼らない防除技術の開発・普及に取り組むなど、効率的な農薬の使用による環境負荷の低減を進めている。 ・ゴルフ場については、福岡県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱に基づき、関係部局の連携のもと、農薬使用状況を把握し、適正使用が徹底されるよう指導している。
	カドミ ウム (食の安 全・地 産地消 課)	<ul style="list-style-type: none"> ・県内には、大牟田市に鉛業活動（亜鉛製鍊）に由来するカドミウム汚染地域があり、県は基準値を超える米が生産される地域を農用地土壤汚染対策地域に指定し、玄米中のカドミウム濃度調査や汚染防止対策等を実施。 ・水田におけるカドミウム吸収抑制のため、水稻の湛水管理などの技術指導を関係機関が一体となって実施。
④ 情報公開 (環境保全課)	PM2.5 に 関する 情報提 供	<ul style="list-style-type: none"> ・PM2.5 の注意喚起時には、注意喚起情報を県民により広く知らせるため、対象区域の市町村と協力するとともに、テレビやラジオのほか、県ホームページや「防災メール・まもるくん」を活用して周知を図っている。
⑤ 研究開発 (環境保全課)	PM2.5 に 関する 研究	<ul style="list-style-type: none"> ・PM2.5については、国内発生源に加えて、広域的な越境汚染への対策が重要な課題となっているため、本県は、国、大学等と共同でPM2.5の生成機構解明の研究を行っている。シミュレーションモデルを活用したPM2.5の発生源解析及び汚染物質の挙動把握に取り組んでいる。
⑥ 教育・普 及啓発・ 国際交流 (環境政策課・ 環境保全課)	国際環 境協力	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染物質の移流のような国境を越える環境問題の解決のため、人材育成研修などの国際環境協力に取り組んでいる。
	共同事 業	<ul style="list-style-type: none"> ・日韓海峡沿岸県市道環境技術交流事業（日本側：福岡県、佐賀県、長崎県、山口県、韓国側：釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州道）において、平成24～25年度に「PM2.5に関する広域分布特性調査」、平成26～27年度に「PM2.5に関する高濃度時期の広域分布特性調査」を共同で実施した。
⑦ 防災・安 全	――	――
⑧ 家庭用品 (薬務課)	――	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質を含有する家庭用品による一般消費者の健康に係る被害の発生及び拡大防止を目的に、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」及び「家庭用品規制に係る監視指導要領」に基づき、市場流通している家庭用品について検査実施している。
⑨ 化学物質 過敏症等	――	――
⑩ 環境に残 留する医 薬品等	――	――

出典：第三次福岡県環境総合基本計画（福岡県、平成25年3月）

平成25年版環境白書

—41. 佐賀県—

佐賀県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 65 佐賀県における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	――
	水質	――
	土壤	――
	共通	・ダイオキシン類 平成24～30年度に環境中のダイオキシン類濃度について調査を行った結果、すべての調査地点で環境基準値以下であった。
	その他	――
② 廃棄・資源循環	――	――
③ 化学物質の適正管理	農薬	・県では、環境の維持保全や消費者の食の安全に対する関心の高まりに対応し、化学合成農薬や化学肥料の使用回数や使用量を低減した農業、いわゆる「環境保全型農業」の取組を推進している。 ・農薬適正使用の啓発および化学農薬の使用を低減した農業技術の普及を推進するため、「病害虫・雑草防除のてびき」を策定し、その内容の周知を図るための研修会を開催。 ・農薬販売業者、造園業者及びゴルフ場のグリーンキーパー等を対象に、農薬指導士養成研修と認定試験を実施。 ・農作物の残留農薬分析調査として、出荷前農産物の残留農薬を調査している。 ・県内での使用量の多い2農薬成分について農業用排水路等の水質調査を実施した結果、基準値等を超過しているものはなかった。
④ 情報公開	PM2.5に関する情報提供	・PM2.5の注意喚起時には、県ホームページ、関係機関、各報道機関等を通して注意喚起を実施。
⑤ 研究開発	PM2.5、VOC及び地下水に関する研究	・日韓海峡沿岸県市道環境技術交流事業（日本側：福岡県、佐賀県、長崎県、山口県、韓国側：釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州道）において、平成24～25年度は「微小粒子状物質（PM2.5）に関する広域分布特性調査」、平成26～27年度は「微小粒子状物質（PM2.5）に関する高濃度時期の広域分布特性調査」、平成28～29年度は「大気中の揮発性有機化合物調査」及び平成30～令和元年度は「地下水の成分等調査と日韓比較」をテーマとして取り組んだ。
⑥ 教育・普及啓発・国際交流	国際共同研究	・日韓海峡沿岸県市道環境技術交流事業（日本側：福岡県、佐賀県、長崎県、山口県、韓国側：釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州道）において、平成24～25年度は「微小粒子状物質（PM2.5）に関する広域分布特性調査」、平成26～27年度は「微小粒子状物質（PM2.5）に関する高濃度時期の広域分布特性調査」、平成28～29年度は「大気中の揮発性有機化合物調査」及び平成30～令和元年度は「地下水の成分等調査と日韓比較」をテーマとして取り組んだ。
⑦ 防災・安全	――	――
⑧ 家庭用品	――	――

大項目	小項目	取組概要
⑨ 化学物質過敏症等	――	――
⑩ 環境に残留する医薬品等	――	――

—42. 長崎県—

長崎県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 66 長崎県における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	・環境基準対象外項目として、炭化水素のうち非メタン炭化水素は、光化学オキシダント発生の原因となるために、本県では、例年一般環境大気測定局2局、自動車排出ガス測定局4局で測定を実施している。
	水質	――
	土壤	・対馬における農用地のカドミウム汚染の対策地域は、4回に分け、昭和59年から昭和62年までに全地域で指定解除されている。指定解除から平成24年まで定点調査を実施してきたが、基準を超えることがなかったことから平成24年度で調査を終了している。
	共通	・ダイオキシン類 平成25度から平成30年度に環境中のダイオキシン類濃度について調査を行っている。すべての調査地点で環境基準値を満足していた。
	その他	――
② 廃棄・資源循環	――	――
③ 化学物質の適正管理	農薬	・土づくりを重視した栽培や減化学肥料、減化学農薬栽培など環境負荷を軽減する環境保全型農業を推進。農薬に関しては、地域でまとまりをもって化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から5割以上削減する営農活動に取組む農業組織に対する支援を実施。
④ 情報公開	――	――
⑤ 研究開発	――	――
⑥ 教育・普及啓発・国際交流	国際共同研究	九州北部3県（福岡県、佐賀県、長崎県）及び山口県と韓国南岸1市3道（釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治道）による「日韓海峡沿岸環境技術交流会議」での合意に基づき、日韓両地域での環境問題や環境行政施策等に関する共同事業を実施しています。平成29年度は、「大気中の揮発性有機化合物調査」を実施し、結果を報告書として公表しました。
⑦ 防災・安全	――	――
⑧ 家庭用品	――	――
⑨ 化学物質過敏症等	――	――
⑩ 環境に残留する医薬品等	――	――

出典：長崎県環境白書（平成30年度版）

—43. 熊本県—

熊本県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 67 熊本県における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	_____
	水質	_____
	土壤	_____
	共通	_____
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・酸性雨 平成 30 年度調査では、宇土市で pH 年平均値 4.69、pH 月平均値も全ての月で pH5.6 を下回っており、年間を通して酸性雨が観測された。
② 廃棄・資源循環	_____	_____
③ 化学物質の適正管理	アスベスト	<ul style="list-style-type: none"> ・県では、アスベスト除去工事等の際に飛散防止のため立入調査・指導等を実施。平成 30 年度については、49 件のアスベスト除去工事（熊本市除く）に対し立入・指導を実施した。
	水銀	<ul style="list-style-type: none"> ・県有施設、道路・トンネル照明の LED 照明の導入促進、廃蛍光管等の適正処理を実施。
④ 情報公開	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・大気・化学物質・騒音等 環境調査報告書の発行 ・環境白書の発行
⑤ 研究開発	_____	_____
⑥ 教育・普及啓発・国際交流	水銀	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 10 月、本県で開催された「水銀に関する水俣条約」外交会議において、水銀に関する水俣条約が全会一致で採択され、地球規模での水銀の包括的な規制に向けた取組に貢献した。 ・水銀含有製品について、代替製品等への転換を促進する広報及び同製品の適正処理を目的に講習会等を実施。 ・熊本県立大学と国立水俣病総合研究センターの連携大学院で水銀研究を行う留学生の支援を実施。
⑦ 防災・安全	_____	_____
⑧ 家庭用品	_____	_____
⑨ 化学物質過敏症等	_____	_____
⑩ 環境に残留する医薬品等	_____	_____

出典：第五次熊本県環境基本計画【平成 28～32 年度】本編（熊本県、平成 28 年 2 月）

環境調査報告書 第 54 報 令和元年（2019 年）9 月

—44. 大分県—

大分県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 68 大分県における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	_____
	水質	_____
	土壤	_____
	共通	_____
	その他	_____
② 廃棄・資源循環	_____	_____
③ 化学物質の適正管理	農薬	・「大分県主要農作物病害虫及び雑草防除指導指針」をインターネットで公開し、農薬の適正かつ安全な使用を推進すると共に、関係者へ広く速やかな情報提供を図った。 ・ゴルフ場業者に対しては、「ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱」に基づき農薬使用実績の報告を受けると共に、必要に応じて立ち入り調査を行い、農薬の使用方法や保管管理等について指導を行った。
④ 情報公開	_____	_____
⑤ 研究開発	_____	_____
⑥ 教育・普及啓発	_____	_____
⑦ 防災・安全	_____	_____
⑧ 家庭用品	_____	_____
⑨ 化学物質過敏症等	_____	_____
⑩ 環境に残留する医薬品等	_____	_____

—45. 宮崎県—

宮崎県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 69 宮崎県における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	平成 30 年度に大気汚染防止法で規定されている有害大気汚染物質について調査（3 地点、21 項目）を行ったところ、環境基準が規定されている項目はいずれも基準以下であった。
	水質	平成 30 年度に水質汚濁防止法で規定されている水生生物保全環境基準項目（3 項目）について 14 地点で調査を行ったところ、いずれも環境基準以下であった。
	土壤	——
	共通	平成 30 年度に環境中（大気 5 地点、水質・底質 11 地点、地下水 4 地点、土壤 4 地点）のダイオキシン類濃度について調査を行ったところ、いずれも環境基準以下であった。
	その他	——
② 廃棄・資源循環	ダイオキシン類	平成 30 年度にダイオキシン類の排出基準が適用される大気基準適用施設（廃棄物焼却炉 32 施設）及び水質基準適用事業場（最終処分場 2 施設）の排出基準の遵守状況を確認するために立入測定を実施したところ、廃棄物焼却炉 3 施設が排出基準を超過したが、改善対策後、排出基準以下になった。なお、水質基準適用事業場については全て排出基準以下だった。
③ 化学物質の適正管理	——	——
④ 情報公開	——	——
⑤ 研究開発	——	——
⑥ 教育・普及啓発	——	——
⑦ 防災・安全	——	——
⑧ 家庭用品	——	平成 30 年度に繊維製品 37 検体（ホルムアルデヒト）及び洗剤 8 検体（塩化水素等）について試買検査を実施したところ、いずれも含有基準以下であった。
⑨ 化学物質過敏症等	——	——
⑩ 環境に残留する医薬品等	——	——

出典：平成 30 年度事業概要（宮崎県）

—46. 鹿児島県—

鹿児島県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 70 鹿児島県における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	_____
	水質	_____
	土壤	_____
	共通	・ダイオキシン類 平成30年度に環境中のダイオキシン類濃度について調査を行った結果、すべての地点で環境基準を達成した。
	その他	_____
② 廃棄・資源循環	_____	_____
③ 化学物質の適正管理	内分泌かく乱物質	・「内分泌かく乱化学物質等情報交換検討会」の関係各課において監視調査や残留農薬試験等を実施するとともに、情報の提供、収集を行っている。
④ 情報公開	_____	_____
⑤ 研究開発	_____	_____
⑥ 教育・普及啓発	_____	_____
⑦ 防災・安全	_____	_____
⑧ 家庭用品	_____	_____
⑨ 化学物質過敏症等	_____	_____
⑩ 環境に残留する医薬品等	_____	_____

出典：鹿児島県環境基本計画（鹿児島県、2011年）

平成30年版環境白書（鹿児島県）

—47. 沖縄県—

沖縄県における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 71 沖縄県における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	<ul style="list-style-type: none"> ・微小粒子状物質の測定は、平成 23 年度から環境省の PM2.5 モニタリング試行事業により、一般環境大気測定局 1 局で測定を開始し、平成 26 年度から沖縄県の事業として一般環境大気測定局 5 局で実施している。平成 30 年度の測定の結果、長期的評価による大気の汚染に係る環境基準を達成した。 ・一般環境における大気中アスベスト濃度を把握するため、県内 2 地点で定期的にアスベストモニタリング調査を実施。
	水質	――
	土壤	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 50 年度から平成 8 年度まで土壤保全対策事業の一環として農用地における土壤の調査を行った結果、基準値以上の重金属類は検出されていない。
	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類 平成 30 年度は、底質及び土壤については、全ての地点で環境基準を達成していた。大気、水質及び地下水の環境基準の達成状況は、測定地点ごとの年間平均値により評価することとなっており、全ての地点で環境基準を達成していた。 また、米軍基地 2 施設（嘉手納飛行場、キャンプ・ハンセン）の底質 3 地点について分析した結果、すべての地点が環境基準に適合していた。
	その他	――
② 廃棄・資源循環	――	――
③ 化学物質の適正管理	農薬	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県は亜熱帯気候に属し、周年病害虫が発生するため、使用する農薬の種類及び量も多くなっているが、平成 30 年における本県の農薬販売量は 1,769t であり、近年は減少傾向にある。 ・県は、農薬使用者および販売者に対して適正な使用及び取り扱いについて講習会の開催やチラシの配布等の啓発活動を実施している。
	アスベスト	<ul style="list-style-type: none"> ・県では、特定粉じん排出等作業実施届出があった作業現場への立入検査を行い、作業基準の遵守状況及びアスベスト飛散防止対策がとられているか等の確認を行っている。
④ 情報公開	環境リスクに関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・調査・研究を通じ得られた化学物質に関する情報について、広く県民に情報を公開することにより、環境リスクに関する情報・知識の共有し、情報に関する共通の理解と信頼の上に立って、社会的に許容されるリスクについての合意形成を図っていくこととしている。
⑤ 研究開発	――	――
⑥ 教育・普及啓発	――	――
⑦ 防災・安全	――	――
⑧ 家庭用品	――	――
⑨ 化学物質過敏症等	――	――
⑩ 環境に残留する医薬品等	――	――

出典：第 2 次沖縄県環境基本計画（沖縄県、2013 年）

平成 25 年度環境白書（沖縄県）

—48. 札幌市—

札幌市における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 72 札幌市における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	――
	水質	市街化調整区域における汚水の放流基準等を定めた要綱を制定。
	土壤	――
	PRTR	独自の届出項目の設定（取扱量、市内事業所における従事者数等）。 独自の対象事業者を設定（取扱量が100kg以上が対象）。
	その他	ゴルフ場における除草剤等の適切な管理に関する取組。
② 廃棄・資源循環	――	――
③ 化学物質の適正管理	――	通常業務のマニュアルの中で、化学物質等の管理方法を設定。
④ 情報公開	――	Web上で環境行政の活動や各種環境測定の結果を掲載している。
⑤ 研究開発	――	――
⑥ 教育・普及啓発	――	化学物質管理に関する普及啓発セミナーを実施。
⑦ 防災・安全	――	――
⑧ 家庭用品	――	乳幼児用の繊維製品を中心に家庭用品の試買調査（ホルムアルデヒド等）を実施。
⑨ 化学物質過敏症等	――	化学物質過敏症の原因の1つとされる香料について、体調が悪くなる方があることを知りたいいただくためのポスターを作成し、施設管理者などへ適宜説明会を実施。 シックハウス対策については、「札幌市公共建築物シックハウス対策指針」を策定し、室内測定等安全確認を行っている。
⑩ 環境に残留する医薬品等	――	住宅地における農薬等の使用に関して、市ホームページや広報誌において啓発している。

—49. 仙台市—

仙台市における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 73 仙台市における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	_____
	水質	_____
	土壤	_____
	PRTR	_____
	その他	内分泌かく乱物質に関するモニタリング調査を実施。 ゴルフ場における除草剤等の適切な管理に関する調査を実施。
② 廃棄・資源循環	_____	_____
③ 化学物質の適正管理	_____	_____
④ 情報公開	_____	Web 上で環境行政の取り組み（測定結果等）を掲載している。
⑤ 研究開発	_____	_____
⑥ 教育・普及啓発	_____	化学物質管理に関する教育支援を実施。（総務局回答） 化学物質に関する教育支援を実施（出前講座）。（環境局回答）
⑦ 防災・安全	_____	_____
⑧ 家庭用品	_____	_____
⑨ 化学物質過敏症等	_____	_____
⑩ 環境に残留する医薬品等	_____	_____

—50. さいたま市—

さいたま市における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 74 さいたま市における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	大気における上乗せ・横出し基準の適用。
	水質	――
	土壤	――
	PRTR	独自の届出項目の設定（取扱量・保管量、等）。 独自の対象事業者を設定。 独自の対象化学物質を設定。
	その他	内分泌かく乱物質に関するモニタリング調査を実施。 ゴルフ場における除草剤等の適切な管理に関する取組。
② 廃棄・資源循環	――	――
③ 化学物質の適正管理	――	事業者へ管理計画策定を指示。 独自の管理指針を設定。
④ 情報公開	――	Web 上で環境行政の活動を掲載している。 セミナーにより環境行政の取組や統計情報等を紹介している。 リスクコミュニケーションの推進等の取組をしている。
⑤ 研究開発	――	（現在は実施していない）
⑥ 教育・普及啓発	――	化学物質管理に関する普及啓発セミナーや教育支援を実施。
⑦ 防災・安全	――	化学物質管理における防災安全に関する取組。 事業者が定める化学物質管理計画に、事故及び災害対策に関する事項を求めている。
⑧ 家庭用品	――	――
⑨ 化学物質過敏症等	――	――
⑩ 環境に残留する医薬品等	――	――

—51. 千葉市—

千葉市における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 75 千葉市における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	① 市内 6 地点で年 2 回、一般環境中のアスベスト調査を実施している。 ② 千葉市環境基本計画に基づき、降下ばいじんに関し、環境目標値を設定し、測定結果の評価を行っている。
	水質	・ 環境審議会の意見に基づき、有機塩素系化合物等について地下水のモニタリング等を実施している。
	土壌	_____
	PRTR	_____
	その他	_____
② 廃棄・資源循環	_____	_____
③ 化学物質の適正管理	_____	化学合成農薬の使用量削減に関する取組
④ 情報公開	_____	Web 上で環境行政の活動を掲載している。
⑤ 研究開発	_____	水質中の有機フッ素化合物 (PFCs) の実態調査を継続して実施。
⑥ 教育・普及啓発	_____	化学物質管理に関する普及啓発セミナーや教育支援を実施。
⑦ 防災・安全	_____	_____
⑧ 家庭用品	_____	_____
⑨ 化学物質過敏症等	_____	_____
⑩ 環境に残留する医薬品等	_____	_____

—52. 横浜市—

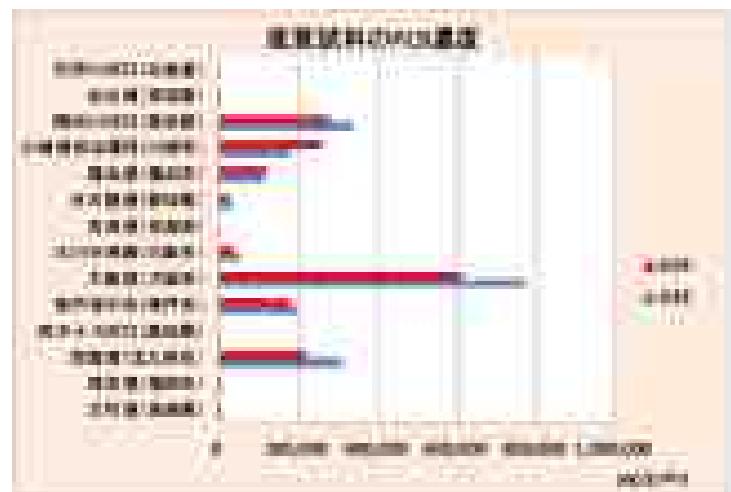
横浜市における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。また、これらの取組に関連する図表を末尾に示す。

図表 76 横浜市における化学物質管理に関する主な取組状況

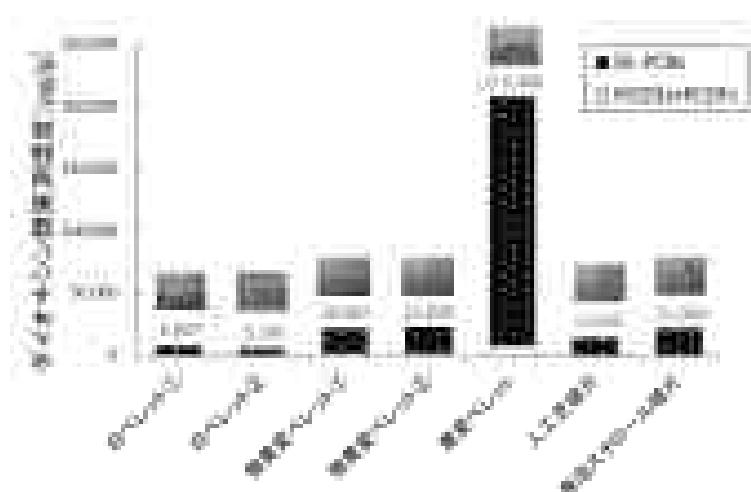
大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	大気環境中のアスベストについて、モニタリング調査を実施している。なお、大気汚染防止法で規制対象外となっている石綿布又はセメント建材（対象使用面積の合計が1,000m ² 以上）の除去、改造又は補修する作業については、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」（以下、「市条例」という。）に基づき、石綿の除去等の作業に係る届出対象としているとともに、工事施工業者には、大気汚染防止法及び市条例で届出された解体工事等の作業場所近傍や敷地境界付近で、石綿濃度の測定を義務付けている。
	水質	――
	土壤	――
	PRTR	――
② 廃棄・資源循環	その他	残留性有機汚染物質（POPs等）に関するモニタリング調査を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・環境省化学物質環境実態調査の一環で横浜市内水質及び大気中のPOPsモニタリング調査を行っている。（図表77） ・海岸等に存在するマイクロプラスチックに付着したダイオキシン類の調査を行っている。（図表78） ・横浜市内の大気中クロルデン類及びPFOS等有機フッ素類に係る調査を実施した（平成27-29年度）。（神奈川県環境科学センター、川崎市環境総合研究所との共同研究） ・下水処理施設放流水中のPFOS、PFOAの測定を実施した（平成24-25年度）。 <p>化学合成農薬の使用量削減に関する取組。 ゴルフ場における除草剤等の適切な管理に関する取組。 <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市内のゴルフ場において、排水の検査以外に、ゴルフ場内の池の水の農薬分析を夏季～秋季に行っている。 <p>下水処理施設放流水中の医薬品類21物質の測定を実施した（平成27-29年度）。（図表79）</p> </p>
		――
		――
		――
		――
		――
③ 化学物質の適正管理	――	事業者へ管理計画策定を指示。 独自の管理指針を設定。 地方公共団体独自にリスク評価を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市内の公共用水域の水質試料及び水再生センターの排水について、化学物質のスクリーニング（横浜国大と共同研究）及びミジンコ生態影響試験（国立環境研究所と共同研究）を行い、化学物質のリスクに関して検討した。（平成25-27年度） ・横浜市内の河川水を用いてWET試験（国立環境研究所、川崎市環境総合研究所、名古屋市環境科学調査センター等と共同研究）を行い、生態リスクについて検討した。（平成26-27年度） ・大気中のオキシダント生成に係ると考えられる物質（約120種類）を測定し、各物質の濃度、オゾン生成能、各物質の相関関係等について解析

大項目	小項目	取組概要
		し、発生源の推定を行っている。(東京都環境科学研究所、千葉市環境保健研究所と共同研究)。
④ 情報公開	――	<p>Web 上で環境行政の活動を掲載している。 URL : https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyochozen/hozentorikumi/</p> <p>セミナーにより環境行政の取組や統計情報等を紹介している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民向けセミナー及び事業者向けセミナーを実施し、その中で本市の取組や PRTR の結果等を紹介している。 <p>リスクコミュニケーションの推進等の取組を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者向けのセミナーでリスクコミュニケーションに関する講演を行っている。
⑤ 研究開発	――	<p>分析手法の確立に関する研究を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省委託の化学物質環境実態調査において、分析法が確立されていない物質・媒体について、分析法を確立するとともに、横浜市内で、分析を行っている。 ・ゴルフ場農薬について、標準分析法を参考にしながら、研究所の既存の分析装置を用いて分析法の検討（検出感度、回収率の確認等）を行っている。 ・マイクロプラスチックに付着したダイオキシン類の分析方法について検討するとともに、海岸や河川のマイクロプラスチックの存在量の調査を行っている。
⑥ 教育・普及啓発	――	<p>化学物質管理に関する普及啓発セミナーや教育支援を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民に対する普及啓発活動として、化学物質セミナーを実施している。また、イベントへの出展や環境科学研究所の施設公開を通して、化学物質関係のパネル展示や簡単な分析のデモを行っている。 ・学生に対する教育活動として、大学の講義、小学校への環境学習出前講座を実施している。 ・事業者に対する普及啓発活動・情報提供として、化学物質管理セミナー や環境リスク評価講習会を実施している。 ・庁内発表会（横浜市環境創造局業務研究改善事例発表会）、神奈川県横浜市川崎市環境研究合同発表会において、化学物質の環境実態を紹介し、幅広い年代に対して、普及啓発、教育支援の実施を行っている。
⑦ 防災・安全	――	<p>化学物質管理における防災安全に関する取組。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害時における有害化学物質調査の協力に関する協定」を、環境計量証明事業を行う組織団体と結んでいる。 ・「災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定」を一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会と結んでいる。（平成 30 年度から） ・横浜市防災対策計画震災対策編に、有害化学物質等による汚染防止対策等を定めている。 ・災害時等の緊急調査を想定した GC/MS による化学物質の網羅的簡易迅速測定法の開発について、国立環境研究所及び地方環境研究所と共同研究を行っている。（平成 31 年度から）
⑧ 家庭用品	――	――
⑨ 化学物質過敏症等	――	――
⑩ 環境に残留する医薬品等	――	(①環境モニタリングに記載)

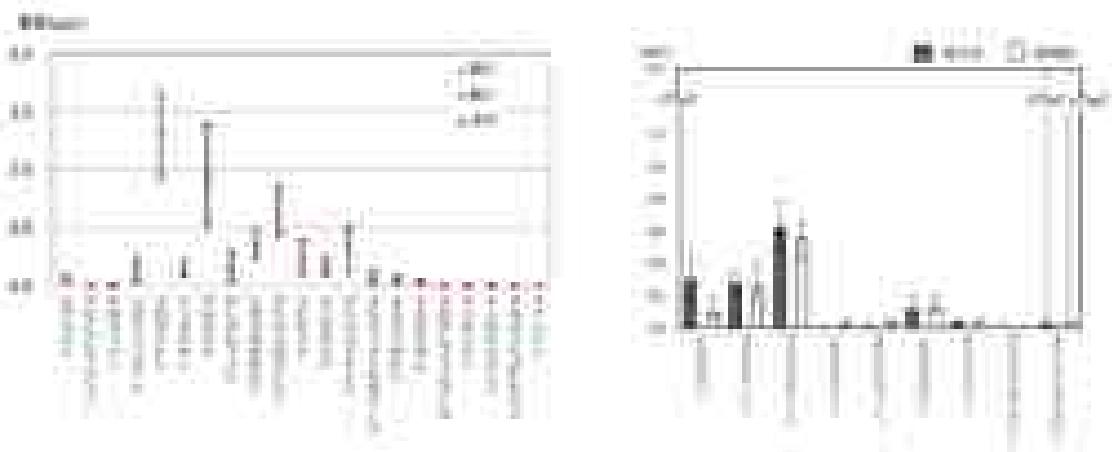
【関連図表】



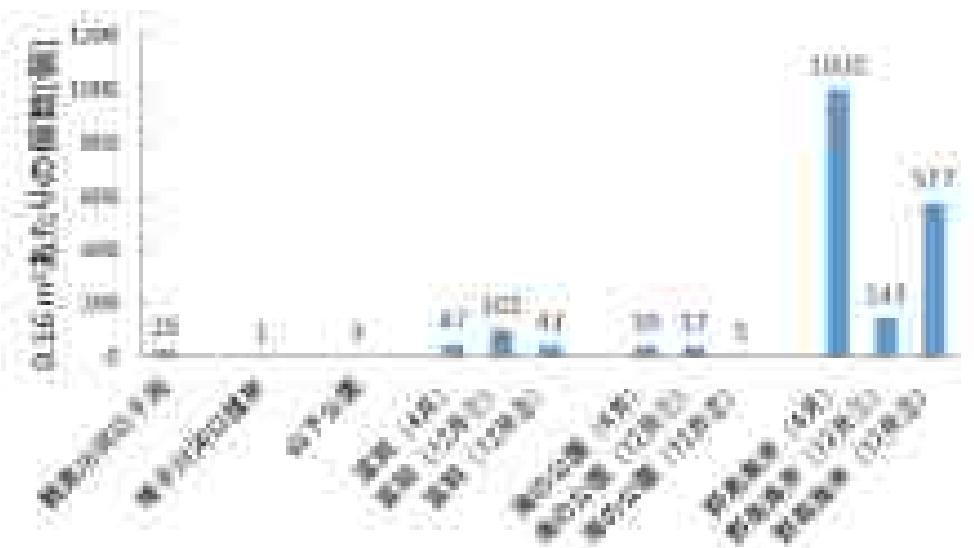
図表 77 環境省化学物質環境実態調査結果より、一部抜粋



図表 78 マイクロプラスチックに付着するダイオキシン類濃度



図表 79 下水処理施設放流水中の医薬品類濃度（左：平成 27 年度、右：平成 29 年度）



図表 80 横浜市内の沿岸のマイクロプラスチックの個数

—53. 川崎市—

川崎市における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 81 川崎市における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	<ul style="list-style-type: none"> ・環境大気中のアスベスト濃度調査を実施している。 ・環境大気中の未規制化学物質について環境実態調査を実施している。
	水質	<ul style="list-style-type: none"> ・環境水質中の未規制化学物質について環境実態調査を実施している。
	土壤	――
	PRTR	――
	その他	――
② 廃棄・資源循環	――	――
③ 化学物質の適正管理	排出規制	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（以下「市条例」という。）に基づき、工場・事業場に対して独自の規制基準を定めるとともに、大気汚染防止法対象外の施設や汚染物質についても規制対象とし、規制基準を定めている。 ・市条例に基づき、工場及び事業場に対して独自の規制基準を定めるとともに、水質汚濁防止法対象外の施設や汚染物質についても規制対象とし、規制基準を定めている。
	適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・市条例に基づき、化学物質の適正管理に関する指針を定めており、事業者に管理体制の整備及び管理計画の策定等を求める。 ・環境リスク評価手引きの普及や環境リスク評価講習会（横浜市と共に）の開催により事業者における化学物質の自主管理支援を行っている。 ・市が実施している事業者向けの化学物質管理支援メニューについて、リーフレットにとりまとめ、配布している。 ・環境実態調査の結果を用いて、環境リスク評価を実施している。
④ 情報公開	情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業者を対象としたセミナー（横浜市と共に）を開催し、行政の取組、化学物質排出・移動状況の集計結果及び化学物質に関する情報等の提供を行っている。 ・市民の化学物質に関する理解を深めるためのパンフレットを作成し、配布している。
	リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の環境・リスクコミュニケーションの促進のため、パンフレット「環境サイトレポート作成の手引き」を作成、配布している他、市内の事業者による環境・リスクコミュニケーション事例を収集し、ホームページで情報提供している。
⑤ 研究開発	――	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省委託の化学物質環境実態調査において、分析法が確立されていない化学物質について、分析手法を確立するとともに、市内の環境実態調査を行っている。
⑥ 教育・普及啓発	――	<ul style="list-style-type: none"> ・市内小学校及び中学校向けに環境副読本及び指導用手引きを作成し、普及啓発に努めている。

大項目	小項目	取組概要
		・市民向けに化学物質管理に関するセミナーを実施し、普及啓発に努めている。(横浜市と共に)
⑦ 防災・安全	――	・「化学物質の適正管理に関する指針」において、事業者に災害及び事故防止のために適切な対策を講ずるとともに、定期的な訓練の実施を求める。
⑧ 家庭用品	――	・市民向けに化学物質管理に関するセミナーを実施している。(横浜市と共に)
⑨ 化学物質過敏症等	――	――
⑩ 環境に残留する医薬品等	――	――

—54. 相模原市—

相模原市における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 82 相模原市における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	_____
	水質	_____
	土壤	_____
	PRTR	神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、化管法に基づく PRTR 制度届出事業者に取扱量等の報告を義務付けている。
	その他	_____
② 廃棄・資源循環	_____	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく、保管事業者からの届出を受理し、保管事業者へ立入検査を実施し、保管状況等を確認している。
③ 化学物質の適正管理	_____	神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく化学物質適正管理制度により、事業者による化学物質の排出及び保管等の情報の整理を義務付けている。なお、条例では第1種指定化学物質取扱事業者に対し、化学物質の管理目標の作成及び指定事業所に対し自主的管理の報告義務を定めている。
④ 情報公開	_____	Web 上で環境行政の活動を掲載している。 セミナーにより環境行政の取組や統計情報等を紹介している。
⑤ 研究開発	_____	_____
⑥ 教育・普及啓発	_____	化学物質対策セミナーの開催、ホームページやパンフレットによる VOC 対策の周知等により、化学物質に関する情報を住民や事業者に提供している。
⑦ 防災・安全	_____	_____
⑧ 家庭用品	_____	有害物質を含有する家庭用品による市民の健康被害の発生及び拡大を防止するため、市内の販売店におけるベビー服・下着等の衣料品、エアゾル製品等の家庭用品の試買検査を実施している。
⑨ 化学物質過敏症等	_____	シックハウス症候群に関する相談を受け、相談の状況に応じてホルムアルデヒド、トルエン、パラジクロロベンゼンについての簡易測定を実施している。
⑩ 環境に残留する医薬品等	_____	_____

—55. 新潟市—

新潟市における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 83 新潟市における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	大気における上乗せ・横出し基準の適用（該当事項 市条例のボイラー、廃棄物焼却炉）
	水質	水質における上乗せ・横出し基準の適用（該当事項 市条例の汚水に係る指定施設）
	土壤	_____
	PRTR	_____
	その他	内分泌かく乱物質に関するモニタリング調査の取組（該当事項 環境ホルモン調査）
② 廃棄・資源循環	_____	_____
③ 化学物質の適正管理	_____	_____
④ 情報公開	_____	Web上で環境行政の活動を掲載している（該当事項 大気常時監視、水質調査結果の速報掲載） セミナーにより環境行政の取組や統計情報等を紹介している（該当事項 出前出張講座） リスクコミュニケーションの推進等の取組を実施している（該当事項 県合同での環境コミュニケーション開催）
⑤ 研究開発	_____	_____
⑥ 教育・普及啓発	_____	_____
⑦ 防災・安全	_____	化学物質管理における防災安全に関する取組（該当事項 市地域防災計画において、市の体制を示した環境汚染の応急対策マニュアルを策定している。）
⑧ 家庭用品	_____	_____
⑨ 化学物質過敏症等	_____	_____
⑩ 環境に残留する医薬品等	_____	_____

—56. 静岡市—

静岡市における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 84 静岡市における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	_____
	水質	_____
	土壤	_____
	PRTR	_____
	その他	内分泌かく乱物質モニタリング調査の取組終了 (法令に定められた、ヒトへの影響が確認されている化学物質の調査について注力することとしたため)
② 廃棄・資源循環	_____	_____
③ 化学物質の適正管理	_____	_____
④ 情報公開	_____	_____
⑤ 研究開発	_____	_____
⑥ 教育・普及啓発	_____	_____
⑦ 防災・安全	_____	_____
⑧ 家庭用品	_____	_____
⑨ 化学物質過敏症等	_____	_____
⑩ 環境に残留する医薬品等	_____	_____

—57. 浜松市—

浜松市における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 85 浜松市における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	――
	水質	水質汚濁防止法に基づくモニタリングの際に、環境基準が設定されている項目に加え、特殊項目及びその他の項目についても検査をしている。
	土壤	――
	PRTR	――
	その他	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、公共用水域（水・底質）、地下水及び土壤の常時監視を行っている。
② 廃棄・資源循環	――	PCB 廃棄物の期限内処理に向け、PCB 廃棄物所有事業者を把握するための調査を行っている。 また、調査により発見された PCB 廃棄物所有事業者に対しては、当該廃棄物を適正に保管し、速やかに処理手続きを行うよう指導している。
③ 化学物質の適正管理	――	立入検査時や各種届出を受ける際、P R T R 該当物質を使用していると判断する時は、該当物質についての適正管理を指導している。
④ 情報公開	――	法改正の際には、必要に応じて説明会の開催、ホームページでの周知、チラシの配布などを行い周知している。 水質事故等の情報をホームページで公開している。
⑤ 研究開発	――	――
⑥ 教育・普及啓発	――	浜松市の小学生が、実験を通して身の回りの環境について興味を持つ機会を設けることを目的とし、環境実験教室（酸性雨・水の簡易分析）として環境学習指導員を講師として派遣している。
⑦ 防災・安全	――	災害時における化学物質の発散又は漏えい等が確認された場合、人的被害の発生、またそのおそれがある際には、化学物質による影響状況の調査を円滑かつ迅速に実施するため、当市と一般社団法人静岡県計量協会環境計量証明部会西部支部の間で「災害時の化学物質影響調査に関する協定書」を締結している。事故等により有害物質や油類等が流出した場合に備え、「大気汚染に係る事故処理マニュアル」及び「水質汚濁に係る事故発生時及び緊急時の対応マニュアル」を整備しており、情報共有や事業者に対する措置をしている。 硫黄酸化物や光化学オキシダント濃度等が上昇し、注意報等が発生した場合に備え、「大気汚染防止法に係る緊急時の措置実務マニュアル」を整備し、市民への周知や事業者へのばい煙等の削減要請をしている。
⑧ 家庭用品	――	――
⑨ 化学物質過敏症等	――	――
⑩ 環境に残留する医薬品等	――	――

—58. 名古屋市—

名古屋市における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 86 名古屋市における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	大気における上乗せ・横出し基準の適用。
	水質	水質における上乗せ・横出し基準の適用。
	土壤	――
	PRTR	独自の届出項目の設定（取扱量・保管量、等）。
	その他	内分泌かく乱物質に関するモニタリング調査を実施。 残留性有機汚染物質（POPs等）に関するモニタリング調査を実施。 化学合成農薬の使用量削減に関する取組。 ゴルフ場における除草剤等の適切な管理に関する取組。 医薬品等に関するモニタリング調査実施
② 廃棄・資源循環	――	――
③ 化学物質の適正管理	――	事業者へ管理計画策定を指示。 独自の管理指針を設定。
④ 情報公開	――	Web上で環境行政の活動を掲載している。 セミナーにより環境行政の取組や統計情報等を紹介している。 リスクコミュニケーションの推進等の取組を実施している。
⑤ 研究開発	――	越境大気汚染物質等の実態調査を実施している。 分析手法の確立に関する研究を実施している。
⑥ 教育・普及啓発	――	化学物質管理に関する普及啓発セミナーや教育支援を実施。
⑦ 防災・安全	――	――
⑧ 家庭用品	――	――
⑨ 化学物質過敏症等	――	――
⑩ 環境に残留する医薬品等	――	――

—59. 京都市—

京都市における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 87 京都市における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	大気における上乗せ・横出し基準の適用。
	水質	水質における上乗せ・横出し基準の適用。
	土壤	――
	PRTR	――
	その他	内分泌かく乱物質に関するモニタリング調査を実施。 残留性有機汚染物質（POPs等）に関するモニタリン調査を実施。
② 廃棄・資源循環	――	――
③ 化学物質の適正管理	――	――
④ 情報公開	――	――
⑤ 研究開発	――	――
⑥ 教育・普及啓発	――	――
⑦ 防災・安全	――	――
⑧ 家庭用品	――	国通知による検査等のみ。H24以降は本市独自の取組は特になし。
⑨ 化学物質過敏症等	――	――
⑩ 環境に残留する医薬品等	――	――

—60. 大阪市—

大阪市における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 88 大阪市における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	大気における上乗せ・横出し基準の適用。
	水質	水質における上乗せ・横出し基準の適用。
	土壤	――
	PRTR	独自の届出項目の設定（取扱量・保管量、等）。 独自の対象化学物質を設定。
	その他	化学合成農薬の使用量削減に関する取組。
② 廃棄・資源循環	――	――
③ 化学物質の適正管理	――	事業者へ管理計画策定を指示。 独自の管理指針を設定。 事業者へ化学物質のリスク評価の実施を依頼。
④ 情報公開	――	Web 上で環境行政の活動を掲載している。 セミナーにより環境行政の取組や統計情報等を紹介している。 リスクコミュニケーションの推進等の取組を実施している。 行政調査で得られた調査結果を用いた研究成果の学会等での発表。
⑤ 研究開発	――	越境大気汚染物質等の実態調査を実施している。 分析手法の確立に関する研究を実施している。 (例：POPs 候補物質の分析法を確立、未規制有害化学物質の分析法開発) POPs (HBCD) 及び POPs 候補物質の環境実態調査の実施。 ターゲットスクリーニング法を用いた有害化学物質の環境調査の実施。 (今年度より市内河川 30 か所において、医薬品等約 500 物質を対象に今年度 より毎月スクリーニング検査を実施) ダイオキシン類の環境挙動の解析
⑥ 教育・普及啓発	――	化学物質管理に関する普及啓発セミナーや教育支援を実施。
⑦ 防災・安全	――	化学物質管理における防災安全に関する取組。
⑧ 家庭用品	――	イベントへの出展や出前講座等による市民啓発活動の実施。 合成樹脂製器具・容器包装に含まれる化学物質のリスク評価を実施するため の試験法の開発（内閣府の研究助成）
⑨ 化学物質過敏症等	――	市ホームページでの周知啓発及び啓発ポスター、リーフレットの作成。 「大阪市の施設等における薬剤の適正使用に関する基本指針」の策定。 新任校園長に対する研修の実施。（「学校における環境衛生～室内空気問題について～」）
⑩ 環境に残留する医薬品等	――	ターゲットスクリーニング法を用いた環境に残留する医薬品等の実態調査。 (詳細は⑤研究開発に記載の通り)

—61. 堺市—

堺市における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 89 堺市における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	大気における上乗せ・横出し基準の適用。
	水質	水質における上乗せ・横出し基準の適用。
	土壤	――
	PRTR	独自の届出項目の設定（取扱量）。 独自の対象化学物質を設定。
	その他	化学合成農薬の使用量削減に関する取組。 ゴルフ場における除草剤等の適切な管理に関する取組。
② 廃棄・資源循環	――	――
③ 化学物質の適正管理	――	事業者へ管理計画策定を指示。 独自の管理指針を設定。 事業者へ化学物質のリスク評価の実施を依頼。
④ 情報公開	――	Web 上で環境行政の活動を掲載している。 セミナーにより環境行政の取組や統計情報等を紹介している。 リスクコミュニケーションの推進等の取組を実施している。
⑤ 研究開発	――	――
⑥ 教育・普及啓発	――	化学物質管理に関する普及啓発セミナーや教育支援を実施。
⑦ 防災・安全	――	化学物質管理における防災安全に関する取組。
⑧ 家庭用品	――	――
⑨ 化学物質過敏症等	――	市ホームページに化学物質過敏症について掲載 (H28. 10~)
⑩ 環境に残留する医薬品等	――	――

—62. 神戸市—

神戸市における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 90 神戸市における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	_____
	水質	_____
	土壤	_____
	PRTR	_____
	その他	<ul style="list-style-type: none">「神戸市ゴルフ場農薬指導指針」に基づき、市内ゴルフ場の排出水やその水が流入する河川等において、水質調査を行っている。市の水源や浄水について平成19年度から有機フッ素化合物（PFOA及びPFOS）の独自調査を実施し、安全性を確認している（米国環境保護庁（USEPA）の健康勧告値70ng/L）。
② 廃棄・資源循環	_____	_____
③ 化学物質の適正管理	_____	_____
④ 情報公開	_____	<p>Web上で環境行政の活動を掲載している。</p> <p>Web上で環境行政の取組や統計情報等を紹介し、リスクコミュニケーションの推進等の取組を実施している。</p>
⑤ 研究開発	_____	<ul style="list-style-type: none">環境保健研究所において、化審法や化管法等の対象物質となっている、または今後なりそうな物質のうち、環境中分析方法の確立が急がれる物質について、環境省と共に分析法の確立に向けた研究及び環境実態の解明に向けた研究調査を実施している。市内の化学物質の環境実態を把握するため、「神戸市化学物質環境実態調査」を実施。調査項目は広く化学物質全般の実態把握を行うため、環境省の化学物質環境実態調査のモニタリング物質や、従来の環境ホルモン調査で検出された物質、PRTR届出で排出移動量が多かった物質、広く使用されている農薬等から選定している。
⑥ 教育・普及啓発	_____	出前トークのテーマとして「化学物質と私たちの暮らし」を提供し、市の担当職員が希望のあった地域に直接出向いて、身近な化学物質について市民に説明をしている。
⑦ 防災・安全	_____	_____
⑧ 家庭用品	_____	_____
⑨ 化学物質過敏症等	_____	Web上で化学物質過敏症について紹介
⑩ 環境に残留する医薬品等	_____	_____

—63. 岡山市—

岡山市における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 91 岡山市における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	酸化エチレンについて令和2年度（単年）での発生源監視を検討中（根拠条例無し）
	水質	――
	土壤	――
	PRTR	――
	その他	河川水中の内分泌かく乱物質、残留性有機汚染物質（POPs等）及びゴルフ場の排出水に含まれる農薬のモニタリングを実施。 ※上記調査については、次年度以降、事業廃止も含め事業規模を縮小予定
② 廃棄・資源循環	――	――
③ 化学物質の適正管理	――	――
④ 情報公開	――	――
⑤ 研究開発	――	越境大気汚染物質等の調査のために、暫定局にてPM2.5濃度監視を平成26年度より実施していたが平成29年度末に調査終了。
⑥ 教育・普及啓発	――	――
⑦ 防災・安全	――	――
⑧ 家庭用品	――	乳幼児、子供、大人の衣類等を試買で40検体購入して、繊維製品等のホルムアルデヒド含有について検査して、検出基準に適合しているか否かを確認している。本年度、試買した40検体については、全てホルムアルデヒドの検出基準に適合していた。
⑨ 化学物質過敏症等	――	部屋のホルムアルデヒドを色の変化で簡単に判定できるホルムアルデヒド検出試験紙をシックハウスの相談に来られた方に渡している。 必要に応じて、トルエン、キシレン、スチレン、ホルムアルデヒドについて検知管を用いて、室内における化学物質の濃度を確認している。
⑩ 環境に残留する医薬品等	――	――

—64. 広島市—

広島市における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 92 広島市における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	・アスベスト 一般環境や発生源周辺の大気中のアスベスト濃度を測定。
	水質	――
	土壤	――
	PRTR	・内分泌かく乱化学物質 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）について、その汚染状況を把握するため、公共用水域の環境汚染状況調査を実施している。 ・化学物質の自主管理の促進指導等 条例に基づき、対象事業者に対して化学物質自主管理計画書の作成・公表を指導し、化学物質の自主管理を促進している。
	その他	・アスベスト 一般環境や発生源周辺の大気中のアスベスト濃度を測定。
② 廃棄・資源循環	――	・建築物等の解体工事における監視指導の強化や、県民への広報・相談体制、県有施設におけるアスベスト対策を継続。 ・「大気汚染防止法」に基づき、建築物及び工作物の解体等の作業現場への立入検査を実施し、作業基準の遵守を指導するとともに、アスベストの飛散防止の指導を実施。 ・「廃棄物処理法」に基づき、処理業者への立入検査や、廃棄物処理時のアスベスト飛散状況を調査し、アスベスト廃棄物の適正処理の指導を実施。 ・石綿による健康被害者の迅速かつ安定した救済を図るため、平成28年度までの10年間、国、事業者、他の都道府県と協調して救済給付に充てるための資金を拠出した。
③ 化学物質の適正管理	――	・ダイオキシン類の環境への排出を抑制するため、ダイオキシン類対策特別法に基づき、工場・事業場に対し、排出濃度の自主測定の実施などの指導や行政検査等を実施し、法の基準の遵守徹底を図っている。
④ 情報公開	リスクコミュニケーション等の推進	・事業者、住民及び行政によるリスクコミュニケーションを推進するための取組みを行っている。 ・化学物質の環境リスクに関する情報提供を充実させ、県民と企業の間の「安全・安心」のギャップの低減を図っている。
	県民への情報提供	・県民の不安解消を図るため、健康、環境汚染、廃棄物処理、建築物に関するアスベスト相談窓口を設置し、各種相談に応じるとともに、県ホームページなどにより、アスベスト関連情報を提供している。
	PRTR	・化管法に基づき、事業者から届けられた排出の状況等について、国の集計データベースをもとに県内の状況を地域別等に集計し、ホームページに公表するとともに、環境リスクに関する情報を提供。
⑤ 研究開発	――	――
⑥ 教育・普及啓発	――	――

大項目	小項目	取組概要
⑦ 防災・安全	――	広島県地域防災計画及び広島県災害廃棄物処理計画に有害性・危険性のある処理困難物の処理を位置付け、化学物質等への対応を定めている。
⑧ 家庭用品	――	・「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、毎年度、県及び関係市町において家庭用品の安全性を確認するための試買検査を実施している。
⑨ 化学物質過敏症等	――	・シックハウス症候群や化学物質過敏症の対策について協議するため、平成12年度から「広島県シックハウス症候群・化学物質過敏症対策連絡会議」を開催している。
⑩ 環境に残留する医薬品等	――	――

—65. 北九州市—

北九州市における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 93 北九州市における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	――
	水質	水質における上乗せ・横出し基準の適用。
	土壤	――
	PRTR	――
	その他	内分泌かく乱物質に関するモニタリング調査を実施。
② 廃棄・資源循環	――	――
③ 化学物質の適正管理	――	事業者による自主管理計画策定の推進を目的とした、有害物質管理等に向けた自主管理指針の作成に向けた検討を行っている。
④ 情報公開	――	Web上で環境行政の活動を掲載している。 セミナーにより環境行政の取組や統計情報等を紹介している。
⑤ 研究開発	――	――
⑥ 教育・普及啓発	――	――
⑦ 防災・安全	――	――
⑧ 家庭用品	――	本市HPにて、情報提供や注意喚起を行っている。
⑨ 化学物質過敏症等	――	本市HPにて、情報提供や注意喚起を行っている。
⑩ 環境に残留する医薬品等	――	――

—66. 福岡市—

福岡市における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 94 福岡市における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づき、大気汚染防止法に定めるボイラーより小規模なボイラーについても規制対象とし、排出基準を定めている。 平成30年3月に「福岡市アスベスト対策推進プラン（第二次）」を定め、建築物のアスベスト除去推進や解体等工事からのアスベスト飛散防止、情報の一元化、災害時のアスベスト飛散・ばく露防止に取り組んでいる。
	水質	特定事業場の排水規制については、水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（福岡県上乗せ条例）により、水質汚濁防止法より厳しい排出基準が定められている。
	土壤	――
	PRTR	――
	その他	福岡県ゴルフ場農薬適正指導要綱に基づき、市内ゴルフ場の排出水・地下水等の調査を行っている。
② 廃棄・資源循環	――	――
③ 化学物質の適正管理	――	――
④ 情報公開	――	大気・水質等の測定結果や化学物質に関する情報をWeb上に掲載している。
⑤ 研究開発	――	保健環境研究所において、国立環境研究所との共同研究により以下の調査研究を実施している。 ・越境大気汚染物質等の実態調査（平成22年度～） ・水環境におけるPOPs等の有害化学物質の実態調査（平成21～30年度） ・化学物質の網羅的分析法の開発（令和元年度～）
⑥ 教育・普及啓発	――	出前講座を開催し、化学物質に関する知識や生活との関わりについて、市民や事業者に情報を提供している。
⑦ 防災・安全	――	――
⑧ 家庭用品	――	試買検査により流通している家庭用品の安全性確認を実施している。 身近な家庭用品と健康被害の事例についてホームページに掲載し、住民に情報を提供している。
⑨ 化学物質過敏症等	――	――
⑩ 環境に残留する医薬品等	――	保健環境研究所において平成24年度から平成26年度まで、水環境における医薬品の分析法を開発するとともに、実態調査を実施した。

—67. 熊本市—

熊本市における化学物質管理に関する取組状況（目標の達成状況を含む）を示す。

図表 95 熊本市における化学物質管理に関する主な取組状況

大項目	小項目	取組概要
① 環境モニタリング	大気	――
	水質	特定事業場等に対し、立入調査を実施して排出水の水質を監視している（事業場排水については、熊本県の条例による上乗せ及び横出し規制がある。）
	土壤	――
	PRTR	――
	その他	――
② 廃棄・資源循環	――	――
③ 化学物質の適正管理	――	――
④ 情報公開	――	Web 上で環境行政の活動を掲載している。
⑤ 研究開発	――	――
⑥ 教育・普及啓発	――	――
⑦ 防災・安全	――	――
⑧ 家庭用品	――	試買試験により化学物質含有量の調査を実施。
⑨ 化学物質過敏症等	――	ポスター・ラジオ放送等で啓発を実施。
⑩ 環境に残留する医薬品等	――	――